

令和4年第1回大多喜町議会定例会

## 3月会議会議録

令和4年 3月1日 開会

令和4年 3月15日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和四年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和四年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

## 令和4年第1回大多喜町議会定例会3月議会会議録目次

### 第1号（3月1日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会及び開議の宣告	3
所信表明及び行政報告	3
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
一般質問	10
森久君	10
山田久子君	18
渡辺善男君	26
吉野僖一君	34
渡邊泰宣君	42
根本年生君	49
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
日程の追加	78
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	79

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
会議時間の延長	82
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
散会の宣告	91

## 第 2 号 (3月2日)

出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	93
本会議に職務のため出席した者の職氏名	93
議事日程	94
開議の宣告	95
議事日程の報告	95
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第 18 号～議案第 24 号の一括上程、説明	123
散会の宣告	158

## 第 3 号 (3月15日)

出席議員	159
欠席議員	159
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	159
本会議に職務のため出席した者の職氏名	159
議事日程	160

開議の宣告	161
行政報告	161
諸般の報告	162
議事日程の報告	163
議案第18号の質疑、討論、採決	163
議案第19号の質疑、討論、採決	172
議案第20号の質疑、討論、採決	173
議案第21号の質疑、討論、採決	174
議案第22号の質疑、討論、採決	175
議案第23号の質疑、討論、採決	176
議案第24号の質疑、討論、採決	177
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
夷隅環境衛生組合議会議員の選挙	180
日程の追加	182
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
休会について	184
散会の宣告	184
署名議員	187

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

( 第 1 号 )

令和4年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和4年3月1日(火)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君
代表監査委員	滝口延康君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		



## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 同意第 1号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第 1号 指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 2号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例の制定について
- 追加日程第 1 発議第2号 議案第7号大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例に対する附帯決議について
- 日程第12 議案第 8号 大多喜町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 大多喜町過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。

本日は、令和4年第1回議会定例会を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦勞さまでございます。また、滝口代表監査委員にはご出席をいただきまして、誠にご苦勞さまでございます。

本日の会議は、今年初めて開催される本会議であります。昨年同様に、今年もよろしくお願いたします。

また、平林町長におかれましては、さきの町長選挙におきまして当選されましたことを心からお祝い申し上げます。今後も町民の福祉向上と町発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和4年第1回大多喜町議会定例会を開催します。

これより3月会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎所信表明及び行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から所信表明及び行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

それでは、所信表明と行政報告をさせていただきたいと思えます。

令和4年第1回議会定例会3月会議の開会に当たり、所信を明らかにする機会をいただいたことに議長をはじめ議員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

去る1月16日執行の大多喜町町長選挙におきまして多くの町民の皆様から信任をいただき、栄誉ある当選をさせていただき、町政の執行に当たることになりました。多くの皆様に対して深く感謝申し上げるとともに、その責任の重大さを痛感しております。どうか議員各位におかれましては、今後の町政運営におきましてご指導とご協力を賜りますよう、心からお願いたします。

さて、私は、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを基本理念とし、本町のブランド力の向上を目指し、本町に住んでよかった、また、観光客が何度でも訪れたい魅力あるまち

にするため、議員の皆様、そして町民の皆様と熱い力を集結して、一丸となって町政推進に取り組んでいく所存でございます。

この理念を進める施策の1つ目としまして、農業の活性化を挙げさせていただいております。水田の畑地化による野菜栽培の推進や新しい農作物の販路開拓などにより、シルバーの農業従事者、また新規就農者の所得向上に努めてまいりたいと思っております。

2つ目としては、ロケーションサービスの構築による町のPRでございます。テレビや映画等の撮影場所としての誘致活動などを行い、本町の自然の豊かさや空き家の活用も含め、観光客の増員による観光業、また商業の好影響、それから好循環に努めてまいりたいと思っております。

施策の3つ目としては、DMO登録制度を利用し、国から認定をされたまちづくり会社をフル活用することでございます。DMO、観光地域経営組織としての戦略を策定し、観光関連業者、商工業などと連携して新しいサービスや商品開発を通じながら、観光客の確保、観光による地域づくりに活性化を進めてまいりたいと考えております。

以上、私の町政運営に当たっての所信の一端を申し上げます。町民の皆様、議員の皆様の町政に対する一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

続きまして、このような私の掲げる施策を踏まえた上で、令和4年度の各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干ご説明をさせていただきたいと思っております。

内閣府の経済見通しによると、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中、一部に弱さが見られるとされており、先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。

ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向により、下振れリスクに十分注意する必要や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとの認識が示されております。

こうした政府の経済見通しや依然続く新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、本町の令和4年度予算の歳入では、税収及び交付金等を過大に見積もることなく算定しつつ、歳出は、第3次総合計画・後期基本計画及び第2期総合戦略との整合性を図り、重点事業等を着実に推進すること、また、全ての事業について、その必要性、緊急性、費用対効果を十分に検討することを予算編成の基本とさせていただきました。

令和4年度の歳入における自主財源については、町税が2.2パーセント増の10億9,879万7,000円、その他繰入金の増額等により自主財源総額は17.9パーセント増の22億5,208万8,000円となりました。

依存財源については、地方財政計画を基に算定し、地方交付税は普通交付税の増により10.2パーセント増の16億9,613万3,000円を見込みましたが、県支出金や町債の減少などにより総額は前年度より0.7パーセント減の29億7,791万2,000円となりました。

一方、歳出においては、総務費は、参議院議員選挙、千葉県議会議員選挙、マイナンバーカード取得推進事業、各種証明書のコンビニ交付、電子地域通貨事業、交流促進事業で動画コンテンツの経費等を計上させていただきました。

民生費は、高齢者及び障害者福祉費、少子化対策事業費、子ども医療費助成、児童手当支給、保育園及び児童クラブ運営費、国民健康保険等の特別会計への繰り出し等を計上させていただきました。

衛生費は、各種検診、子宮頸がん予防接種の再開経費なども含み予防接種事業、産後ケア事業、子育て応援ヘルパー派遣事業、子育てタクシー委託事業、合併浄化槽設置補助、ごみ収集及びごみ処理委託料、上水道高料金対策補助、斎場運営事業等を計上させていただきました。

農林水産業費は、有害鳥獣対策として、猿、鹿、イノシシ、キョン等の駆除や有害獣関連各種補助金事業、集落の農地維持活動を支援する多面的機能支払交付金事業、間伐等森林保全のための森林環境譲与税事業、不耕作農地等を活用した新たな農作物の開発等の事業を計上させていただきました。

商工費は、継続事業であります面白峡遊歩道整備事業、高い資料館管理運営事業、空き家を利用した起業支援事業、観光施設整備事業、観光振興事業では新規にロケーションサービスの経費も計上させていただいております。

土木費は、弓木地先などの橋梁長寿命化事業や新坂泉水線などの町道改良事業等を計上いたしております。

消防費は、広域常備消防負担金、消防団運営事業、軽自動車による小型ポンプ付積載車を配備するなどの予算を計上いたしております。

教育費は、学校施設管理、小中学校の送迎バス運行費、学校給食費補助金、中央公民館管理運営事業、海洋センター管理運営事業等を計上いたしております。

諸支出金は、大多喜町特別養護老人ホームの貸付金です。

これら一般会計の予算総額は、前年度より6.5パーセント増の52億3,000万円となっております。

特別会計と企業会計は、それぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施いたしました。

令和4年度の一般会計と特別会計の合計額は、前年度より2.8パーセント増の80億1,403万7,000円となっております。

以上、令和4年度当初予算編成方針について申し上げさせていただきましたが、新型コロナウイルスの感染もいまだに収まらず、今後の経済に及ぼす影響は不透明なところであり、状況により必要な予算を措置するなどの対応をしまいたいと存じておりますので、各議案ともに十分にご審議いただき、可決くださいますようお願い申し上げます。

また、行政報告につきましては、御手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

最後に、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は、一般質問が行われ、教育委員会委員の任命、指定管理者の指定、条例の一部改正、新規制定及び廃止が予定され、明日2日は、各会計の補正予算、そして令和4年度の予算の提出がされております。

以上、各案件ともよろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、所信表明及び会議冒頭の挨拶とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） これで所信表明及び行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。令和3年第1回議会定例会12月第2回会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、2月14日に第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきましては、私、麻生から報告します。

それでは、令和4年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会では、発議1件、専決処分承認1件を含む議案10件が審議されて、全て原案どおり承認、可決されました。

発議の内容は、議会会議規則を改正し、本会議の欠席事由として新たに育児、看護、介護

等を明文化するとともに、出産について配慮した規定の整備を図りました。また、議会に対する請願に係る規定の一部を改正し、署名、押印の見直しを行いました。

次に、議案の内容ですが、議案第1号は、専決処分の承認で、令和3年度の職員の給与について期末勤勉手当の支給割合を改定するもので、昨年12月1日に施行する必要があったことから専決処分したものです。

次に、議案第2号から第9号までの議案が一括上程され、議案第2号は、令和4年度以降の職員の給与について期末勤勉手当の支給割合を改正するものです。

議案第3号は、個人情報保護条例の一部を改正するもので、関係法律の廃止に伴い、定義規定において引用している法律の名称等の変更を行うものです。

議案第4号は、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもので、令和4年度及び5年度の保険料率を据え置くとともに、令和4年度以降に係る保険料の賦課限度額を現行の64万円から66万円に引き上げるものです。

議案第5号は、広域連合の第4次広域計画策定で現行の計画が本年度末までの5か年計画であることから、広域連合及び関係市町村が行う事務等の見直しを行い、新たな計画を策定するものです。

議案第6号は、令和3年度広域連合一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,018万7,000円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億8,127万3,000円とするものです。

議案第7号は、令和3年度広域連合特別会計補正予算で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,453万3,000円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ7,062億9,124万2,000円とするものです。

議案第8号は、令和4年度広域連合一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,384万1,000円とするもので、前年度と比較して4,998万8,000円の減額となっております。

議案第9号は、令和4年度広域連合特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,144億9,581万2,000円とするもので、前年度と比較して277億8,517万9,000円の増額となっております。

最後に、一般質問が行われ、2名の議員が登壇し、新型コロナウイルス感染症対策として時間を短縮して実施されました。

なお、議案の抜粋をお手元に配付してありますが、詳細な議案をご覧になりたい方は、議

会事務局に備え付けてありますのでご確認をお願いいたします。

以上で、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

次に、2月18日に第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、11番吉野一男君から報告願います。

○11番（吉野一男君） それでは報告いたします。

令和4年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が2月18日10時に広域事務組合会議室において招集され、麻生勇議長、野村賢一議員、私と3人で出席しましたので、ここにご報告させていただきます。

開会前に報告がありまして、令和3年12月5日執行のいすみ市長選挙におきまして太田洋氏が当選され、同年12月25日にいすみ市長に再任されました。また、組合規約第9条第3項の規定により、同年12月27日、第4回管理者副管理者会議におきまして管理者に再任されました。さらに、本年1月16日執行の大多喜町長選挙におきまして平林昇氏が当選され、1月29日に大多喜町長に就任されましたので、ご報告がありました。

続いて、議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合組織条例の一部を改正する条例の制定については、第3条に規定する事務分掌から老人福祉センターの運営管理に関するものを削除しようとするものであります。

議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、規定する事項がなくなったため、本条例を廃止しようとするものであります。

議案第1号及び議案第2号の条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

議案第3号 令和3年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,609万4,000円にするものであります。

消防費におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消防職員への感染防止の強化と消防事務の安全性の確保を図るため、感染予防対策として抗原検査キットを購入し122万5,000円、公債費においては、令和元年度借入れの千葉県市町村振興資金の使用期間の満了に伴い、元金償還金143万8,000円を計上いたしました。

議案第4号 令和4年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算について、一般会計

の予算規模は20億130万5,000円で、対前年度比3,977万2,000円、一般会計においては歳入全体の92.5パーセント、各市町の分担金に依存していることから、予算編成に当たっては、従来の予算及び前年度決算を踏まえ、本組合の事業の重要性を再確認するとともに、費用対効果等を十分考慮し、広域行政サービスの向上を推進する一方、限られた財源を効率的に利用できるよう予算を編成したところであります。

議案第5号 指定管理者の指定について、公の施設の名称、いすみ市国府台459番地2、夷隅郡市福祉作業所、指定管理者となる団体の名称、いすみ市岬町岩熊138番地10、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間であります。

公募がありましたのが、社会福祉法人の土穂会のみでありました。

本年1月13日、指定管理者指定選定委員会を開催し、審査した結果、社会福祉法人土穂会を選定することが最も適当であると認められたため、指定管理者の候補者として選定したものであります。

全議案とも全員賛成で可決されました。

以上で、令和4年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、1月24日及び2月25日に実施しました例月出納検査及び11月9日、10日に実施しました定例監査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生 勇君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 吉 野 一 男 君

1番 渡 辺 善 男 君

を指名いたします。

---



### ◎会期の決定

○議長（麻生 勇君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本町議会では、通年議会を導入しており、定例会の会期につきましては、通年議会実施要綱第2条の規定により、原則1月から翌年の招集予定日の前日までとされております。このため、翌年の招集予定日を確認しましたところ、現時点で、令和5年1月30日招集予定ということであります。したがって、令和4年第1回大多喜町議会定例会の会期は、本日3月1日から令和5年1月27日までの333日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から令和5年1月27日までの333日間とすることに決定いたしました。

次に、本3月会議の審議期間ですが、本日から3月15日までとします。本会議の審議は、本日と明日2日、明後日3日、そして15日とし、その間、8日と9日に総務文教・福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定であります。8日は総務文教常任委員会所管事務、9日は福祉経済常任委員会所管事務について、新年度予算の内容説明を受けることとしていきます。執行部の皆様にはよろしく申し上げます。

議員の皆様申し上げます。

事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまでも議案を審議するための参考資料ですので、質疑に際しては、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

---

### ◎一般質問

○議長（麻生 勇君） 日程第3、一般質問を行います。

この会議での一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内とします。また、議会報編集のため、議会事務局職員により一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可しましたのでご承知願います。

通告順に発言を許します。

---

◇ 森 久 君

○議長（麻生 勇君） 初めに、10番森久君の一般質問を行います。

10番森久君。

○10番（森 久君） 平林町長におかれましては、選挙に当選されたこと、心よりお祝い申し上げます。

大多喜町の将来は平林町長に託されたわけで、どうか大多喜に希望の明かりをともしていただきたい、今ある明かりをさらにこうこうと輝かせていただきたいと思います。

私は、12月1日の一般質問では総合計画を取り上げました。本日テーマとするのは財政であり、主として、決算カードのデータに基づき、3つの質問によって問題提起をしたいと思います。本日の質問は3つですが、その前に、質問の背景について説明させていただき、また、最後に、議場に参集されている皆様に対するご期待を表明して閉じたいと思います。

なお、お手元に図表をご用意しましたので、必要に応じてご覧いただければ幸いです。令和元年度決算カードには丸で囲んだ数字がありますが、その数字は図表の番号でございます。

こうして読み上げている原稿は、議員を中心として一部の方々に差し上げておりますが、直近の検討を踏まえ、部分的に修正をしております。さらに、財政の世界には、山を見て、森を見て、林を見て、木を見て、枝を見て、葉を見るという言葉があるようですが、山か、せいぜい森程度に終わることをお許しいただければと思います。

まず、今後は、歳入、歳出、いずれも人口に大きく左右されていくと思われま。根拠は後ほど申し上げます。

将来の推計人口を示したのが図表1であります。

2015年の実際値9,843人に比べて、2045年の推計値は4,993人であり、30年間で人口が半減することになります。さらに、2060年には何と約4,000人になるという推計もございます。

なお、最大人数は昭和22年、1947年の2万431人です。現在は、110年かけて人口が5分の1になる途中であります。

2015年は実際値ですが、この推計は2018年に出されたものですので、2020年は推計値です。実際の傾向から考えますと、今後は、上の推計値よりも減少する可能性が高いと言えます。さらに、総数だけでなく、65歳以上の多さにもご注目ください。

次に、図表2で、歳入歳出の総額と人口を示しました。

今までは歳入歳出と人口はあまり関連がなかったように見えますが、大ざっぱに言って、2015年、平成27年までの30年間で人口は約3,500人減少し、そこから、2015年から、平成27年からの30年間でさらに5,000人減少すると推計されています。しかも住民に高齢者が多いとなれば近いうちに歳入と歳出に大きな影響が出てくることでしょう。

ここで、平成27年度と令和2年度の歳入歳出が突出して高いことにご注目ください。その原因は、平成27年度はふるさと納税、令和2年度は新型コロナウイルス対策のための国庫支出金とのことであります。

そこで、これからのデータ分析は、原則として、その間の平成28年度から令和元年度について行いたいと思います。

図表3は、大多喜町財政の全体的状況を把握するために作成しました。

ここで、財調とは財政調整基金のことであり、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であります。要は、大多喜町にとって使途自由な貯金ということであり、財源が不足したときに使えるお金です。

次に、点線をご覧ください。

実質収支とありますが、これは、財政調整基金を取り崩したりした後、一般のサラリーマン家計でしたら貯金を引き出して収入に追加計上したりした後の収支差額であります。これを実質収支と呼びます。平成28年度から令和元年度までの4年間は、一定水準を維持しています。この実質収支が地方自治体の黒字か赤字かを表す最も大切な指標とされています。

ただ、皆様、一般の家計で貯金を引き出して収入に加えたり、逆に、預け入れて支出に加えたりして、その収支差額を家計の厳しさ、豊かさの尺度にしますでしょうか。そんなことはしません。貯金の引き出し、預け入れは除外して収入、支出を計算し、その差額を厳しさ、豊かさの尺度とします。それを太い実線で示したのが財政調整基金加減前収支であります。

これを見ますと、平成28年度に比べて令和元年度までの3年間は減少しています。それに対して、実質収支は一定水準を維持しています。もちろん後半2年間は財政調整基金の取崩し、つまり貯金の引き出しが行われたからでありまして、平成30年度と令和元年度については、点線が取崩し額分だけ実線よりも高くなっています。

図表4の説明は省略いたします。

以上、私の質問の背景とさせていただきます。

それでは、ここから第1の質問に入ります。

第1の質問は、人口の減少、高齢化を踏まえ、今後の歳入についてどのような展望を持っているのかというお尋ねです。

図表5をご覧ください。

まず、地方税ですが、著しい人口減少にもかかわらず、平成13年度から最大約13億円、最少約11億円で、ほぼ12億円程度を維持してきました。その内訳は、令和元年度について見る

と、町民税 3 億8,000万、固定資産税の 6 億6,000万円が主要なものです。

町民税は、主に住民が働いた所得の中から生み出されるものですから、高齢化が進んで労働力人口が減少すれば市町村民税も必然的に少なくなってしまう。固定資産税についても人口が減れば不動産の価値は下落し、固定資産税も減少することになります。幸いにして過去20年間、地方税は一定水準を維持していますが、今後も維持できるか否かは大変疑問であります。

次に、国からの補助金である地方交付税は、平成10年代後半に比べて高い水準にあります。地方交付税のほとんどを占める普通交付税は、地方交付税法第10条第2項におきまして、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額は当該地方公共団体の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額とするとされています。何を言っているか分かりませんが、この基準財政需要額は、全国の地方公共団体のどこでも一定のサービスを受けるため統一された基準で経費を算定したもので、実際の計算は大多喜町財政課ですけれども、地方交付税法第11条と第12条により算定方法が示されています。

家計で例えれば、基準財政需要額とは、特別のぜいたくをするわけでも過度に節約するわけでもない状態で、食費、光熱水費、教育費、電化製品購入などに要する標準的な支出全体の大きさです。

基準財政需要額の測定単位は、災害復旧費、辺地対策事業債償還費などを除けば38であり、人口関連のものはその6割、23、財政課の試算では、金額的には5割とのことであり、

いずれにせよ、このことから、人口が基準財政需要額算定の主たる要因であり、したがって、今後減少をしていくことになると思われ、

これに対して、基準財政収入額は、地方交付税法第14条により普通税の75パーセントとされています。地方税のほとんどはこの普通税と言われているものですので、金額的には地方税とほぼ同じです。つまり、基準財政収入額は、ほぼ地方税の75パーセントということで、地方税を家計で例えて、給料40万円としますと、収入としてはその75パーセント、30万円と計算しておくということです。

地方交付税は、例えば35万円という標準的支出に対して、収入みなし額、すなわち40万円の75パーセント、30万円では足りない。標準的支出が35万円です。収入みなし額が30万円です。5万円足りません。そこへ親から5万円の仕送りがあるという場合、この5万円に当たります。

大多喜町の現在の状況は、給料、すなわち地方税は維持したいと頑張っているのですが、

人口減少を主要因として国の見積もる標準的支出が34万円、33万円、32万円と削減される方向にあり、親からの仕送り、すなわち地方交付税もその分だけ減少するという流れにあります。結局、地方交付税は、算定方法が国の政策や予算により大きく変動するため、今後の交付額についての期待は厳しいと考えざるを得ません。

国庫支出金については多少希望が持てます。類似団体比較カードによれば、人口1人当たりで、令和元年度は大多喜町が約3万6,000円、類似団体が約8万円です。県支出金についても同様で、大多喜町が3万8,000円、類似団体が8万4,000円です。地方債は、将来の元利償還を考えると安易な、安易なです、利用は望ましくありません。寄附金の増加は望ましいですが、現状ではあまり期待できません。今後の歳入について考えると、全体としては、決して楽観的になれるわけではありません。

そこでお尋ねです。

人口の減少、高齢化を踏まえ、今後の歳入についてはどのような展望を持っているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 森議員の一般質問に財政課からお答えさせていただきます。

今後の町財政の歳入の見通しですが、人口の減少、高齢化により、町税をはじめ、各譲与税や交付金、交付税についても減少となり、経常的な町の歳入の多くの減少が見込まれます。

ただ、人口減少は大多喜町に限らず、国全体の人口が減少となっている状況です。

2020年の国勢調査の結果では、日本全体では0.7パーセントの減少、大多喜町ではそれをはるかに上回る9.6パーセントの減少となりました。全国の市区町村1,719のうち、1,419の市町村で減少となっております。

このような状況を踏まえ、毎年度、全国知事会、全国市長会、全国町村会などで、地方の財政対策、特に人口減少が著しい団体への支援などを要望しているところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第2の質問に入ります。

第2の質問は、性質別歳出の今後の動向についてどのように認識しているのかということであります。

図表6は、経常収支比率と財政力指数を示していますが、経常収支比率だけ取り上げます。

一般のサラリーマン家計では、給料という経常的収入があり、他方で、食費、光熱水費、教育費などの経常的支出があります。家計の収入のうち、食費や光熱水費等の経常的な支出へと回る部分が多ければ、それだけ電化製品購入や旅行といった臨時的な支出へ回せる経済的余裕はなくなります。家計の経常収支比率は低いほうが望ましいということになります。

大多喜町財政でも同様です。経常収支比率が低いほうが公共事業やイベントなどの臨時的経費へ支出するための一般財源が確保できていないということになります。逆に、経常収支比率が高いとそのような臨時的経費への支出ができなくなり、こうした状況については、財政が硬直化しているなどと表現されます。

図表6を見ますと、分析対象としている平成28年度から令和元年度だけではなく、それ以前から上昇傾向にあることが見て取れます。

地域の基盤整備が進む中で、福祉などの公共サービスの必要性が高まれば、経常収支比率は高くならざるを得ません。他方で、今後は、改めて投資的経費、その他の臨時的経費の必要性が高くなるかもしれず、経常収支比率を抑えていかなければならないのかもしれないかもしれません。

図表7で示しているのは、経常収支比率の内訳である6つの比率です。人件費率、公債費率などは抑制されているのに対して、扶助費率と補助費等率は次第に高くなってきています。

図表8は、投資的経費を加えた性質別歳出7つの決算額の推移です。人件費、公債費などは抑えられていますが、扶助費は平成13年度からずっと増加傾向にあります。補助費等は平成28年度に突出して高くなっていますが、分析対象とした4年間を全体として見ても平成27年度以前に比べれば高い水準にあります。投資的経費は、以前の水準に戻りつつあると言えます。

以上、性質別歳出を経常収支比率と決算額の観点から見てきました。その結果、抑制されているものがある一方で、上昇、増額しているものもありました。

そこでお尋ねです。

今後の歳入について楽観的にはなれない中、性質別歳出の今後の動向についてはどのように認識されているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 性質別の歳出について、ご指摘のとおり、補助費等扶助費、繰出金など増加傾向にあり、人件費や公債費も高い水準で推移し、この傾向は今後も続くと思われます。

このような状況の中、事務改善などによる人件費や返済と借入れの調整による公債費の抑

制に努めるなど、経常収支比率の上昇抑制に努めるとともに、必要な事業の実施に向けては、今まで同様、国等の補助金や町債を活用するなど、財源を確保することが必要と考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

ここから第3の質問に入ります。

第3の質問は、目的別歳出の今後の動向についてはどのように考えているのかということであります。

図表9で明らかにしているのは、目的別歳出の決算額の推移であります。

ただ、総務費の金額は他よりも非常に大きく、右目盛りの棒グラフで示しました。

平成27年度と28年度はふるさと納税の影響と思われるので無視したとしても、やはりその後3年間の水準は、以前の平均的水準よりは高いと言えます。

ただ、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費等は全体として抑制済みです。注目すべきは、民生費であります。平成14年度は突出して高いですが、それを除けば平成18年度からずっと緩やかな増加傾向にあり、令和元年度はついに総務費を上回るまでになりました。

そこでお尋ねです。

第2の質問と同様に、今後の歳入について楽観的にはなれない中、目的別歳出の今後の動向についてはどのようにお考えになっているのでしょうか。簡潔にご説明くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 目的別歳出について、総務費、民生費が全体に占める割合が多い状況となっております。多くの市町村が同様に、社会保障費関係の民生費が占める割合も高くなっています。また、総務費については、総務、企画、財政、税、戸籍、住民記録といった多くの業務が属しているため割合が高くなっています。この傾向は今後も続くものと考えられます。

ただ、目的別歳出は、何らかの特別な理由等により実施する事業によって年度間の割合が大きく変化するものです。

大多喜町の場合ですと、予算総額を50億と仮定した場合には、1億で2パーセント、5億だと10パーセントとなり、大きくその割合が変化することもございます。

ただ、どの目的別予算が多いとか少ないとかではなく、総合計画等が着実に進むよう、今後も財政運営に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 10番森久君。

○10番（森 久君） ご説明ありがとうございました。

図表10につきましては、時間の関係で割愛させていただきます。

私の今回の一般質問は、大多喜町の財政を取り上げました。

ただ、予算、決算の数字は鏡であります。

財政危機に至る場合や資金繰りの問題は別として、行政を数字として把握、表現することが財政の役割であります。

民生費は、財政課の意向で増加しているのではなく、また、財政課が道路補修を起案しているのでもありません。

大多喜町は、現在、第3次総合計画・後期基本計画の進行中であります。平林新町長の下、「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」をぜひとも実現していただきたいと思っています。その際、財政の問題から逃れることはできません。

森博幸氏は、現実を理解し、そこに理想を組み込み、現実性のある政策を考えることこそが重要であり、自治体による創造的実践のための政策に現実性を担保するための最大の鍵が財政であると述べています。

限られた財源の中で漫然と支出しては、大多喜町は、静かに、そして確実に消滅へと向かいます。

最後に、100年前に亡くなった著名な社会学者の言葉をご紹介します、私の一般質問を閉じたいと思います。

「どんな事態に直面しても「それにもかかわらず！」と言い切る自信のある人間。そういう人間だけが政治への「天職」を持つ」。私は、本日、この議場においては、政治とは大多喜町活性化への歩みであり、この議場に参集している全員が、それにもかかわらずと言い切る覚悟であると確信しております。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、森久君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

11時5分から会議を再開いたします。



(午前10時55分)

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

---

◇ 山 田 久 子 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問をさせていただきます。平林町長の下での初めての一般質問となります。雑駁な質問となりますが、よろしく願いいたします。

一般質問に入ります前に、現在、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目を進めていただいております。今後、小児の接種も始まりますが、大人の方同様に、丁寧な対応をお願いできますようお願い申し上げたいと思います。大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

大綱1、防災・減災対策についてお伺いをいたします。

台風、豪雨、地震等々、自然災害の脅威を身近に感じるようになってきているように思います。大多喜町では、夷隅川、養老川に関係する内水氾濫や越水、支流の氾濫などが見られ、大きな災害にならないように対策が必要となってきているのではないかとと思われるところでございます。

昨年12月に、千葉県において第1回房総圏域流域治水協議会の会議が開かれたようですが、本町は、この会議の中で、本町を流れる河川に関し、災害の心配がされるものの減災対策に対しどのように取り組んでいきたいと考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、山田議員の一般質問に建設課からお答えをさせていただきます。

近年、全国各地で激甚な水害が頻発しており、今後、さらに気候変動による降水量の増大

や水害の激甚化、頻発化が予想されます。

このような水害リスクの増大に備えるために、河川管理者が主体となって行う従来の治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が共同し、流域全体で総合的に水害を軽減させる治水対策、いわゆる流域治水への転換を進めるため流域治水協議会を設立しようとするものがございます。

千葉県では、効率的に流域治水を進めていくために、県内を4圏域に分割して、各流域に流域治水協議会を設置いたします。このうち大多喜町は、館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、御宿町、鋸南町を圏域とする房総圏域流域治水協議会に属します。

この協議会では、流域全体で、早急に実施すべき対策の全体像を示す流域治水プロジェクトを策定、公表し、取り組んでいくこととしておりますけれども、房総圏域流域治水協議会では、南房総市から館山市を流れる平久里川水系について、その策定が予定をされております。策定していない水系については、次年度以降に、協議会の協議を踏まえ順次策定していく予定とされております。

大多喜町としましては、これまでも千葉県に対しまして河川整備推進の要望をしておりますが、この協議会の中でも夷隅川における流域治水プロジェクトの策定を進め、河川整備計画を早期に策定し、河川改修を実施するよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

本町が所属するところの夷隅川等については、今のところまだ検討に入っていないということではございましたけれども、本町におきましても本当にいつ川が氾濫するか分からない、また、実際に越水や支流の氾濫も起きているところでございます。身近なところでは、一宮川において本当に支流の氾濫、それから茂原市における大きな氾濫等も皆さんがご存じのところではないかと思っております。

今後、夷隅川等の対策についてもしっかりとご協議いただけるように進めていただいくことができると思うところでございます。その際に、どうしても下流域から河川の対策というのはやっていただくことが多いところでございますが、中流域、上流域にいる本町としましては、やはり対策としてやっていただけること、例えば、川底の土砂物の除去、流木の撤去、河川脇の樹木等の伐採、護岸の安全確保、堤防のかさ上げなども考えられるところで

はないかと思っておりますので、こういったことも検討していただければと思うところがございます。

近隣の一宮川流域治水対策特別緊急事業では、2029年度までに家屋等の浸水被害ゼロを目指し、中下流域に加え、上流域、支川の事業化にも着手をするというようなことも過日の新聞に載っていたところがございます。このような事業も参考にいただきながら、本町の対策の推進をお願いしていただければと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） この治水に関しましては、先ほど山田議員もおっしゃったとおり、下流域からというのが基本になろうかと思えます。また、それについては、かなり長い年月がかかろうかと思えます。

そういう中で、根本的なハードの河川改修、これ長い年月かかりますので、私どもも長い年月かかる中で今できるものも捉えて、この協議会、またふだんのいろんな県の出先機関との意見交換もあろうかと思えますので、その中でしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） どうぞよろしくお願いいたします。

次に、道路脇の樹木等の対策についてお伺いをいたします。

防災・減災、交通安全対策等の観点から、道路脇の樹木等の早い対策が必要な箇所もあるのではないかと考えております。

大多喜町森林整備計画の意向調査により、森林所有者より経営管理を町が委託を受け、林業経営に適さない森林の場合、町が自ら管理をすることになると思われますが、防災・減災、交通安全上などの観点から、各区の区長さん等から申出があった箇所などは、この制度の中で早めに対策ができないものかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対し、農林課からお答えさせていただきます。

大多喜町の面積は、千葉県町村の中で最も広い面積129.87平方キロメートルを有しており、その面積の約7割を森林が占めております。

森林は、かつて住民の生活に欠かせない資材や燃料を得ることができる貴重な資源であり、住民の生活になくってはならないものであったものと思えます。しかしながら、現在は、より便利な資材や燃料が開発され、森林への依存度が減少するにつれ、森林の整備が進んでいな

いものと考えます。

そのような状況の中、区長等から申出のいただいた場合には、現地調査を行い、森林整備関係事業が活用できないか調査をさせていただきたいと考えます。

人工林につきましては、造林事業により、国県の補助金が活用できる場合がありますが、森林所有者の同意と森林所有者または森林の経営の委託を受けた者自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林として森林の施業及び保護について作成した森林経営計画を策定、もしくは既存の計画に組み込んだ計画へ変更する必要があります。そのため、一定の時間を要するものの実施できないものではないと考えますが、この事業で実施した場合、原則として、杉、ヒノキの再造林が必要であることから、慎重に判断する必要があると考えます。また、天然林については、造林事業の活用が難しいため、森林環境譲与税での対応となると思われませんが、森林環境譲与税も基本的に人工林が優先とされていることや分配金の額にも限定的であり、他の施策への活用も期待されることから対応は限定的なものとなり、非常に厳しいものと考えます。

森林整備関係の補助事業は、基本的に森林を森林として整備し、有効に活用するための事業であり、自然災害等への備えをする防災対策としての事業ではないため、道路沿いの限られた森林に限って実施することは非常に難しいものと考えます。しかしながら、森林整備関係事業では対応が難しい場合でも民間の事業者などが活用できる場合もあると考えますことから、民間の事業者などとのマッチングができないか、今後模索していきたいと考えます。また、今後、道路や送電線などの管理者と協議も並行して行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

この制度としての中ではやることは非常に難しいというご回答ではあったのかと思うんですけども、その中でも、町が現場などを確認しながら、また何かほかの政策も含めてご検討いただくことができるという、ちょっと前向きなご回答をいただいたのかなと思っているところでございます。

今私が言ったような心配されるようなところも道路走っていても見受けられますので、何とぞお力添えをいただきまして、危険が発生する前に対応していただけるような何かお知恵をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に、大綱2、有害鳥獣対策、ヤマビル対策についてお伺いいたします。

本町に住み、農業をしつつ日々の暮らしを営んでおられる方や農林業振興における課題の一つに、有害鳥獣、ヤマビルの問題があると思います。町の対策推進の現状と今後の取組に対する考えをお伺いいたします。

初めに、鹿、イノシシ、猿の有害獣対策について、現在の取組状況と今後の対策についてお伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対し、農林課からお答えさせていただきます。

鹿、イノシシ、猿の捕獲に関しましては、大多喜町猟友会に委託をしております。そのほかに、町で設置をした猿用の大型おりにつきましては、令和2年3月に、当時頻繁に群れが出没し、栽培作物に大きな被害が出ていた会所地区の農地に設置し、餌による誘引、おりの監視や管理を行ってきました。しかしながら、耕作者が被害に耐えかねて栽培作物を変更した結果、猿の群れの行動パターンが変わり、残念ながら、現在のところ捕獲実績はない状況でございます。

また、電波を活用した猿の群れの追跡については、現在、3つの群れに発信器を取り付けて群れの行動を監視しております。1つ目の群れは、令和3年2月に発信器を取り付け、老川地区の筒森、大田代、市原市の戸面地区を行動エリアにしている群れで、おおむね20頭前後の群れと推測しています。2つ目の群れは、同じく令和3年2月に発信器を取り付け、老川地区の小田代、葛藤、筒森地区を行動エリアにしている群れで、20頭から30頭の群れと推測しています。3つ目の群れは、令和3年9月に発信器を取り付けたもので、老川地区の会所、西畑地区の弓木、平沢、勝浦市の上植野地区を行動エリアにしている群れで、頭数は把握できておりません。

そのような状況において、大型おりについて、現在、行動を監視している群れの行動エリアに移動する方向で場所の選定を実施しており、できるだけ早い時期に実行したいと考えております。

有害獣捕獲用ICT機器につきましては、わなに異変が生じた際、わなの設置者などにメールで知らせる機能を有したシステムで、捕獲者の負担軽減と捕獲した有害獣の有効活用を推進する目的で設置を進めてきました。1月31日に親機の設置が終了し、町全体での通信が可能となり、2月22日に、使用を希望した猟友会員12名、地域おこし協力隊2名の計14名に取扱講習を実施し、同日、子機の配布を行いました。今後、さらに使用者を増やし、有害獣の捕獲の強化と捕獲した有害獣の有効活用を図る予定でございます。

鳥獣対策実施隊につきましては、今年度、老川地区2名を任命し、来年度、残り4地区に各2名ずつ任命する予定でございます。この鳥獣対策実施隊には、地域住民のニーズの聞き取りや町の施策等を住民に周知いただくなど、町と住民のパイプ役となりつつ、有害鳥獣の出没状況や柵の設置、管理の仕方、有害鳥獣に対する適切な対応の指導等の役割を担っていただけることを目指しております。

今後は、このような取組を総合的に推進し、捕獲を強化し、被害の削減を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） それでは、ちょっとお伺いさせていただきたいと思えます。

猿の件で、今、猿の群れを追跡するというので、3群れですかね、やっていたというのでございますが、今見ますと老川地区、それから西畑の一部というところでやっていたというんですけども、猿はほかでも結構かなり出ているというお話をいただいております。

この群れの追跡箇所を増やす今後予定があるのかどうか、また今、大型おりを移動しながら群れの確保を検討していただくというのでございましたが、大型おりは今、1個だけだと思ってしまうんですけども、この大型おりを今後も増やししながら対策を考えるのかどうか、この辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） GPSの群れへの設置は、現在も進めております。

ただ、GPSを設置するには、群れの中の雌の個体にするのが有効とされておりますが、なかなか適切な個体が捕まらない状況です。

今、猟友会、あるいは委託会社等をお願いをして、わなを設置していただきまして、適切な個体の捕獲に取り組んでいるところではございますが、その個体がなかなか捕まらないのが実情です。今後もGPSは増やしていきたいと考えております。

それから、大型おりですが、大型おりは、今、設置されているのは1基ということですが、今年度の予算でもう一基、増やす予定で、既に契約のほうは済んでおりますが、まだ品物は来ていない状況でございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。よろしく願いいたします。

ぜひ、何とかこの大型おりで群れを1群れでも捕まえられたというようないい前例ができることが大事なのかなとも思うところでございますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、特定外来生物であるキョン対策についてお伺いをいたします。

農作物被害はもちろんのこと、鳴き声をはじめ、花壇の被害やキョンのふんなど、生活環境被害の防止対策を求めるお声が増えております。

現在、千葉県では、第2次千葉県キョン防除実施計画が策定されており、そこでは、最終的には、キョンの完全排除を目指すことを目的に策定されているとうたわれているようです。この計画の中での本町のキョン対策における位置づけはどのようになっているのか、また、町としての対策はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に農林課からお答えさせていただきます。

近年、本町におきましてもキョンが増え続けており、それに伴い、生息域や被害も町全体に拡大しているものと思われます。

山田議員のご指摘のとおり、第2次千葉県キョン防除実施計画は、令和3年3月に千葉県が策定したもので、最終的な目標を県内の野外からの完全排除としておりますが、全県からの完全排除を短期間で達成することは難しいため、段階的に防除成果を積み重ねた上でその達成を目指すとしております。

この計画において、本町は、増殖抑制地域でキョンが高密度に生息する地域と位置づけられ、地域目標として生息数の増加を上回る捕獲強化を図り生息数を減少させ、農作物被害及び生活環境被害を防止するとされております。

町では、捕獲を猟友会に委託しておりますが、キョンにつきましても、体が小さく、すばしっこいことから、他の有害獣と比較して捕獲が難しいとのことでございます。そのような中でも猟友会員のご協力により捕獲頭数につきましても毎年増え続け、本年度は、1月末現在で468頭の捕獲をしており、過去最高の捕獲数となることが確実となっております。

現在のところ、キョン対策といたしましては、捕獲頭数を増やすこと以外に有効な対策がないのが実情であるため、今後さらに捕獲を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。

本当に猟友会の皆様には日頃から大変お世話になっておりまして、感謝するところでございますが、やはりそれでもまだ増え続けているというのが現状かと思っております。

私もつい先日、5日ほど前ですが、車で移動中に、近隣の行政区も含めてですけれども、1日に50頭以上のキョンを目にし、その繁殖のすごさに改めてびっくりしたところでございます。

今、課長のほうから県の取組、また町としても捕獲に取り組んでいくということでお話がございましたけれども、先ほどの第2次千葉県キョン防除実施計画の中で、やはり捕獲をしていかなければいけない、捕獲圧をかけていかなければいけないということの中で、新たな担い手の確保が必要になってくるということをお話していたかと思っております。

このキョンの捕獲に際しましては、本来ですと、鳥獣保護管理法に基づきましての許可捕獲という形になっているようでございますけれども、千葉県としては、外来生物法に基づく捕獲を実施する上では、原則として狩猟免許を有する者が従事するものでありますけれども、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有すると認められる者については、免許非保持者であっても従事者に含めることができると。その場合、免許非保持者は、県または市町村が実施する法令や安全管理等の内容を含んだ従事者講習を受講する者とありました。

本町では、この制度を活用し、捕獲従事者を増やす取組をしてはどうかと考えますけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問ですが、その制度につきまして県に問合せをさせていただきましてところ、現時点で外来生物の関係の許可を出すのは事例がないということで難しいということをお話を伺っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 県でうたっていて、そう言っているということで、非常にちょっと矛盾を感じる場所もあるんですけども、そうですか、分かりました。

今後、やはり本当に、先ほども申し上げましたように、非常に繁殖率が高い生き物でございますので、捕獲ということに際しまして、また新たな対策など、いろいろ考えていただくことができればと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

最後に、ヤマビル対策についてお伺いします。

日常生活圏に発生するヤマビルは、本町ならではの問題ではないかと考えるところです。



そこで、植物由来、天然由来の防除剤、忌避剤、殺虫剤、散布剤、捕獲剤などの開発に産官学で取り組んでいただくことはできないかと考えます。その上で、可能であればそれらを本町で生産し販売できればと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 忌避剤及び殺虫剤につきましては、ある程度の市販品が存在すると思いますが、町といたしまして、植物由来、天然由来の防除剤について、現時点で、存在するのか存在しないのかというのは把握できていない状況でございます。

植物由来、天然由来の防除剤などの開発に町が中心となって進めることについては難しいと考えておりますが、県や近隣市町村等との情報の共有を図っていきたいと考えます。また、提携している大学や企業などに協力要請等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

私も薬草を活用したものなどが作れないものなのかというような、ちょっとそんな考えも思ったりとかしております。

実際、天然由来というのは、これは農作物に、最近では、スプレー式なんですけれども、天然由来で虫がついたらしゅしゅってやってくれれば大丈夫ですよみたいなのも出てきておりましたので、そういったところから、自然に戻るものであれば散布をしたり、使わせていただいても大丈夫なのではないかなと思ったところがございます。

また、有害鳥獣はいろんな行政区に出てきておりますが、ヤマビルに関しては、やはり大多喜町、特に本町だけの、ある意味、固有の問題ではないのかなと感じるような気がしております。ですので、やはりここは本町として取り組んでいただけることが地域に住む人たち、また観光で訪れる人たちにとっても対策になるのではないかと思いますので、今後のご検討をお願いできればと思っております。

また、有害鳥獣被害は農業への影響にとどまらず、大きなものとなってきております。これからも様々な対策にお取組をいただけますことをお願いし、雑駁ではございますが、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

---

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（麻生 勇君） 次に、1番渡辺善男君の一般質問を行います。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 1番渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

本題に入る前に、まず、平林新町長におかれましては、多くの支持を得て就任されたことに祝意を表すとともに、持ち前の柔軟な発想と行動力をもって今後の町政を運営していただきたいと期待するものであります。

それでは、本題に入ります。

今回の質問は、大きな項目として1項目だけ提出させていただきました。漠然としておりますので、幾つかの小さな項目に分けて質問しますので、できる限り前向きな答弁をいただきたいと思っております。

質問事項1、起業を促す取組と支援施策の拡充について。

人口減少と高齢化が進む本町では、様々な理由により、事業者、個人事業主、法人等含みますが、減少に歯止めがかかりません。町内事業者は、そのほとんどが小規模な事業者ですが、町の持続的発展を展望したとき、必要不可欠な存在と言えます。特に、町民の生活に密接した産業や生命財産を守る上で欠くことのできない産業は堅持し、ない場合は作り出すか誘致しなければなりません。

しかし、現実には厳しく、廃業者が増える一方で、社会経済活動を維持するには相当な努力が必要と思われまます。この状況を放置してしまうと町は活力を失い、生活環境が悪化するだけでなく、転出者を増やす原因にもなってしまいます。このような状況下ですが、一口に起業といってもリスクが大きく、環境変化に伴い事業を起こすことに対する考え方も慎重にならざるを得ない状況になってきていることも事実です。

そこで、本町における産業振興政策、起業に対する捉え方、支援施策の状況や拡充に対する考え方、今後の位置づけなどについてどのような見解をお持ちか伺います。

まず、現状認識という意味で、ここ数年間で、農林業や商工業など、開業、廃業の推移はどうなっているのか、それぞれ担当課にお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 渡辺善男議員の一般質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

国の調査の経済センサスから、本町における商工業に係る開業及び廃業の推移になります。

この調査は4年ごとに行っており、平成24年と平成28年の直近2年間に調査した数値でございますけれども、まず、開業数につきましては、平成24年は23件、平成28年は25件で2件の増でございました。廃業数につきましては、平成24年が76件、平成28年は52件で24件の減でございました。比較いたしますと、開業者は微増でございますけれども増加しており、廃業者は減少したものの高めの推移となっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 続きまして、農林課からお答えさせていただきます。

農業や林業に関して起業した方や廃業した方に関する調査を行っているものが存在しておりませんので、件数や件数の推移などの把握はできていない状況ですので、ご了承をお願いいたします。

なお、農業収入申告者の件数について税務住民課に確認をいたしましたところ、平成29年度の申告者数は458件、平成30年が446件、令和元年が426件、令和2年が411件、令和3年が379件となっております。また、新たに農地を取得するための農地法第3条、申請の申請理由が新規就農との申請件数の推移について集計をした結果、平成28年度が3件、平成29年度が2件、平成30年度が2件、令和元年度が8件、令和2年度が5件、令和3年度は、令和4年2月末時点で6件となっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 時間をかけて調べていただいて、ありがとうございます。

今お聞きいただいたとおり、やっぱり廃業者が増えてきているというふうに感じました。

起業に関する問合せ、また相談というのはどんな状況ですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

商工会の令和3年度の相談件数は10件でございました。また、商工観光課への相談は5件で、合計15件でございました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 続きまして、農林課からお答えいたします。

農業につきましては、年に二、三件程度の就農に関する相談がございます。相談者には、

大多喜町の農業の概要説明や希望に沿った農地探しの補助、その他、国や県の補助事業が活用できる場合には、その制度について案内や説明、手続補助等をさせていただいております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

小さな3番目、産業の分類を問わず、起業というのはまちの活力を生み出す上で本当に重要だと思っておりますけれども、その辺のところの見解はいかがですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

大多喜町で起業していただくことは、雇用の創出や税収の拡大等の様々なメリットが見込まれると思います。このように、本町の産業の活性化及び発展につながることを期待されますので、産業分類を問わず、全ての起業家に対して相談対応や支援していくことは重要であると考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 続きまして、農林課からお答えさせていただきます。

毎年増加傾向にある遊休農地の解消や森林の荒廃防止を図るためには、農業や林業をやる気がある方が一人でも多く起業、もしくは就業していただき、農業者及び林業者を増やしていくことが必要と考えます。中でも起業に関しましては、従事者の雇用等も考えられることから多くの方に起業していただくことは重要であり、望ましいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

担当課のほうは、そういった形で起業に対して共通認識、お互いに情報を共有しながら進めていただいているということで、本当にすばらしいなというふうに感じております。

ただ、起業とか創業というのは、前にも私この質問でしたこともありますけれども、実は、国県も本当に力を入れて何年もやってきたわけなんです。だけれども、なかなか成果が出ない、結果が出ないという、そのくらい起業というのは難しい、リスクがある。

この議場にも、議員をされている方の中にも実際に事業経営されている方が、自分たちが始めてされている方がいらっしゃいます。

本当に、そのぐらいリスクが高いということで、国県の助成があったにもかかわらず、なかなか3年、5年、10年もつ企業というのはつくりたいいけないというのがこれが現実です。具体的な数字は申し上げられませんが、そういうふうに感じております。

やっぱり起業というのは、最初は当然、夢、希望に燃えて、自己資金をためて、自分が計画している事業の半分ぐらいお金がたまったらやってみようかなという感じでやっているかも分かりませんが、いざ始めてみると、見えない増加運転資金が必要になったり、いろんなことになってくるということで、やはり最初の3年間というのが非常に大事になってくるように感じております。

今現在、町の政策等も商工にあっては補助金制度とかもあるようですけれども、もう一歩踏み込んで、開業から数年間、何か応援できる施策というものが増やせないのかなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問についてご説明申し上げます。

現行の支援制度については、単年度補助でございますけれども、数年間にわたる支援制度につきましては、過去の起業後の経営状況等から見てフォローアップが必要であると考えことから、本町で起業する方にとってメリットが大きく、企業支援として有効な活用手段と考えます。

今後、実態の把握や課題の抽出等、効果の検証を行い、制度の見直しが必要なのか見極めた上で、長期にわたる支援制度の内容について協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、引き続きまして農林課からお答えをさせていただきます。

農業や林業では、農業次世代人材投資事業以外には、起業時における金銭的な支援は現在のところない状況です。しかしながら、情報の提供や県や県の出先機関との仲介や農地や林地のあっせん等について実施していくことは可能と考えますので、そのような支援を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 何か1つちょっと飛ばしたような気がしますので、商工観光課長にも

う一度伺いますけれども、起業を検討している者への支援体制の今現状ということで説明できればお願いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 起業を検討している者についての支援体制の現状についてご説明申し上げます。

支援事業の現状については、大多喜町起業創業支援事業補助金がございます。この制度の内容については、町内の空き家等を活用し、新たに事業を起こす個人に対し、本町に住所を有することなど、要件等がございますけれども、事業所の増改築等に係る経費の2分の1、上限75万円を補助する制度がございます。また、町内において事業所の新設、増設、または移設に対し、必要な奨励措置を行う企業誘致及び雇用促進に関する条例や町内に店舗、工場、営業所を有する法人及び個人への経営の改善、近代化を図るための事業用資金の融資に対し利子補給する制度、半島振興法に規定する事業に供する施設または設備の新設、増設した事業者固定資産税の特例措置を行う制度がございます。さらに、県の制度で、新たに大多喜町を含む条件不利地域で起業する者に原材料費、消耗品費などを補助する千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金がございます。

そして、相談窓口につきましては、商工観光課、商工会で随時対応しているところでございますけれども、商工会等に在籍する経営指導員との連携を図るなど、起業者が気軽に相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） それでは、農林課のほうからお答えさせていただきます。

農業、林業に関しましては、現在も農地のあっせんや農林業への就業や起業など、相談を就業前から就業後に関しましても随時受付をしております。

特に、50歳未満の就農者が対象となることができる農業次世代人材投資事業につきましては、現在4組の受給者が営農を継続していただいております。この方たちにつきましては、営農前から相談等を受け、5年間の補助金受給が終了し、自立して経営を始めた後も当分の間において相談やソフト面に関する支援体制は継続する必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。丁寧に説明していただいて、感謝します。

先ほどもちょっと言いましたけれども、制度設計、今現在、商工のほうでも1つあって、これは、たしか何年か前にも話題になったこともあると認識しています。その辺のところの改正なり新規の制度設計と違って、その辺のところ、商工のほうはどうですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問についてご答弁させていただきます。

長引くコロナ感染の影響で社会情勢の変化等も考慮しなければならないと考えます。また、商工会での相談内容の把握、そして、実際起業した方の生の声を聞き、まずは、実態の部分から把握に努めさせていただき、その上で協議のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

やっぱりいろんなことを始めるのに、検証とか実態調査とか、またどういった形でということ、単独じゃなくて横との連携も当然あると思います。

ただ、私がいつも思うのは、検証とか検討と違って、やっぱりスピード感というのが求められるというふうにも思っています。

令和4年度中にとっても令和4年度は4月から始まって来年の3月までであるわけなので、その辺のところ、事業の進め方もそうですけれども、特に制定設計とかというのは、年度中になって、確かに3月までにやればいいことですが、その辺のところをどのような形で今後関わっていく、考え方はどうですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまご説明したとおり、実態の把握をまずしなければならないと思いますけれども、実際の制度設計を開始していくことにつきましては、今後、新年度に入りまして、その実態をよく内容を精査した上で制度設計に入りたいと思っていますので、すみません、以上になります。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） よろしくお願ひします。

それでは、小さな項目、最後になりますけれども、まちの魅力の一つとして、起業しやすいまち、これを掲げて積極的に情報を発信したらどうかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 本町の第3次総合計画では、「ひと まち みどり 未来に  
光り続けるふるさと 大多喜」の実現を目標に、定住促進、にぎわいづくり、高齢化対策を  
重点プロジェクトに掲げ、各課、事業を推進してまいりました。観光面からも「城と溪谷の  
町」をキャッチフレーズに、観光客の誘客を図り、緑豊かで自然があふれ、多様な観光資源  
があるまちとしてPRしているところでございます。

本町の魅力アップの一つとして起業しやすいまちを掲げることにつきましては、より魅力  
あるまちとしてPRでき、起業が増えることにより定住化や雇用促進に伴う人口増や税収  
の拡大につながる効果があると期待されます。町としても本町で起業するメリットを広く周  
知するため、各種支援事業を紹介し、サポート体制の充実や東京・大多喜間の高速バスもあ  
り、交通機関の利便性や首都圏から近く、立地的にも豊かな自然と昔をしのばせる城下町等  
の魅力ある環境面のアピールを図り、さらに、実際起業された方の声を活用するなど、様々  
な観点から商工会や企業連絡協議会等と連携しPRに努め、本町で起業を考えている事業者  
への一助となればと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 大多喜町は、少子高齢化が進行しておりまして、人口も徐々に減  
少傾向にある中で、遊休農地や森林を活用し、農業や林業の起業をしてもらうことにより人  
口減少対策や若者の定住化が促進されると考えられることや町外からの移住者の増加の要因  
ともなる可能性があるため、起業しやすいまちを掲げ、情報発信する効果は大きいと考えま  
す。

つきましては、今後、起業しやすいまちを掲げることを目指し、夷隅農業事務所と連携を  
強化するとともに、町独自に新たな作物の栽培研究や指導が可能な人材の確保を試み、農業  
委員会や農地利用最適化推進委員との協力の強化を図り、農地のあっせんを推進し、起業  
者、就農者へのサポートを強化することで情報発信できる体制づくりを目指していきたいと考  
えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） お二方の課長はよくいろいろ調べていただいて、一生懸命答弁してい  
ただきまして、ありがとうございます。

私が考えるに、町の魅力とは、町村間競争に負けない、各いろんな施策の底上げだと思っ



ています。企画力と発信力の強化ではないでしょうか。

常住人口を増やすことは容易ではありませんが、昼間人口、いわゆる昼間の人口を増やすことは、工夫次第でできると思っています。昼間人口が増えれば活気が出てきます。平林町長の公約の一つ、公約のテーマ、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを実現するためのツールの一つに起業しやすいまちを加え、稼げるまちを創造していく考えがありますか、町長。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まさに渡辺議員がおっしゃったとおり、昼間人口を増やすということもあれば起業問題、これとても大事なことだろうとっておりますので、私たちが今考えています施策を着実に進めながら、起業しやすい町、また新規就農者を集めていくという方向については、粛々と進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） ありがとうございます。

冒頭にも申し上げました。とにかく行動力のある町長だと私は感じております。今後の運営にご期待申し上げまして、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（麻生 勇君） 以上で、渡辺善男君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

その間に昼食を取っていただき、午後は1時から会議を再開いたします。

（午後 零時01分）

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

#### ◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、6番吉野僖一君の一般質問を行います。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 6番吉野僖一です。議長さんのお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず初めに、町民目線で仕事をということで、飯島町長の後継者として平林昇新町長、ご当選おめでとうございます。

初めの幹部職員を前にして、町民目線で仕事を、町民に寄り添って仕事をしてほしいと訓示、平林さんを選んでよかったと思えるように4年間皆さんと一緒に歩いていきたいと抱負を述べました。新聞各社、こういう見出し出ています。そして、飯島町長さんの後継者として町長選に立候補して、農林業振興やテレビ、映画の撮影誘致などを公約に、大多喜のブランド力を向上させ、住んでよし、訪れてよしのまちづくりを目指すと訴えました。就任記者会見で、公約、政策について効率よく進めていくために、状況を見極め、優先順位をつけていくとし、一喜一憂せず、物事を新鮮な目で見ながら一步一步進めていけたらとお話を記者会見で見っていました。

本当に町民目線ということはすばらしいことです。やはり住んでよかったと、そう思えるまちづくり、私も一生懸命やりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

では、早速ですが、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、協働のまちづくりについてお伺いします。

令和3年度協働のまちづくり講習会に参加して、「協働のまちづくり～自分の地域に合った協働を見つけよう～」。

令和3年3月に策定された大多喜町第3次総合計画・後期基本計画の基本目標1、地域自治・行政経営の施策として、住民参加、協働の項目が挙げられています。これは、住民のまちづくりの参画、意識の情勢や職員の知識、技能の向上を図るために、住民や職員を対象とした研修会や懇話会等を開催し、住民と行政が連携してまちづくりを進めていこうという取組で、すばらしい講習会でした。

今年度については、協働というまちづくりの手法や取組事例を学び、大多喜町に合った活動を考えるきっかけとして、町民、行政、企業を対象に、千葉大学法経学部教授、関谷昇氏を講師に迎え、講演をいただきました。

そもそも協働って何。協働、いろいろ日本語はありますがけれども、共に働く、協力して働くこと、異なる性質や強みを持つものが共通の目標のため、責任と役割を分担し、協力して地域課題を解決するための手段。住民・企業・行政がそれぞれできることを持ち寄り、連携してまちづくりをしようという取組です。こんな方に聞いてほしい。区やボランティア活動でこんなことをやってみたい。けれども、何から始めていいかわからない。こんなことで困っているけれども、よくするために、新しい視点を取り入れたい。自分の町をよくしたいと

いうことで、そこで、前任の飯島勝美町長さんの後任町長として、5代目の平林昇町長さんに、今後の町の協働のまちづくりについてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの吉野議員の一般質問に関しまして、企画課のほうからお答えさせていただきたいと思ひます。

協働のまちづくりについては、少子高齢化や人口減少の進行によりまして、地域社会の担い手が不足される中、行政だけでは、高度化・多様化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなってくるのが想定されております。

先ほどの吉野議員のお話の中でもありましたが、第3次総合計画・後期基本計画の基本目標1、住民参加・協働の中で掲げる施策として、町民参加によるまちづくりへの参画意識の醸成を図りながら、課題解決に向けて協働を推進することとしております。

その取組の一つとして、今年度、先ほどお話のありました、2月10日に開催させていただきました協働のまちづくり講習会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しまして人数を制限させていただいた中ではございましたけれども、千葉大学大学院の社会科学研究員の関谷教授にご講演いただきまして、非常に有意義な講習会になったのではないかと思っております。

その中で、かつての行政に任せておけばよいという行政主導のまちづくりは限界を迎えてきているとのお話がありました。キーワードは「つながり」であり、いろいろな人、物、お金を使ってつながりを持つこと、答えがあらかじめあるものではない、地域の方がどうしていきたいのか、つくっていくためにそのためには何ができるのか、持続可能なまちづくりを進めるためには連携する枠組みは地域で考え、自分たちができることを一つ一つ形にしていくことが転換させることにつながるのではということでした。

コロナ禍で始まった新しい取組、新しい生活スタイルの中で何ができるようになるのか、いろいろな可能性を模索しながら町民と行政が一体となったまちづくりを推進してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。なかなかしっかりした答弁でございました。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

この中で、町長さんもブランド力ということで、せんだって24日だったかな、やはりテレ

ビ局から電話が入りましてね。小さな拠点づくり、中野駅、皆さん、今一生懸命やっていますよね。せんだって、わくわくカンパニーのほうが、そういう総元小学校を起点にしてやって、大塚山とか、西畑駅とかいろいろ案内していました。

たまたま名古屋テレビですか、中京テレビですか、問合せがありまして、ガス水のことで、観光業界を通して来たみたいなんですよ。地主さんが堀切の人なんですけれども、ガス水は、その人だから一応ちゃんと筋道を立てて話してくれれば協力してくれると思いますから、たまたまガス水と、井戸から天然ガスが出ているんですよ。自家用のお風呂なんかに使っている。昔、中野駅のところに中野館という旅館があって、お風呂のあれとか使ったのがガス水で、結構、効能があるので、やはりそれをくみに来る人がいると、そういう小さな本当にあれなだけけれども、昔からそういういわれがあるから、たまたま今マスコミがそういうふうに動き出してくれているので、その協働というか、うまく活用していければなど個人的には思っております。またそのときには、よろしくご相談したいと思いますので、よろしくをお願いします。時間の関係でこれについては、次に行きます。

2番目の小さな拠点づくりで、中野駅周辺の開発でJR駅からハイキングで大塚山が注目されるようになりました。今後、町がどのように対応するのかお伺いします。

初めに、大塚山は三条区の萱場があったんですよ。私が小学校1年生の遠足で弥喜用のほうから登って頂上でおにぎりを食べたいい思い出の場所でした。西畑中学校の校歌の一節に、「大塚山美しきかな」という西畑地区のシンボルでもあります。昭和57年から40年近くの間、林道の草刈りや道路整備してきた経緯で、中山間事業により農村公園として大塚山の整備が進み、地上デジタルテレビ放送の中継局も設置されているところです。

せんだって、すごい寒波のときに風が強かったので、久々に頂上まで行きましたら、本当に富士山がくっきりと見えましてね。たまたまそのときに、市川のほうから2組の夫婦がやはり一緒に登ってきました。

ただ、そこに行って、地元だから富士山がどこに見えるというのは分かるんだけど、一般観光客はちょっと分からないんだよね。銚子のほうも見えるんだよね、九十九里のほう。こっちは銚子方面、九十九里方面とか、こっちは富士山が見えるとか、そういう看板の設置も今後必要かなと、そういうことでございました。

農村公園として大塚山が整備されたことに、富士山から太平洋など、すばらしい眺望となり、ハイキングなどをする人が増え、大多喜町の観光スポットの一つになっていると思われます。しかし、このような状況、現況の中、心配なことは、三条区の区民の皆様が高齢化等、

若い人がいなくなって減少が進み、環境整備活動も以前のように実施することが非常に困難な状況になっておる状態であります。

そこでお伺いします。

令和元年の台風10号による大きな土砂崩れ、被害復旧工事をしてから、テレビ中継局の維持管理道路として簡易舗装で対応するように何回も一般質問してきました。前野村議長さんからももう少し待てと言われましたが、今後、町はどのように対応するのかお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

大塚山は、平成19年に県営事業の中山間地域総合整備事業で整備された農村公園でございます。現在、公園は地元三条区と委託契約し維持管理を行っておりますけれども、頂上に通ずる林道は公園の管理道という位置づけでございます。

商工観光課からの観点も公園の頂上からの眺望もすばらしく、地元区や観光客に親しまれる町の貴重な観光資源でありますので、この公園の整備につきましては、上総中野駅を中心とした整備計画にも関連いたしますので、今後、林道を含めどのように整備していくのか関係課と協議してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

そして、今まで本当に天然木の丸太とか、そういう手すりとか階段なんか天然木でやったためにね、もうやっぱり年数がたつと大分腐ってきちゃって、朽ちてきちゃっているんですよ。老川のほうの遊歩道みたいに擬木でやらないと、やっぱり維持管理が本当に大変だと思うんですよ。

三条区のほうも本当に上のほう、草刈りね、あの広いところね、斜面のところを年寄りがね、最近では鎌じゃなくて草刈り機でやるんだけれども、それにしても大変な作業なんですよ。前は役場の職員が3人いて、中に重機を使える人がいたからできたんだけれども、なかなかそれがもうできなくなってきて、せっかく碎石やっても流れちゃうんですよ。それが川になっちゃって、それが1か所に行って大きな崩れが2か所あって、それは一応直してくれましたけれども、今後のことを考えたら、やはりちょっとした簡易舗装でやってくればなど、それは地元区長さんも何回か毎年陳情していると思うので、その辺はこれをお願いと

いうことで。

続きまして、2の上総中野駅を中心とした西畑地区の観光資源の全体的な整備のため、イ、各地区の名所、旧跡、神社仏閣等の観光施設に公衆トイレの設置。関連して、ちょっと時間がないので、ロ、大塚山入り口付近に駐車場と公衆トイレの設置。この入り口までは、せんだっての予算で道路拡幅で舗装ということで、これ大分よくなった。ただ、駐車場と公衆トイレのあれが抜けていると思うので、その辺。ハ、大塚山の林道を特に重要な路線とし、地上デジタルテレビ放送中継局の管理道路として町道に認定して、舗装工事と排水工事等を整備していただきたいと思います。これは、町長さんがどういうふうに関後対応するか、町民目線で。

参考までに、町道の路線の指定及び認定、管理、構造、保全等に関する規則第3条、町道とは一般交通の用に供する道路で町議会の議決を経て町長が認定したものをいうとあります。

この大塚山の林道が重要な道路とする理由、農林水産省所管の農村公園、千葉県報道広報課が指定する千葉県のちば眺望100景、見晴らしハイキング、万葉ロード、総務省所管の地上デジタルテレビ放送電波塔の設置とある、この件について、町長さんは、今後どのように対応するか、ちょっと町民目線で、今まで三条区の皆さんが相当苦労しています。できることであれば舗装にしていだければなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

商工観光課に係るイとロの部分についてお答えさせていただきます。

西畑地区には、眺望100景にも選定された大塚山をはじめ、神社仏閣が多く、民話等で伝えられている魅力的な資源や、まだまだあまり知られていない資源も含め、活用できる観光資源は多く点在しております。

このような資源を活用し、観光地としての地域活性化を図るためには、地元区や地域団体等との話し合いが重要であり、地元区や地域団体等と行政が同じ目標を持ち進めていくことで地域の住民の機運が高まり、地域の横のつながりも広がることを期待できると考えます。観光地化を進めるに当たり、誘客を図れる仕組みづくり、また地域と行政の役割分担と併せて、トイレ、駐車場の計画的な整備を進めていくことが必要と考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） すみません、町道ということなので、建設課のほうからちょっと答弁させていただきます。

初めに、町道の認定基準なんですけれども、以前にお話ししたことがあったかと思えますけれども、町道の認定基準では、私有地がなくて幅員3メートル以上の道路、これが前提となります。大塚山に通ずる、町道の先の林道ですかね、林道については、一部私有地があり、幅員も3メートル未満の場所がありますので、現在のところ、町道の認定基準、これを満たしていないという状況になります。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 確かに、建設課長が行って、地元の人とメジャー持って、一番狭いところで2.7メートル、林道になっちゃうよね。その辺はちょっとやれば広がるんだけど、その辺は、確かに入り口から上までが1,200メートルあるんですよ、1.2キロメートル、部分的に舗装してあるところあるんですけども、一定もう雨が降るたびに心配だからやっぱり見に行くんですよね。そうすると、やっぱり碎石、岩盤の上に置いただけだから、流れちゃう。水はけをよく考えてやらないと、また集中的に降るとそこがくむ。そういう地形の場所です。

よく町民目線で、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。今日はこれで、時間の関係で、申し訳ない。次に行きます。

3番、町民の生命と財産を守るための事業についてお伺ひします。

イ、各地区の緊急時の緊急車両等のスムーズに通行できる早急な町道、区道、道路整備が必要と思うが、今後の町の対応についてお伺ひします。

特に、今年度、中野堀切線の堀切橋の改修工事が予算化されましたので、関連事業として町道の拡幅工事をお願いします。区からもお願いしてあると思いますが、橋から奥の堀切区の地主さんは、皆さん一応拡幅工事に賛同していただいております。手前の地主さんが本村区の地主さんで、なかなか協力が得られないということで、今回の橋の補強工事、入札やっても工事車両、大きな車が入れないので、なかなか工事がうまく進捗していない状態でございます。

町長さんが、地主さん、地域の方々と、やはり協働のまちづくりということで、協力して願ひするかしらないか、この件について、町長さん、どのように対処していただけますか。なかなか難問で申し訳ない、いきなりの質問でございます。そういうことで、建設課長。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、吉野議員の質問に建設課のほうからお答えをさせていただきます。個別的な事案ではなくて、一般的なことで答弁させていただきます。

これ昨年の9月ですかね、同様の質問いただいた案件でありますけれども、改めて答弁をさせていただきたいと思います。

狭隘な町道の整備についてですが、現在、町には様々な要望が各区から提出されており、またそのほか、道路幅員の狭い道路の拡幅要望も多くございます。町では、第3次5か年計画に計上されている路線から順次、事業を進めております。

この狭隘道路の拡幅についてですけれども、関係区の協力が必要であり、とりわけ土地所有者のご理解、これが不可欠でございます。このような集落内道路の拡幅要望につきましては、土地の承諾ができたことを前提に要望をしていただいておりますので、まずは地域において拡幅部分の土地の承諾を取り付けてくださるようお願いをしているところでございます。

道路工事につきましては、多額の費用と土地所有者のご理解を要することから、関係区とよく内容を協議して拡幅等の事業を進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、次に、防火施設の維持管理についてお伺いします。

貯水池、貯水槽、消火栓、自然水利等の維持管理についてお伺いします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

貯水池、貯水槽、消火栓、自然水利等の維持管理につきましては、毎年、各消防団、また、構成区の方からの要望等を伺いながら、修繕が必要な場所とその要望等を伺った中で、必要性、緊急性を決定しておるところでございます。必要なところにつきましては、その都度予算を計上して、議員の皆様にもご理解をいただきながら対応しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ありがとうございます。

ちょうど時間が来ましたので、4番の件、一応だぶっているようなところもありますので、



この辺は、町長さんが、やはり町民目線の仕事ということで、粉骨砕身、頑張りたいという町ブランド向上を訴え、町民の心を動かして圧勝したということで、これは新町長さんが、やはり町民目線で、皆さんの声をよく聞いて、職員が一生懸命やってもどうしてもできない場合はね、地元区長さん、行政、担当者、一緒にやってもなかなか地主さんを口説くというのは難しいところは、副町長の泉水区も前から言われているんですよ。

2軒が昔から境でごたごたしている、やはりそういうのは行政、町長さんが行って、自ら、救急車両が入れないと、生命財産を守る、嫁さん、婿さんもこれじゃ来ないからということですね、そういう姿勢というか、平林新町長さんには、そういう町民目線、どうしても昔からね、そういうあれがあるんですよ、各地区に。そういうところは、行政、担当者が努力してやっているのは認めます。だけれども、それでもね、できない場合には、やはり町の長、これは一言ね、皆さんにお願いするしかないと思うんです。

今後の平林さんの町民目線に対しての行政、私も応援します。たまたま選挙期間中は、うち今取壊ししたりして、ごたごたしていて、本当に応援行けなくて申し訳なかったです。今後も頑張りますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（麻生 勇君） 以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（麻生 勇君） 次に、2番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 2番渡邊泰宣でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず第1番に、大多喜町の今後の農業についてということで、私はこの1項目だけ取り上げさせていただきました。

新型コロナの終息が見えないまま丸2年が過ぎている今日ですが、この新型コロナの影響が様々な産業に及んでいる中、私も特に農業に関係が深い者ですので、今回の一般質問に取り上げさせていただきました。

農業の中でも、大多喜町の基幹作物である稲作であります。米の価格が、昨年、過去にない下げ幅となり、1俵の価格は9,000円となり、耕作者の許される価格は1袋30キログラム7,000円であればまあまあということではありますが、ちなみに、過去の米の価格を見てみ

ますと、確かなところは私も言えませんが、記憶の中では、2万5,000円から、あるいは不作の年にはそれ以上の1俵当たり5万円とかというときもあったような記憶があります。それも15年から20年くらい前のような気がします。

その頃の農業資材、あるいは農機具の価格は、近年から思うと相当に安かったと記憶しています。私みたいな小さな規模での耕作であれば何とかしのげると思いますが、大規模経営の耕作者は大変な事態のようです。特に、営農組合等の組織で経営している大規模経営の方のお話では、来年の運転資金に大変な苦勞をされているということを伺いました。

このような状況の中、今後の基幹作物である稲作に大きな不安の気持ちを持たざるを得ません。今後の米作を安心して、行なえるようになるには、かなりの時間がかかると思います。それで、以下の質問を伺います。

これからの稲作について伺いますが、現状維持なのか、あるいは作付を減らしてほかの作物に転作するのか、私はこの転作のほうに変えるほうがよいのではないかということの感じはします。また、ほかの考えがあるのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問に対し、農林課からお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、令和3年産の米価につきましては、近年にない値下がりとなっております。これは、人口の減少や高齢化、食文化の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症による外食産業での需要の減少が影響しているものと考えられます。

このような中で、これからの稲作についてどのようにしたらよいのか、これは全国的に大きな問題であると考えますが、国や県では、水田における高収益化作物などへの転換やスマート農業の導入、飼料用作物の拡大などを推進しております。しかしながら、大多喜町の農家の多くが高齢の方となっております。2020年の農業センサスによりますと、大多喜町の農業従事者の平均年齢は69.94歳となっていることから、新たに大規模な投資を伴う作物への転換や新たな栽培方法を習得する必要がある作物の栽培などへの変更は難しいものと思われま

そこで、そのような方法ではない何らかの活路を見いだしていきたいと考えていますが、当面の間は、農地の集約化や飼料用米の推進を図りつつ、県や県の出先機関である夷隅農業事務所などと連携し、新たな作物の選定や研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

大多喜町の地区の地形とか、いろんな条件からすると、なかなか難しいところがあると思いますが、このままいくと、やっぱりどうしても米の価格が戻るのはちょっと時間がかかるというふうに認識しておりますので、また、何らかの方法ということもなかなか難しいような状況であることは私も分かっていますが、何かの方法があればいいかなということで取り上げさせていただきました。

その次の、あるいは転作は、私もそのほうが何らかの収入の面でもある程度必要なことがあるのではないかとということで伺いたいと思いますが、役場、あるいは夷隅農業事務所を含めたJAですか、その辺のところとの連携が必要であるかと思いますが、そういうようなことで、何かこういうようなことで作物が考えられないかということでもちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 現在、県の夷隅農業事務所で、食用ナバナやソラマメの既存品目の振興に加え、新品目の導入や里芋やレタスなどの品目の技術確立、定着支援を試みております。また、高齢者でも取り組みやすい地域の自然、気象環境を生かした切り花や料理に添える枝物等や草花などの生産の仕組みづくりの試みがされており、今後、生産形態が確立されれば、転作が可能な作物として有望になり得るものと考えます。

そのほかにも、山田議員の一般質問で答弁させていただきましたとおり、栽培作物により有害獣の行動パターンに変化が見られたことなどから、有害獣の被害を受けにくい作物など、あらゆる作物の可能性を模索していきたいと考えます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 確かに、今ご答弁いただきましたとおり、この地域というのは、一番問題になるのが、どうしても有害獣ということが問題になると思います。あとは地域性とか気候とか、そういうものについては、これはね、条件に合わせたもので対応すればいいと思いますが、どうしても有害獣ということで、私も少しずついろんなことを経験しているんですが、薬物とか、それから実のなるものですか、その辺については、本当にあつという間に猿とか鹿とかイノシシ、最近ではキョンとか、そういうものの被害を受けてしまって、やはり食べることができる寸前にみんなやられてしまうので、非常に難しいところがあると思いますが、鹿とかイノシシの対策としては、イノシシの撲滅作戦ということで草刈りとかそういうもの、環境をよくするというようなことも行われているようではありますが、それを含め

て国や県の対策事業ですか、それが作物の影響を受けないものということで、私も今年から少し、里芋が意外とそういう被害を受けないようなことにあると思いますので、この地区で里芋の栽培とか、比較的被害の少ないもの、ニンニクとか、そういうものもあるような感じがします。

その辺の栽培について、今、大多喜町を含めた近隣では、生産して販売というか、その辺についてJAとの連携が必要かと思いますが、ある程度、私も情報では入れてありますが、その辺のことについて、JAとのあれについては、次の品物の販売経路について絡んできますので、その辺を含めてJAとのということで、この関連性をちょっと伺いたいと思いますが、販売についてとか。特に少しの量であれば直売所とか、そういうもので販売できると思いますが、ある程度まとまってくると、やっぱり直売所とか、そういうものというのはちょっと難しいと思いますが、その辺ちょっと……、あれが前後しちゃったかもしれませんが、申し訳ありません。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 販売量ということでよろしいんですかね。

こちらにつきましては、生産した作物の販売につきましては、将来的には必要になると考えております。最初から大規模に栽培し、大量の収穫が可能となるものではないと考えますので、そこで、当面の間におきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、道の駅たけゆらの里おおたき及び山の駅養老溪谷喜楽里などの販売を試みまして、また、新たに町内の外食産業者に大多喜町産の農産物を提供できるシステムの構築などを模索しながら、収穫量の増加とともに、新たな販路の開拓を試みていきたいと考えます。また、県や農協と栽培作物の選定とともに、販路の開拓についても協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

すみません、私の順番が間違ってしまったけれども、生産するための指導機関とか、技術者の確保について伺いたいと思います。

これは、昔というか、私の若い頃には、役場産業課ですか、についても、いろいろ技術指導をいただいたこともありますし、農業事務所、当時の農業改良普及所ですか、その指導員の方も一生懸命に何か指導していただいたし、農協でも指導員という方がおりました。

その辺について、今の状況では、役場の技術指導者というのが何かいないようなことを伺

っておりますが、その辺で、今後の地域おこし協力隊とかそういうもので、そういうことに  
関心のある方がもし採用できるのかどうか、その辺についてちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 現在、連携をしております県の出先機関である夷隅農業事務所や  
農協に加え、来年度、町独自の取組といたしまして、新たな作物の生産の提案や生産指導を  
していただく方の選定をしていきたいと考えております。

また、議員がおっしゃいました、地域おこし協力隊での対応は考えられないかのご質問  
ですが、地域おこし協力隊は、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から大多  
喜町内へ移住をしまして、住民票を移動できる方で、地域で活動を希望する方であれば、誰  
でも応募が可能となります。しかしながら、町といたしましては、野菜や果樹及び草花など  
の栽培について専門的な知識や経験を有し、耕作者に指導や助言ができる方を即戦力として  
確保したいと考えておりますことから、町独自の取組としての実施を予定しているところで  
ございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） やはり指導者ということは、なかなか採用するのでも特殊なことで  
すので難しいと思いますが、やはり一般の農家の方もまだまだそれほど技術的なものがないと  
か、そういうことが多いと思います。そういう方を採用していただいて、できれば、また一  
番の、町の若い人が住めるような、生活できるような環境をつくらないといけないと思っ  
ておりますので、その辺で、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それでは、最後の、できれば大多喜町の特産品として誘客ができるようなことがないのか  
どうか伺いたいと思います。

今、大多喜町の農産物といたしましては、タケノコ、あるいはシイタケ、私の頭ではそれ  
が一番代表的なものと思っておりますが、その辺の何かお客さんに来てもらえるような特産  
物というか、大多喜町の特産物、千葉県でいえば銚子の灯台甘藍とか、八街のピーナツとか、  
近くでは、姉崎の大根とかというのは有名であります。やはり相当、1軒当たりの耕作面  
積が1ヘクタールとか、そういうような経営規模のものでありますが、そういうことができ  
ればいいんですが、大多喜町の地形としてはちょっと難しいようなところもあると思いた  
すが、そのようなことで、何かそういう特産品としてタケノコ、あるいはシイタケ以外のもの  
で何か考えられないのかなというふうに思っておりますが、先ほど私も里芋がいいかなとい

ふうと思ったんですが、そのほかに何か考えられることがありましたら伺いたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 大多喜町の特産品といたしましては、現在定着をしています、議員がおっしゃいましたタケノコになると思いますが、タケノコの時期になりますと近県や県内から多くの方がタケノコ掘りやタケノコを買うため、さらにはタケノコ料理を味わうため、本町を訪れていただいております。タケノコを販売している商店はにぎわいを見せていただいております。

そのようなことから、大多喜町の特産品の種類を増やせば、その分だけその商品を買求める方が大多喜町を訪れていただけることが考えられます。町の商店もそれだけにぎわうものと思われま。また、将来的に、農作業や収穫体験等ができる観光農園の育成も視野に入れて誘客を目指し、さらに、大多喜町のイメージアップにもつなげた作物を考えていきたいと考えております。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） ありがとうございます。

それでは、今、5項目わたりまして私も質問しました。その件につきまして、今回、平林町長におかれましては、公約でもありますような、来てよし、見てよしと、そういう公約だったと思いますが、その辺で、今、全般的なことについて、一つの考えがありましたらちょっと、思いがありましたら伺いたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは、ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきたいと思ひます。

私は、正直言ひまして、今まで約45年ぐらいの間、ずっと農業に關係する仕事をしてまいりましたので、県内外の農業關係者との行き来もありますし、農家さんとの面識もあるという中で、おっしゃっていたように、水稻の米価そのものがもうここまで落ちちゃっていますので、多分なかなかこれからはそう簡単には上がり切らないだろうなというふうで考えております。やはり水田の畑地化とかいうものを進めさせていただく中で、毎月、例えば3万でも5万でも実入り皆様の中に入れるような作物を考えていきたいと思ひております。

今これから、まさに皆様方にこれからお取り計らい、お願いをするわけでございますけれども、もし皆様のほうで予算さえ取らせていただければ、新しい作物の選定から入りたいというふうで思ひております。

特に、畑と違いまして、私たちが今からやるのは田んぼで畑作をやるという形になりますので、やはり暗渠の問題、要するに、中の湿度の問題ですよね。根が枯れないように、なるべくお水を24時間以内に土から排除するという、暗渠というようなやり方ですよね。

そういったものとか等々含めて、またあと、今、育種関係、要するに、もともとの種を作るところに、田んぼで作る畑作の育種をしてもらえないかということで実はお願いをしております。町内の育種企業から、オーケーになれば4月以降、打合せにすぐ伺いたいということのお話が来ております。大手の種苗会社からもざっくりと方向性を頭の中に描いていますので、議会が終わった後にご提案に行きたいという実はお話をいただいています。一つ一つ、皆様とご理解いただきながら、皆様がいいよというのであれば、進めていきたいというふうに思っております。

それから、やっぱり今まで我々が考えていたような作物と全く違ったような作物が、もしかすると大多喜にこれから芽生えてくる可能性もございますので、そういった作物を使いながら、6次化産業的な部分、これは、例えば、町の中だけで作るといっても実際、今さほどそれに対応するような工場はございませんので、アウトソーシングをして、大多喜産の品物を持って行って、そしてそこで作っていただく、ざっくり考えているのは、サンショウとか、そういうのはとっても鹿とかの害獣にも食べられづらいので、サンショウを畑で作る、田んぼで作る、そのサンショウを使って、捕ったイノシシとか鹿とかキョンとか、そういうものなんかお肉の山椒煮を作るとか、そんなようなものまでできたら面白いんじゃないかなとか、そんなようなちょっとぼやんとしたものですけれども、考えておりますので、議員の皆様にもぜひご賛同いただきながら、手を携えてやっていけたらうれしいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 私も考えていないようなことが、今、町長からご答弁いただきました。本当にありがとうございます。

これからも本当、若い人が希望を持てるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（麻生 勇君） 以上で、渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたしたいと思ひます。

ちょっと時間が短いと思ひますが、14時5分から会議を再開したいと思ひます。

(午後 1時52分)

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時05分)

---

◇ 根 本 年 生 君

○議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 根本です。通告に基づきまして質問させていただきます。

私は、ちょっと、本当に今回項目が長いものですから、細部については結構ですので、町長の素直なお考えをお聞かせ願えれば一番うれしいと思います。

さきの町長選においてご当選されました平林昇新町長におかれましては、誠におめでとうございます。また、新町長におかれましては、様々な難問が山積みになっており大変だと思いますけれども、よろしく願いできればと思います。

なお、今回は、町長の基本的な考え方を聞くことにとどめ、細部については、後日、おいおいとお聞かせ願えればと思っております。

まず初めに、町長に就任された現在の素直なお気持ちを、先ほどの所信表明でいろいろな細かい施策等については十分説明いただきましたので、今現在の素直な気持ち、素直といっは申し訳ないですけれども、現在の心境をちょっとざっくばらんにお聞かせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

すみません。ちょっと私、今回、たくさんあるものですから、一括質問の一括答弁で願いできればと思います。よろしいでしょうか。それで、時間がもし余るようでしたら、ちょっと一言、二言、言うことがあるかも分かりません。すみませんけれども、そういった形で願いできればと思います。

続きまして……

○議長（麻生 勇君） 根本君、自分が質問終わっちゃったからって違うところ行かないでね。よろしく願いします。

○5番（根本年生君） はい、分かりました。すみません、注意してやりますので、よろしく願いいたします。



続きまして、就任式の際、職員の皆様に町長のお考えを伝えたいと思います。どのようなことを職員の皆さんに伝えたいのでしょうか。それをお聞かせ願えればと思います。

また、各事業を行うには、担当課が心身ともに健康でなければならないと考えております。各施策を行うのに当たり、適正な職員数は確保されているのか、専門的な知識があるのか。今何をやるにしても役場の1つの課で物事を完成することはできないと考えています。各課が連携するような形が取れているのか。また、行政だけではなかなか人数も少ないし、いろいろな面で難しいところがあるので、地域住民、関係団体との協力体制は整っているのか。新しい施策を行うのに当たり、そういったことを十分補ってやっていただければと思います。町長の基本的な考え方をお聞かせ願えればと思います。

続きまして、新町長として、大多喜町が未来に向けて将来どのようなまちになっていくことが望ましいと考えますか。町長の考え方を簡潔にお聞かせください。

続きまして、新型コロナ感染対策について。

新型コロナ感染症の勢いが止まりません。多くの町民は大変な痛手を受けています。今後、ポストコロナ時代が訪れてくると予想されます。その際、どのような形のポストコロナ時代を迎えたいかと思っているのか、現在のコロナ対策及びポストコロナ対策について町長の考え方をお聞かせください。

続きまして、農林業、商工業の活性化と後継者不足の解消について。

人口減少が進む大多喜町の多くは後継者不足に悩んでいます。そのため様々な問題が起きています。有害獣問題も深刻化しています。農林業、商工業の活性化について、町長の基本的な考え方をお聞かせください。

続きまして、観光振興について。

過疎化に苦しむ大多喜町にとって観光振興は多くの雇用を生み出すとともに、地域の活性化につながるものであり、非常に大切であると考えます。今後の観光振興について町長のお考えをお聞かせください。

続きまして、災害に強いまちづくりについて。

大多喜町は過去幾度となく大きな災害に遭遇しました。町民の暮らしと安全を守ることは町の重要な使命です。災害に強いまちづくりについて、町長のお考えを簡潔にお聞かせください。

続きまして、子育てしやすい環境づくり。

近年、著しい出生数の減少により子供の数が非常に少なくなっています。あしたの大多喜

町を担う子供たちの教育の在り方は非常に大切であると考えます。また、大多喜高校も去年、今年とも40人から50人ぐらいの定員割れの状況が想定され、大多喜町の現状を考えると、5年後、10年後が不安でなりません。今後、複式学級、少人数学級による教育が想定される中、町長の教育方針について、基本的な考えをお聞かせください。

続きまして、議員との関係性について。

去年の1月に大激戦の末、町民の負託を受けて当選した二元代表制である議員との関係性について伺います。議員には、政策決定の過程から丁寧にその内容をご説明いただき、町長と議員が各施策の考え方を共有することが大切であると考えます。議員との関係性について、町長の基本的な考えをお聞かせください。

最後に、町民との対話を通して地域に寄り添った政策の実現に向けて。

町長の選挙公報の中に、熱い町民の力を結集しないと大多喜町は変わらないと書かれています。私も大賛成です。熱い町民の力を結集しないと大多喜町は変わらないとの考え方、その趣旨について簡明にお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） それでは、ただいまの根本議員からの質問に対してお答えさせていただきたいと思います。

今、全てで8項目の質問があったかと思えますけれども、私、じゃ8項目、先に自分の思いだけさっとしゃべらせていただいて、あと、細かいところは各課のほうからお話しさせていただいて、私だけで完結しちゃうものもあるかもしれませんが、ひとつその辺でよろしく、あまりいじめないようにお願いします。

それでは、まず最初に、率直な気持ちということで、今の率直な気持ちですけれども、今は、本当に初の議会ということで、実はゆうべ寝られないかなと思って、お酒をちょっと多く飲み過ぎまして、爆睡してしまいまして、根本さんに対するお答えを大して考えもしないでこの場に及んでしまったという状態です。

ただ、本当に日々、もう29日から出て、おおむね1か月がたちましたけれども、町の職員の方たちが本当に一生懸命動いてくれているなというふうに感じております。

私が町民目線で、なるべく住民の方と接するときもプロ用語は使わないで、なるべく本当に優しい言葉を使って、本当に一步下がったところでお話ししてくださいねと、仲間うちで話するには問題ないけれども、それがどうも少しずつ皆さんのほうに下りていって、今日ちょっと教育長と話していましたら、大分ほかの方からこういうお褒めの言葉もいただきました。

たよというような声もいただきまして、本当にみんながよく頑張ってくれているんだなというところをつくづく思っております。

なかなか多くの人を一つに束ねることは難しいと思えますけれども、今までの経験も生かしながら、本当に今、改めて、今までのだらっとしていた社長業から、きちっと胸を張り詰めた町長業に移ろうと、今一生懸命努力しておりますので、皆様のまたお力添えをいただければというふうに考えております。

(「よろしくお願いします」の声あり)

○町長(平林 昇君) それとあと、2番目の職員の訓示の内容ということでございますけれども、これ実は私、しゃべったことも半分忘れかけておりまして、総務課の方からこんなことを概略言っていましたよということを実は書いていただきましたので、ちょっと読ませていただきます。

就任式で職員に伝えたことや基本的な考え方などについて述べさせていただきます。

私は、大多喜町を住んでよし、訪れてよしのまちづくりをしたいというメッセージを町民の皆様を送り、今回信任をいただき、これらを実現するため、職員の皆さんと一緒に、一喜一憂せず、一步一步、志の実現を図りながら仕事がしたいという考えと、また、職員の方はプロとして町政に携わっているわけですから、窓口での対応など、町民の目線で、町民に寄り添って仕事をしてほしいという考え方を伝えさせていただきました。町民の皆さんは、行政のことなど分からないことが多いのですから窓口で相談に来るわけで、分かりづらい行政用語や行政のプロ目線で話をしてもうまく意思の疎通ができないというふうに感じています。ですから、職員の皆さんが一步下がって、町民の皆様が分かりやすい言葉で、相手の気持ちを察し、配慮しながら丁寧な対応をしてもらいたい旨を伝えたいつもりでございます。

そして、これら役場の中の仕組み等を見定めて、優先順位を勘案しながら、オール大多喜として町政を進めていきたいと思っておりますということをお話しさせていただいたというつもりでございます。もしそれにそぐわないことございましたら、また遠慮なくご指摘いただければと思っております。

それから、本町の将来ビジョンについてということでございますけれども、これは正直言って、私たち今非常に、質問からもありましたけれども、人口減少等々が本当に心配されるという方向ですけれども、とにかく住んでよし、訪れてよしというまちづくりをしながら、大多喜のブランド力を上げて、ぜひ多くの方に大多喜に来ていただける、交流人口を増やす、これを一番の目標にしていきたい。ブランド力を上げるというところのいくくりの言い方で

すと簡単そうですけれども、これにはかなり時間がかかるだろうと思っております。とにかく一步一步進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それから、コロナの対策等々についてでございますけれども、これについては、私としては個人的にもワクチン接種をまず第一に進めるということで、まず町民の皆様にご安心していただく、それから、その後で、地域通貨を使ったりしながら経済効果を波及させていただければというふうに思っておりますので、この辺については、また各担当課のほうから、細かいご報告があると思います。

それから、農林業と商工業の活性化と後継者不足の解消についてということでございますけれども、もうこれも先ほど言った、住んでよし、訪れてよしのまちづくりということをしつかりと肝に据えて、定着させることで産業の基盤がしつかりしてくるということから、必然的に産業の後継者、農業の後継者等々がしつかり生まれてくるだろうと思っておりますので、まず一つ、芯になるところを、先ほどから言っているようなところをしつかりと捉えていきたいというふうに考えております。

それから、質問事項の4でございますけれども、観光振興でございますけれども、これも住んでよしと訪れてよしということはこの辺のことでしつかりと進めていきたいと思っておりますけれども、特に農業を絡めて、体験型農業に関係した観光ですとか、それから、大多喜の文化とか歴史を見に来ていただける観光の在り方とか、今、観光はニューツーリズムということで、団体の観光から個人の観光に移ってきております。個人の観光は目的がたくさん分かれていると思います。食べ物であったり文化であったり、逆に言ったら、もしかすると大多喜町の起業とかの流れを見に来ていたいという方もいらっしゃるかもしれない。いすみ鉄道を見に来ていたいという方もいらっしゃる、そういう観光を一区分にすることなく、いろいろな観光方法に分けた中で観光をもう一度見直すということをしつかりしてみたいなというふうに考えております。

それから、5番目に、災害に強いまちづくりでございますけれども、この辺は、もう建設課等々、皆様が粛々と頑張っていたり、総務のほうで粛々と頑張っていたりと思っておりますけれども、まず私が考えたいのは、人命を安全に保つということ、災害の前にどうやって皆様に避難を呼びかけるかとか、どういうところに避難していただくかとか、まずそういうところを先に優先的に取り決めていけたらいいかなというふうには考えております。

それから、6番目ですけれども、子育てしやすい環境づくりということで、教育関係の話

が出ておりましたけれども、私はあまり頭のいいほうではなかったんですが、そのために、いい大学に行けとか、いろいろ言われてきたわけですけども、もう何か教育といういい学校に行くということがイコールだと思っておりましたけれども、今実は、教育長のほうから、高校の魅力化コンソーシアムというような基本路線が出ておまして、話聞いて、なるほどと思ったのは、結局、小中高と大多喜辺りで一生懸命育てた、それが大学に行ってしまうって行きっ放しになってしまう、地元で先生も要するにいなくなってしまうというようなことから、地元に戻させるような、要するに教育というような提言を今打ち上げていただいております。これ実にいいことだなと。

会社にとっても今なかなか募集しても人が集まらないというようなことの話がもうあちこちの企業からも聞こえていますので、この辺をぜひ徹底して教育長にやっていただきながら、町としても一緒に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それから、質問事項の7でございますが、議員との関係性ですけども、今までの関係性がどうだったかと私よく分かりません。

ただ、これは、私も、それから議員の皆様も町民の方たちの選挙によって選ばれております。これは、向いている方向は、大多喜町をよくするという方向で向いているんだと思います。

我々がいろいろと議決案件を提出するほうで、皆様がそれを審議していただく、お互い真摯になって、皆様のことは私もきちんと尊敬した上でお話を提案させていただきますし、皆様からもぜひ大多喜の町民の目線になった審議をしていただいて、公平に、皆様が本当に住みやすいようなまちになる、そういう関係で、お互いが町民を見ながらお互いの意見をしっかりと話し合っていきたい、そういうふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいというふうに考えております。

それから、8番目の質問事項でございますけれども、熱い町民の力を結集しないとということでございます。

これは、いろんな、例えば区とか、それぞれの地域からも要望が出たりして、要するに、行政側が与えるというようなやり方が今までずっと多かったのではないかなと私は勝手に考えているんですけども、基本的に、まちを変えるのは役場ではなくて、町民がこういうふうに変えたいんだという気持ちをサポートするのが行政の役割なんだろうな、もしくはそういう気づきを与えるということだと思います。あくまでも主人公は町民の方たち、その強い熱い力がなければ決して変わることはないんだらうというふうに思っております。

会社組織の運営でもそうですし、まず、やはり自分たちから、上に言われたからではなく、自分がこうしたいというような気持ちを大事にするということ。ですから、我々行政側もそういう町民の皆様の気づきを与えたり、それから、そういう気持ちが長続きするようなサポートをしていくというふうに考えております。

そういうことで、本当に雑駁な話でございますけれども、私の勝手な思い入れをお話しさせていただきまして、あと細かいところは、各担当課のほうからご説明をさせていただければと思っております。

以上で終わります。

(「ありがとうございました」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 5番根本年生君。

○5番(根本年生君) 担当課さんのほうで時間の関係もありますので、特にこれだけ言っておきたいということがありましたらもし言っていただけたらうれしいです。何か一言、二言、何か。

○議長(麻生 勇君) 商工観光課長。

○商工観光課長(渡邊陽二君) 商工観光課から、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

商工観光課の観光振興の基本的な考えといたしまして、町長の公約にもあるとおり、住んでよし、訪れてよしということで、町には多くの観光資源がたくさんございますけれども、これらをロケーションサービスや動画コンテンツに活用し、多くの人が訪れ、定住促進が図れるように努めていきたいと考えております。

以上です。

(「ありがとうございました」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 5番根本年生君。

○5番(根本年生君) 町長、本当に一括の質問で、ありがとうございました。

私、最近いろんなところに出かけていったり何かして、行政の方々とお話しすることが多くあるんですけども、最近、町長のお言葉をはじめ、とにかく我々も応援するから、町民の方々頑張ってくれよという激励の言葉を本当に多く承ることを言っている、今まではちょっと違うことを考えていたことがあるのか分からないですけども、最近は、頑張れと、お会いすれば頑張れよという激励の言葉を多くいただくような感じでおります。

職員の皆様も本当に一生懸命やられていることは、いつまでも遅くまで電気ついていたり、

私近くなものだからすぐいつも気になって、まだついていて皆さん一生懸命やっているなどということをするんですけども、本当に一生懸命やっていただいて、いろんな話すたびに、本当に、行政が応援するから町民の方々も頑張ってもらいたいよなという激励の言葉であるといつも最近感じるようになっていきます。

特に高校のことですけれども、本当に教育長が一生懸命やっていただいているということは常々感じております。今、懇談会というのが終わったんですけども、去年1年間やって、県のほうで今後の県立高校の在り方について懇談会をやっていました。終わったんですけども、来年以降、新しい計画が立てられて、今後、高校をどうするのかということ具体的に来年度出てくると思います。

その際、私、そういった懇談会終わってから関係者といろいろ話する中で、大多喜町の教育長さんは常に県のほうに来て、ほかに市町村にはないんですけども、教育長は熱心に来て、大多喜町の実情とかいろんなこととお話しされているよということをお話するのから何回とお聞きしまして、本当に大変ありがたいなと。本当に先ほどの高校コンソーシアムで一生懸命やっていただいて、うれしいなという思いでございます。

特にそこで感じたのが、この間、最後だったんですけども、委員の方が最後の感想を言うんですけども、やはり地域の高校は地域にとって非常に大事だよということは皆さん異口同音に言います。しかし、やっぱり中学生の卒業生とか現状を見ると、このままではいけないんだという強い危機感を県側も持っていて、その際、地域にとって大事なんだから地域の皆さん頑張れよという、やっぱりそれも激励の言葉であると強く感じていたところでございます。質問じゃなくて、私の思いで言っちゃって申し訳ありません。

それで、最近、私、議員の在り方ということについて強く感じているところあります。今まで議員というのは自分の意見を議会に反映させる、町政に反映させるということが主目的であると考えていました。しかし、違うのではないかと最近思っています。

それは、人と人をつなげる、それが議員の役割ではないかと。人と行政をつなげる、それが議員の役割ではないかということ強く感じるようになりました。自分の考え方もしっかりしていなくちゃいけないんですけども、それ以上に、つなげる役割というものを非常に強く感じているところでございます。

今後、私も町民の間に入って、いろんなことで町のほうにご相談に上がることがあるかと思っておりますけれども、その際はよろしくお願ひ申し上げます。

町長、最後になりますけれども、町民の方々に対して、いま一言、何かメッセージがあり

ましたら言っていただけるとうれしいかな。何かありますか。よろしいですかね。

○議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（平林 昇君） 町民の方へということでございますけれども、町民の方へというよりも、やはり今までの町長さんたちが頑張ってきた方向性で、大多喜もここまで何とか本当にやってこられた、非常に健全な形の運営にかじを切っていただいた、本当に飯島さんにも感謝しております。

とにかくちょっと考えますと、本当に今の現況から見ると、大多喜大丈夫かなと、8,500人になっちゃって、本当に最後は4,000人になっちゃうというような今日の森先生のお話も聞いて、いや本当に大丈夫かなというふうには思うところはありますけれども、まだまだ我々ができることはたくさんあるというふうに思っています。

今までの流れにただ流されるのではなくて、一つ一つに疑問を呈しながら、我々ができる知見を持って、まず積極的に前に進むということをこれからもお誓い申し上げて、皆様にメッセージとさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。大変、町長の考え方がよく分かりまして、本当にありがとうございます。また、今後ともよろしくお願いいたします。質問を終わります。

○議長（麻生 勇君） 以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、同意第1号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、同意第1号 大多喜町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

提案理由でございますが、教育委員会委員の田邊壮玄氏の任期が本年3月31日で満了となることから、引き続き同氏を委員として任命するため議会の同意を求めるものでございます。それでは、本文に入ります。

同意第1号 大多喜町教育委員会委員の任命について。次の者を大多喜町教育委員会委員



に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるとのことです。

住所は大多喜町田代28番地5、氏名は田邊壮玄、生年月日は昭和51年11月16日生まれ、現在45歳でございます。

田邊壮玄氏は、平成7年に高校を卒業し、現在は株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場に勤務されております。過去には、小学校PTA副会長、中学校PTA会長、さらに町PTA連絡協議会会長を務めるなど、学校教育にも熱心に取り組んでこられました。教育委員会委員となった現在も仕事で培った経験を生かし、学校教育のICT関連の取組に対し助言やご意見をいただき、本町の教育振興、発展にご尽力をいただいております。

人格は高潔で、教育に豊富な経験と識見を有した方であり、委員に適任と考えます。また、現在、小学校6年生の父親であり、保護者代表として大多喜町教育委員会委員に任命したく、議会の同意をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、同意第1号 大多喜町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第5、議案第1号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 議案第1号 指定管理者の指定について。

議案つづり3ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町都市交流センターは、地方自治法第244条の2第3項の規定において、法人その他の団体であって地方公共団体が指定する者、いわゆる指定管理者に施設の管理を行わせることができると規定されていることから、現在は、有限会社たけゆらの里おおたきが指定管理者となり管理を行っていますが、指定管理の期間が令和4年3月31日で終了することから、指定管理者の指定を行うことが必要となります。

指定管理者の選定に当たりましては、令和4年1月30日に、町長の諮問機関であります大多喜町農林業振興協議会に選定方法等の資料を送付の上、書面回答書において全員の回答をいただきました。

有限会社たけゆらの里おおたきは、平成12年から指定管理者として管理運営をしており、消費者からの苦情もなく、売上げも増加傾向にあることから、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項で規定されている、本町が出資している法人または公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる、また、第1号の規定にある、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため地域の活力を積極的に活用した管理を行っていると判断されました。そのため公募はせず、有限会社たけゆらの里おおたきを引き続き指定管理者の候補とする旨、答申をいただいたため、有限会社たけゆらの里おおたきから指定申請の提出を受けました。

その事業計画の経営方針の内容については、道の駅として、大多喜町の特産品の販売、地元特産品を用いた郷土料理の提供、大多喜町農林業の活性化、町外からの来訪者に広く町特産品のPR、周知を行う、観光情報の提供を行う、山の駅養老溪谷喜楽里に直売場を設け観光客への地場産品の販売及び観光情報の提供を行う。管理運営の取組について、直売所の原則に沿った新鮮、安全かつ安心、買いやすい適正価格と荷姿による商品の提供、生産者には栽培履歴簿の提出徹底、加工品製造過程の報告、指導、勉強会を通じての栽培指導、農薬の

適正使用、減農薬栽培や有機肥料使用による安心安全な作物の取扱い。施設運営につきましては、都市住民との交流イベントの実施、地域観光案内の充実、接客研修の実施。施設の現状及び将来展望につきましては、限られたスペースでの農産物の配置を考慮し購買意欲の向上、地域農業振興、交流、情報発信の場としての魅力ある施設とする、当施設は消費者にスーパーなどにはない直売所のよさが浸透しており、直売所が林立する中でたけゆらならではの地元産にこだわり、消費者の声に謙虚に耳を傾け活気ある売場を目指す。以上の事業計画となっております。

また、経営状況におきましては、第20期、こちらにつきましては、平成31年4月1日から令和2年3月31日において、消費税増税後の景気低迷、度重なる千葉県直撃の台風の影響、新型コロナウイルス感染症の影響などを受け来店客が減少し、損失決算となっております。しかしながら、その後、来客者数の回復等、経営努力により徐々に売上げも回復し、本年度は純利益を計上する見込みであり、過去4年間での経営状況はおおむね良好であるため、条例第4条の各号の選定基準に照らし合わせ、総合的に判断しまして有限会社たけゆらの里おおたきを引き続き指定管理者の候補として提案するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、指定管理者を行わせる施設、大多喜町都市交流センター。

2、指定管理者、夷隅郡大多喜町石神855番地、有限会社たけゆらの里おおたき、取締役社長、平林昇。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和8年3月31日まで。

以上で、指定管理者の指定についての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第6、議案第2号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、5ページをお開きください。

議案第2号 行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及びデジタル改革の一環として、押印の見直しが国のガイドライン等を踏まえ、県をはじめ、全国的に進められている中で、本町においても行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しを行いました。

町の見直しとしては、押印原則の見直し、2つ目として署名の見直し、3つ目としまして書面主義の見直し、4つ目といたしまして対面手続の見直し、5つ目といたしまして文書公印の見直し、6つ目といたしまして内部手続の押印見直しにつきまして、基準を定めて検証をしまいったところでございます。

この結果、例規中に署名や押印等が含まれる1,726件のうち1,195件、270例規が見直しの対象とされたところでございます。このうち条例につきましては6条例、11件について押印等の見直しが必要となったことから、執行部として5条例を一括して提出し、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

行政手続等における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例。

第1条は、大多喜町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正するもので、様式中の「印」を削るものでございます。

第2条は、大多喜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、第2条中の宣誓書の提出方法の見直し及び様式中の「印」を削るものでございます。

第3条は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するもので、第4条第4項中の押印の見直しに伴い同項を削ることとこれに伴う次項以降の繰上げをして、第8条第5項中の署名押印を見直すものでございます。

次のページをお開きください。

第4条は、大多喜町火入れに関する条例の一部を改正するもので、様式中の「印」を削るものでございます。

第5条は、大多喜町水道施設補助金交付条例の一部を改正するもので、様式中の「印」を削るものでございます。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。今ご説明をいただきました中で、条例の見直しの対象が6条あって11件だと。その中で、今回5条で10件についてという話だったんですけども、その残りの1件の条例というのはどの条例で、何で今回一括の中で入らないのか、どういう形で省かれたのか、ちょっとお伺いできればと思うんですけども。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） すみません、私のほうの説明がちょっと。

執行部として取り扱うものが5条例ということで……

（発言する者あり）

○総務課長（麻生克美君） そうそう、すみません。私の説明が、申し訳ございません。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

10番森久君。

○10番（森 久君） 押印、捺印があることによって、本人ではない他の誰かがそれを偽ってしまう、そのハードルを高めるという効果があると思うんですけども、その場合、押印をなくすということは、その点についてはどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） その点につきましては、見直し基準を定めております。今までどおり、法令で印が必要なものはそのまま残すような形にしております。それは、権利利益等に伴う公文書、そちらにつきましては、今までどおり印のほうを残すような対応で考えております。今まで認め印という形で押ししてもらってありました簡易的な文書、そちらにつきましては必要性がないだろうという見解から、まずこの話が始まっております。

では、これを進める一番の目的は何かということではございますが、国が今現在進めておりますオンライン申請等に基づく関係で、どうしても押印、印鑑を押すということがネックになっております。そこら辺、本来その方が申請する文書というものが分かるのがありますので、そちらについてはオンラインで申請ができるようにするために必要ないんじゃないかということ、その利便性の向上から今回のこの見直しがされたところでございます。

議員さんのおっしゃるとおり、今までの本人確認はどうするんだということではございますが、町が仮に証明をもらうときには、当然、免許等において本人確認をしているところでございます。それに、さらに印鑑を押す必要性はないだろうというような文書がほとんどでございますので、そういう文書については見直しを行った。

ただ、今後、オンライン申請が始まった場合に必要なものは、やはり今町としても進めているマイナンバー、その取得がやはり前提条件になっていくのではないかとこのところではございます。

ご質問の回答になっているか分かりませんが、そのようなところでございます。

以上です。

（「ご説明ありがとうございました」の声あり）

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第7、議案第3号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(麻生克美君) それでは、7ページをお開きください。

議案第3号 大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、現行の個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本が一本化され、令和4年4月1日から、新たに個人情報の保護に関する法律として施行されるため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は廃止されることとなります。このため、本町の個人情報保護条例において廃止される法律を引用していることから、条例の一部改正の必要が生じたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

大多喜町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

この条例第2条第9号の改正は、廃止される法律の規定を引用しているため、引用先を個人情報の保護に関する法律第2条第9項の規定に改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

なお、15時5分から再開します。

（午後 2時55分）

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時05分）

---



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第8、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、9ページをお開きください。

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

昨年8月に、人事院は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等々、仕事の両立支援のために講ずる措置を明らかにし、当該措置のうち非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和や育児休業を取得しやすい職務環境の整備に関する措置の義務づけ等の事項を加えた人事院規則が整備され、令和4年4月1日から施行される予定でございます。これにより地方公務員についても均衡の原則に基づき国家公務員と同様の措置を講ずることが基本となることから、本条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中の改正は、育児休業等の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との期間要件を廃止し、緩和するものでございます。これにより、同号ア（イ）で特定職の読替えを規定し、同号アの括弧の字句をそれぞれ改めるものでございます。

19条第2号中の改正は、同号アで規定している期間要件を廃止、緩和するもので、同号ア、イを削ることから、同号に必要な規定の改正をするものでございます。

本則に次の3条を加える。これは、育児休業を取得しやすい職務環境の整備に関する措置等の規定を加えるものでございます。

第23条は、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認の措置等に係る規定を加えるものでございます。

次のページをお開きください。

第24条は、勤務環境の整備で、研修の実施、相談体制整備等の措置に係る規定を加えるものでございます。

第25条は、規則による委任規定を加えるものでございます。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第9、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第5号の説明をさせていただきます。

議案つづりの11ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

この改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告等に基づく、一般職の職員の期末手当の支給割合の引下げに準じ、常勤の特別職である町長、副町長及び教育長の期末手当を引

き下げようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

この改正は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を一般職の職員の期末手当と勤勉手当を合計した支給割合としておりますので、一般職に準じ、本年4月1日以降に支給する期末手当を100分の7.5引き下げようとするものでございます。これにより、年率100分の15を引き下げることになります。

附則、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

この規定は、令和4年6月に支給する期末手当から一般職の職員の期末手当の支給割合の引下げに準じた減額支給を規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第10、議案第6号 大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第6号の説明をさせていただきます。

議案つづりの13ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、令和3年8月10日に、国会及び内閣に対し、国家公務員のボーナスである期末手当の改定を勧告しました。その内容は、令和2年8月から令和3年7月までの1年間における民間事業所のボーナスの支給月額が国家公務員の支給月額を下回ったことから、均衡を図るため一般職の職員の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げよと勧告いたしました。千葉県の人件委員会におきましても10月11日に国の人事院勧告にほぼ準じた内容の勧告を行っておるところでございます。

このような中、本町におきましても人事院及び県の人件委員会の給与勧告に基づき、当初は、昨年12月までに引下げに係る条例案の提出を予定しておりましたが、国がコロナ禍の異例の状況下での観点などから、国家公務員の期末手当の改正につきましては、令和3年度中の引下げを実施せず、令和4年6月の期末手当から令和3年度の引下げに相当する額を減額することで調整を行うとされたため、地方公務員についてもこれに準じた対応をするよう要請されたところでございます。このようなことから、今回、国家公務員の取扱いを基本として、本町の一般職の職員の給与条例等を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみの説明をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の本条例第22条第2項の改正は、一般職の職員の期末手当の支給割合100分の127.5を100分の7.5引き下げ、100分の120とするものでございます。これにより年率100分の15を引き下げることとなります。

同条第4項の改正は、第2項の率を引用しているため、同項の改正に伴い、第4項中の100分の127.5を100分の120に改め、また、再任用職員及び任期付職員の支給割合を100分の5引き下げることから100分の72.5を100分の67.5に改めるもので、これにより年率100分の10を引き下げることになります。

第2条、大多喜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条は、第1条で改正した一般職給与条例第22条第2項の率を任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項で引用しているため、項中の100分の127.5を100分の120に改めるとともに、特定任期付職員の期末手当の率を100分の5引き下げることから100分の167.5を100分の162.5に改めるもので、これにより年率100分の10を引き上げることになります。

附則、第1項、施行期日ですが、公布の日から施行するものでございます。

第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置は、次のページに行きます。

令和4年6月に支給する期末手当の額に令和3年度の国の人事院勧告どおりの引下げに相当する期末手当の額を減額することで調整する旨を規定しているものでございます。

同項第1号アは一般行政職職員、イは特定任期付職員、同項第2号は再任用職員及び短時間勤務任期付職員のそれぞれ減じる割合を規定しているところでございます。

そして、附則第3項は、前2項に定めるもののほか、必要な事項を町長が別に定める旨、委任するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第11、議案第7号 大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(吉野正展君) 議案第7号 大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例の制定について。

大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例を次のように制定する。

議案説明の前に、提案理由の説明をいたします。

船子城見ヶ丘団地は平成8年に分譲が開始され、25年が経過し、これまで68区画中66区画が販売済みであり、この住宅地の汚水処理に関しましては、コミュニティ・プラントにより集合処理がされております。

このコミュニティ・プラントが今後修繕等をする際には多額の経費がかかることが予想されることから、毎年度、収支で余剰金が出た場合に基金に積み立てることにより後年度において修繕等に備えるため本基金を設置しようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、説明に関しましては、各条の内容の説明とさせていただきます、条文の読み上げは割愛をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例。

第1条は、本基金の設置について規定したもので、ここでの管理等とは、現在のコミュニティ・プラント施設の管理のほか、施設の更新や宅外下水管路の管理修繕に係る費用につきましても本基金を活用できることを想定しております。

第2条は、基金の額について規定をしたものでございます。

第3条は、基金の管理について規定をしたものでございます。

第4条は、基金から生ずる運用益の処理について規定をしたものでございます。

第5条は、基金の処分について規定をしたもので、このコミュニティ・プラントの管理に要する経費に充てる場合に限り処分することができるということを規定したものでございます。

第6条は、委任について規定をしたものでございます。

次のページをお開きください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 質問させていただきます。

今、建設課長のほうからご説明いただきましたように、この施設は、本当に城見ヶ丘団地に住む住民にとっては非常に関心が高い施設です。特に、最近は悪臭が時折ひどくなって、あの付近に住む住宅地、特に、処理場の近くに住む住民の方々には部屋の中まで悪臭が漂ってくるということが何回かあったやに聞いています。その件については建設課さんのほうにも度々ご相談に上がっているところでございます。だから、船子の住民にとっては、非常にこれは関心が高くて、今回、毎年度の収支の剰余金を原資として基金が制定されることは非常に喜ばしいことだと思っています。

なお、このことは非常に船子城見ヶ丘住宅の団地住民にとっては関心が高いことから、この件につき地元の住民には十分な説明がなされたと思いますが、どのような説明がなされたのでしょうか。また、今後、改修の予定等、スケジュールが想定される中、もしスケジュール等で決まっているものがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） この基金条例に関しまして、先日、地元の区長さんと地元の区長代理の方が建設課のほうにお見えになられまして、この基金の設置の趣旨、理由のほうを説明させていただきました。

今後の周知の関係に関しましては、そのときの区長さんとのいろいろ話の中で、この議会

のほうで可決された後に、地元のほうに基金の設置について文書を作って回覧等で周知をしたいというふうに区長さんのほうとご相談をさせていただいたところでございます。

今後のスケジュールですけれども、現在、この条例が可決されれば、この後に上程される3月の補正予算のほうにも金額のほうを計上させていただいておりますし、また、来年度、令和4年度の当初予算につきまして、コミュニティ・プラントの施設が大丈夫なのかどうかと、そういう現状施設の評価、これの委託も盛り込んでおるところでございます。そういう中で、現状を把握した上で、今後の対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。ありがとうございました。

特に、城見ヶ丘団地は、東京から移住してきた方もたくさんいます。もともと地元の住民は本当ごく僅か、10分の1ぐらいしかいない。140世帯を超える世帯がありまして、それで大多喜町内のほかの地区からそこに引っ越して移住している方もたくさんいらっしゃいます。

最近叫ばれているように、多様性の時代というか、本当に多様性に富んだ団地でございます。やはりその中であって、区長さんとか、いろいろな面でそれを取りまとめることについては、大変なご苦勞をなされているようなところがございますので、ぜひとも住民には十分な説明をしていただいて、今回説明していただいたということで大変ありがたく思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 今、根本議員が発言しましたけれども、根本さん、この話、関わっているんでしょう。区長さんと一緒に関わっているんじゃないですか。

（「区長さんと一緒に話は聞きました」の声あり）

○3番（野村賢一君） ちょっと話が違うね。

今、確かに根本君は心配して質問しましたけれども、私が一番気になるのは、区長、区長代理さんと話がついたと、そんなような話だったものですから、私は納得したんですけれども、まだ区長、区長代理さんしか、あとはまだ全区民に周知していないということですね。それでもう条例を制定しちゃっていいのかどうか、ちょっと私は疑問に思います。いかがでしょうか。



○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 野村議員さんのほうにいろいろご心配をおかけしまして申し訳ないと思っています。

この基金につきましては、ここの処分のほうに記載があるとおり、今までコミュニティ・プラントの使用料として町が受けたもの、これと管理する費用、これの差額分を今回3月補正で上げさせていただいているところでございます。

ここにあるように、処分について、この基金に一旦積みますけれども、そのお金はコミュニティ・プラントに修繕とか、そういうようなかかるもの以外には使えないように規定をさせていただいておりますので、その辺のご心配は要らないのかなというふうに感じておりますけれども、この後、可決された後、いろいろ区長さんともどういう方法で周知するのがいいのかというような話もさせていただいておりますので、そこら辺は十分に協議させていただいて説明してまいりたいというふうに考えております。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 今、課長が言った趣旨はよく分かります。私も決して反対するわけじゃないです。しかし、町民同意なしに条例発効しちゃっていいものかどうか。先ほど一般質問でも町民目線の話が大分出ていましたけれども、役場目線じゃないですかね、執行部目線じゃないですかね、条例さっと決めちゃって、じゃ、決まったからおまえら、いや、この議会議員が賛成でやった場合、後のトラブルがあったときは議会が責任取らなきゃならない、最後は、議決するのは。

僕はさっきから言っていますけれども、この趣旨には全然反対でも何でもないですけれども、町民をまず口説くのが先で、周知して、それから条例を上げるのが普通じゃないでしょうか。私の考えちょっとおかしいでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおりのことかなとも思っております。

一つは、やはり公共下水道に準じているわけではありませんけれども、その法律を使っているわけではありませんけれども、受益者が特定されておりますので、やはり経理はある程度明確にするべき案件だと考えております。そういう意味で、今までの収支の差を明確にするために今回基金に積むんだということでございますので、その辺につきましては、あまり地域の人たちにご迷惑かけるお話でもないと思いますので、今回の件は、これから多分担当のほうからそれぞれ住民の方にはお話しされると思いますけれども、町としましては、やは

り経理をきちんとしておこなくちやいけないという中で、それを今の段階で明確にさせていただくというような趣旨でございますので、その辺ご理解いただいて、次の、もしそういう修理、あるいは改修する場合についても、またその段階で皆さんに議論していただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 今、副町長話がありましたけれども、どうも納得できないね、これね。町民さておき、町から勝手に条例決めちゃって、後で町民に納得してもらうんですよというの、全く話は逆じゃないですかね、私に言わせれば。はっきり言って圧力ですよ。町民に言うことを聞けという話ですよ、これは。

だから、この件は、私が議員のときから随分気にした議案なんですけれども、根本君も地元だし、いろいろ話聞いたんですが、根本さんから私に連絡あったのは、区長、区長代理が納得しましたから大丈夫ですよという話だった。それで、今話聞いたら、まだ区長、区長代理さんは納得したけれども、まだ周知はしていないと区に、そういう話ですから、ちょっと違うんじゃないですかね。

条例というのは町の法律ですから、これ町民がやっぱり納得するようなプロセスでやらないと、これからも条例制定するというのは、ちょっと私疑問に思うんですけれども、3回目ですからこれ以上言いませんけれども、内容は別に反対するものじゃありませんけれども、町民をさておき決めちゃってよろしいかどうか、そこらは非常に私引っかかりますので、頑としてちょっと質問したんですけれども、以上です。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） いろいろね、説明が足りなかった部分あろうかと反省しておりますけれども、先ほどからちょっと説明しておりますけれども、皆さんからいただいた部分を、先ほど副町長からも説明あったとおり、明確にするということで、私どものほうでは特段、利用者の方にすごくご迷惑をおかけするような内容ではないのかなというふうに思っております。ですので……

（発言する者あり）

○建設課長（吉野正展君） このやつにつきましては明確にして、基金できちんと予算で計上して積み立てる、また決算でも報告させていただいて、基金は幾らということを明確にして、利用者の方、受益者の方に説明してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 何かかみ合っていないね。こっちはお金の話だし、こっちは条例の話しているわけだよ。

（発言する者あり）

○議長（麻生 勇君） 質問は条例の話、条例の質問なんだよね。執行部はお金を説明しているから合わないんだよね、これ。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、るる議論していますけれども、施設、設備がやはり耐用年数というのは、やっぱり機械ですからね、部品がなくなって、うちもお店閉めたというのは部品がなくなっちゃった。そういう機械的な耐用年数とか、いろいろあると思うんですが、その辺の説明がちょっと足りないと思うので、今、その機械はどのくらいの年数使っているんでしょうか。その辺の絡みもあるので、その辺を、今後同じ部品が入るかどうか、その辺の絡みもちょうと説明願います。

○議長（麻生 勇君） 吉野君、今ちょっと話をずらしちゃっているから、1つ元に戻したほうがいいよ。

（発言する者あり）

○議長（麻生 勇君） 問題違いますよ。全然違いますよ。

（発言する者あり）

○議長（麻生 勇君） 許します。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 許可を得ましたので、この条例をつくる自体がどうのこうのじゃなくて、建設課長が、将来区民のために、何かあったときにお金をためておいて使えますよということで、区民に負担を少なくするために余った金を積むということですよ。この趣旨を僕は反対しているわけじゃないんですよ。

町民に説明をやられる前に、町で条例ぱっと決めちゃって、こうやって決めたよと、ぱんとやっちゃって、それでいいものかどうか。それを議決するのは我々ですから、100人いれば100人が全部違うんですよ、お金に対する考えが全部。そこら辺を心配して言っているんであって、この内容は、僕はもう全然反対していません。町でぱんと決めちゃってそれでいいのかと、その話、町民に説明しないで。それだけです。

○議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） この一番のスタートというのが、やはり地域からの要望を伺って、

今までのものがどうなっているのか明確にしてもらいたいという一つの趣旨があったと思います。そういう中で、今回、このコミュニティ・プラントという受益が限られた中で、やはり収益を上回るということはあまり町としても好ましいことではないというふうに考えております。この辺を明確にすることにより、その経理をしっかりとやっていこうという趣旨で今回のものはつくらせていただきました。

ただ、その条例の制定に当たって、いろいろな受益者に対してご説明をするという、本来であれば全員に対して説明する必要性があったかもしれませんが、ある程度、船子区のコミュニティ・プラントを利用されている方からの意見を集約した上で区からお話があったというふうに認識しておりますので、一番最初の段階では、コミュニティ・プラントを構成している方から苦情が出て、それを何とかしてもらいたいというようなことでお話があったと思いますので、今回のことについては、区長さんを経由してお話をさせていただけるのであれば、問題については区民の中でも利用者の方については限られているのかなというふうに考えておりました。

その点について、全員の方というふうなお話ございましたけれども、条例をつくるということがいろいろと問題になったわけですが、あくまでも経理をしっかりとしていこうという考えで町がここに来ているということでご理解いただければと思っております。

条例をつくるに当たっての説明が十二分に足らなかったというのは、それは事実でございますので、その辺については大変申し訳なく思っておりますけれども、あくまでも経理をしっかりとやっていこうという趣旨でございますので、区民の方にいろいろなお話が直接影響するというふうには、今の段階では特に考えていないところなんですけれども、確かに条例の制定の趣旨ということで、地域の皆さんにあらかじめご意見を伺う必要性があったものかもしれないということで、その辺については大変申し訳なく思っております。

以上です。

(「動議出していいですか、動議」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 3番野村賢一君。

○3番(野村賢一君) この件に関して、休憩時間をいただきたい。議員で別室でこの件について議論したいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長(麻生 勇君) ただいま、3番野村賢一君からしばらく休憩することの動議が提出されました。

この動議は、ほかに1人以上の賛成者が必要ですので、どなたか。

(「賛成します」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 分かりました。

休憩の動議を議題として採決します。

この採決は、起立したほうが分かりよいか。じゃ、起立、お願いします。

賛成の方はご起立をお願いします。

(「本人も」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 本人も立ったほうがいいでしょう。

(起立多数)

○議長(麻生 勇君) 賛成多数で、休憩することにいたします。

しばらく休憩したいと思います。

(午後 3時42分)

---

○議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4時43分)

---

#### ◎日程の追加

○議長(麻生 勇君) お諮りします。

ただいま野村議員ほか4名より、議案第7号 大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例に対する附帯決議が提出されました。

議案第7号の質疑の途中ですが、議事の都合により日程の順序を変更し、発議第2号 議案第7号大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例に対する附帯決議についてを追加日程第1とし、これを先に審議したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、追加日程第1、発議第2号 議案第7号大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例に対する附帯決議についてを先に審議することに決定いたしました。

事務局職員から議案を配付します。

(議案配付)

○議長(麻生 勇君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 配付漏れなしと認めます。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 追加日程第1、発議第2号 議案第7号大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例に対する附帯決議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番(野村賢一君) 発議第2号、大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一、賛成者、渡辺善男、賛成者、根本年生、賛成者、渡邊泰宣、賛成者、吉野一男。

議案第7号 大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例に対する附帯決議について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙附帯決議案を添えて提出します。

提案理由、大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例の制定に対して、地域住民に対する説明が不十分であることから、次の決議を行うものである。

議案第7号 大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例に対する附帯決議。

大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例の制定に対して、地域住民に対する説明が不十分であることから、次の決議を行うものである。

記。

1、大多喜町コミュニティ・プラント管理等基金条例に関し、地域住民に十分な説明を行い、理解を以て運用することを求める。

令和4年3月1日。

大多喜町議会。

以上でございます。

○議長(麻生 勇君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(麻生 勇君) 議案第7号の質疑から再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第12、議案第8号 大多喜町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長(市原芳則君) 議案第8号の説明をさせていただきます。

17ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本基金は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に資する事業の財源とするため平成24年6月に設置された基金で、千葉県が市町村を支援するために交付された「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を原資として、平成24年度、平成25年度の2か年で2,100万円を積み立て、10年間で活用することで予定しておりました。

これまで避難場所や防災関係機関、医療機関等を掲載した情報マップ、城下町散策マップの作成、災害や緊急時に小中学校の保護者に生徒児童の安否や下校情報等を伝達する緊急時メール配信システムの構築、特別養護老人ホーム入所者避難用車椅子及び防災頭巾等の整備、電子データ化で有事の際のバックアップ機能を持たせた戸籍副本システムの導入などに活用してまいりました。

10年目の今年度、残額435万1,000円を地域防災計画修正業務の財源へ充当することで基金全額が処分され、基金としての役割を終了したことから、大多喜町東日本大震災復興基金条例を廃止しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

大多喜町東日本大震災復興基金条例を廃止する条例。

大多喜町東日本大震災復興基金条例は廃止する。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

それで、いろいろな目的に使われて、有意義に使われたものだと思っております。

目的を達成したというご発言がありました。これをもって、目的を達成されたと、十分であると、今後ただそういった政策を行っていかなくちゃいけないという認識なんですか。目的が十分達せられたという意味が十分達せられたのか、それともまだ不十分なので今後またいろんな政策を得て何かやっていくんだよという認識なのかということをお教えください。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。



○企画課長（市原芳則君） これまでこの基金を使ってやってきた事業、もちろん今後も継続する事業もございます。そういったものにつきましては、一般財源を使いながら今後事業を進めていくようになって考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（麻生 勇君） 会議の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめ延長いたします。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 会議を続けます。

日程第13、議案第9号 大多喜町過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 議案第9号の説明をさせていただきます。

19ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

本基金は、平成22年4月1日の過疎地域指定を受け、過疎地域自立促進特別措置法に基づく大多喜町過疎地域自立促進計画が策定され、計画に定める事業の実施を達成するために設置されたものでございます。

平成22年度から平成27年度までの6年間を計画期間とする当初計画で、計画期間後の平成28年度以降においても将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業に充てる財源として基金の積立てを計画し、平成22年度に3,000万円、平成23年度に1,800万円を一般財源で積立ていたしました。

時限法であった過疎地域自立促進特別措置法は、法改正により5年間延長され、計画に基づく施策に対しましても過疎対策事業債の発行による財源措置がありましたので、昨年度まで基金の取崩しはありませんでした。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎え、新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、大多喜町過疎地域持続的発展計画に基づく事業を対象とした過疎対策事業債の発行による財源措置が継続されること、また、昨年12月会議において予算措置されました学校誘致事業の財源へ充当することで基金全額を処分して、基金の役割を終了することから、大多喜町過疎地域自立促進基金条例を廃止しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

大多喜町過疎地域自立促進基金条例を廃止する条例。

大多喜町過疎地域自立促進基金条例は廃止する。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。ご丁寧な説明ありがとうございました。

課長のいろんな中で、やっぱり平成22年に過疎計画は出来上がって、そのときに同時にこ

の基金条例もできました。この基金条例の中に、大多喜町過疎地域自立促進計画に定める過疎地域自立促進特別事業というのがここにあります。有害獣の問題とか、人口減少とか、農地が荒廃したとか、いろんなそういったものを過疎によって失われていくものやっっていくんだというような特別事業と書かれています。それで、その事業を実施するためにこの基金を創設するんだよというふうに書かれています。

それで、過疎地域自立促進計画というのは、名前は変わりましたが、令和3年度から地域持続的発展計画という計画が新たに令和7年度まであります。ですから、この計画はもうまるっきりないんだと、十分目的を達成されたので基金が必要がなくなったということであれば基金を廃止するということは当然だと思いますけれども、まだ継続して、過疎地域の発展計画というんですかね、それが継続して計画してあるわけですね。

やはりこれは、さっき言ったように、財源措置がされたといっても全額じゃないでしょうから、一部一般財源なりでやらなくちゃいけない事業もたくさんあると思います。そのために、それが一時的にやろうと思ったときに、やっぱり基金としてある程度積み立てておけば、一般財源といたって、そんなに無理やり出せるものじゃないでしょうから、そのために基金と、足りなければ一般財源を使って過疎地域の解消に努める事業を行うものだと認識しています。

ですから、三育学院さんのお金に使ったことについては、それは別にそれで過疎地域の解消のためになるんだからいいと思いますよ。だけれども、まだ目的が達成されていないのに廃止するというのは、お金がなくなったということが廃止する理由の一つであれば、科目として何かゼロ円でも残るのか分からないけれども、1円でもいいので、やっぱりこの基金はぜひ残しておいてもらって、過疎地域解消については町全体で取り組んでいくんだというようなことにしていただけたらうれしいかなと。何も無理に基金の条例をなくす必要ないんじゃないかと。

基金の条例自体があれば、何かのときに、またその基金に積立てができるわけですよ。この名称じゃまずいといったら名称変更をすることも可能だと思いますけれども、その辺について、なぜこの基金を廃止するのか。もしどうしてもやむを得ず廃止するということであれば、新たな基金を名称を変えてつくるなり、やはり過疎計画はまだずっと続いているわけですから、これを達成するために必要な資金のために基金があるよと、そうなっているわけですから、その辺をちょっと明確に教えていただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの質問の内容にお答えさせていただきます。

まず初めに、過疎基金ございますけれども、これは当初、過疎計画をつくったときに、まず初めに過疎基金の積立てをするというのも計画の中に入れておりました。それは、やはり平成27年度までの法律の中で、その後も法律が継続しない場合、当然、財源がございませんので、そういった場合に、過疎に対するそういった同じような事業を続けていくために財源が必要であろうと、そういったものを考えて、当初、基金のほうを設置されたと思います。

その後、法律のほうの名前は変わりましたが、法律が延長されて、それに対する事業に対しては財源措置されて、一般財源を使うよりは、7割交付税措置されますので、優遇された事業として基金を使わずとも起債のものを充てて事業を継続してまいりました。

今後そういったことで、今、基金をここでなくしても、今までも積んでいなかった実際のところがございます。今後も今すぐに基金を積立でするという計画もありませんので、今後の過疎の法律等も見据えた中で、その中で必要が出てきた場合、新たな事業にも財源が起債の対象じゃない事業もございますが、そういったのも考えて基金を設置することが必要であれば、基金の設置も新たな計画の中でつくっていったりとか、考えて準備というのでもできればというふうに考えています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません。過疎債の事業の資金がまだ使えるということですが、基本的な言われているのが、7割は交付税措置されて3割は一般財源というか、町の負担だということを聞きます。多くの場合、過疎債というのは借金ですから、過去の世代、今の世代の借金は我々が使う借金ですからいいんですけれども、後世にその借金を少しでも少なくするために基金を積んでおいて、予算に余裕があるときにはその基金に積んで、将来、子供、孫の世代に少しでも借金をなくしておこうという、そのために基金ってあるものだと、それが全部じゃないか分かりませんよ、あるものだと思っています。一時、そういった説明も私されたような気がします。

ですから、無理に積み立てる必要はないけれども、予算上、ある程度余裕ができたので基金として積んでおこうというために基金ってあると思うんですよ、将来に負担を残さないために。だから、そのためにも何を無理にこれなくさなくても、これ残しておいても何の影響はないわけでしょうから、ぜひこれは残しておいてもらって、いざとなったらそこに基金と

して積み立てることが可能であるというような形にしておいたほうがいいんじゃないですか。また改めて条例つくる手間もなくなるし。

(発言する者あり)

○5番(根本年生君) だから、何で基金をなくすのかがよく分からない、基金条例を。

○議長(麻生 勇君) 財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 基金に積み立てて後世の過疎債の返還など、要は負担を残さないようにというような考えのところで、財政課のほうから、少し財源のことについてお答えさせていただきます。

確かにこの基金、過疎の特別事業を実施するためのものとしてつくられていました。実際につくられたときには、まだ平成22年の大きく過疎法が変わったときに、今までハード部分にしか使えなかった過疎債というのがソフト部分にも使えるというようなことがあって、その分を積み立てるということもできるような基金だったかと思います。

今現在、大多喜町で予定している過疎対策事業の中で、その財源としては過疎のハード分が多くあって、それとは別にソフト分ということで過疎債のほうを活用して事業のほうを実施しております。

ただ、過疎債を、要は、充当しないようなところで活用できる財源としては、今現在、福祉基金であったり定住化基金であったり、過疎計画のほうでそれぞれの基金の目的に合致するようなものについては、そういった基金の活用も考えられるところでございます。

議員さんおっしゃるように、後年度の負担を軽くするためというようにところで過疎債の部分、そういったところに対しては減債基金というのがございまして、そちらのほうの積立てもしてあるので、借入れの返還額が多くなるときには減債基金の活用というようにすることもできるように備えているところでございます。

○議長(麻生 勇君) ほかに。

5番根本年生君。

○5番(根本年生君) 3回目、すみません。

ですから、せっかくある基金を、もうしようがないのか分からないけれども、今度、必要がある、過疎計画がどんどん進んでいきますから、そのためにやろうとすればお金が必要になってくるわけです。だから、借金分を一般財源で充当できるときはいいでしょうけれども、充当できない場合も今後あるんじゃないかならうかと思えます。そのときに基金があれば、その基金を充当して、過疎計画、いろんないいことを書いてある、いいことと言っちゃ申し訳な

い、過疎によっていろんな弊害が出てくることをやるよって特別事業がたくさん、山ほどのっているんです。それが、基金があれば一般財源を取り崩さなくても過疎債の発行とその基金でこの事業ができると思うんですよ。

(「どこから金を持ってくるんだ」の声あり)

○5番(根本年生君) だから、予算に余裕があったときに、きちんとして積んでおいてくださいと。

今後、その必要性がまた生じたときには前向きに考えていただけるということによろしいですか。

○議長(麻生 勇君) 副町長。

○副町長(西郡栄一君) 基金というのは、目的があって初めて積んで、そしてその目的について活用するというのは大原則となっております。

根本議員さんのおっしゃることをよく理解はできますけれども、現実的には、本来は法律の改正等によってその目的がなくなった場合については一旦廃止をして、そして新たに設立するというのが原則となっております。そういう中で考えますと、今回の過疎法というのは、あくまでも時限立法であり、本来であれば、そういう制定、改廃を繰り返しながら進んでいくのが当然のことだろうなというふうに考えています。そういったもので議員の皆さんにご理解をいただきながら、基金というものはつくるべきだというふうには理解しています。

まして、この基金につきましては、今までもいろいろなご質問があって、どういうときに使うんだと、もっとどんどん積極的に使えと言われていたものでございます。そういう中で、今回活用させていただいたということで、一旦はこれで廃止をさせていただきます。

過疎地域自立促進、法律が変わったということで、これはこれで一旦終わりにさせていただいて、また新たに必要が生じたときには、皆さんにまたお願いをして、過疎法の、今回また5年間の時限立法という形になりますので、その改正の動向を見ながら町としてもしっかりと対応していきたいし、あるいは過疎を脱却できるような可能性があるんであれば、そのときには過疎法が適用にならなくなる可能性がありますので、そういったときには後年度のためにしっかりと積立てをして、対応ができるような形でいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(麻生 勇君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(麻生 勇君) 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第14、議案第10号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(吉野正展君) 議案書21ページをお開きください。

議案第10号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

議案説明の前に、提案理由の説明をいたします。

大多喜町手数料条例は、地方自治法の規定に基づき、町が徴収する手数料について定めております。所得税法の一部を改正する法律による法人税法の一部改正に伴い、連結納税制度がグループ通算制度に移行することとなり、これにより連結法人に係る優良宅地認定制度及び優良住宅認定制度の根拠規定である租税特別措置法第68条の69の規定が削られたため、同規定を引用する大多喜町手数料条例、別表優良宅地の項及び優良住宅の項について削る必要が生じました。また、優良住宅の項において引用する条項にずれが生じているため、併せて改正するものでございます。

優良宅地認定制度及び優良住宅認定制度は、租税特別措置法に基づき、優良な住宅の供給に資する土地の譲渡について税制上の優遇措置を講ずるものでございます。

今回の法改正により、企業グループ全体を1つの納税単位とする連結納税制度から、各法人が個別に法人税の計算、申告を行うグループ通算制度に移行しますが、町への優良宅地制度及び優良住宅認定制度への影響はございません。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町手数料条例の一部を改正する条例。

大多喜町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表優良宅地の項中「、第68条の69第3項第7号イ」を削り、同表優良住宅の項中「、第31条の2第2項第16条ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」、に改め、「、第68条の69第3項第7号ロ」を削る。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

適用の第2項につきましては、条文の朗読は割愛させていただきますが、その内容は、優良宅地、優良住宅とも条例の施行期日である令和4年4月1日前に開始した連結事業年度の連結法人については、条例施行日以降も施行前の条項を適用することを規定したものでございます。

以上で本案の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第15、議案第11号 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(秋山賢次君) 大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづり23ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2年10月1日に、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、通称ため池工事特措法が施行され、防災重点農業用ため池の決壊による水害、その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る必要があるとされ、国において防災工事等基本方針、県において防災工事等推進計画を策定する必要が生じました。それに伴い、千葉県は令和3年3月30日に防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画を策定しました。

この計画の対象となる防災重点農業用ため池の耐震、豪雨対策は、令和3年4月1日改正の農村地域防災減災事業実施要綱において新設された防災重点農業用ため池緊急整備事業及び同日付改正の農村振興局局長通知、土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指定についてにおいて農家の負担を求めない方針となりました。そのため、大多喜町分担金徴収条例の一部を改正し、災害復旧事業において実施する防災重点農業用ため池に対する防災工事に係る分担金を徴しないこととするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例。

大多喜町分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「農業用排水路」の次に「、防災重点農業用ため池に対する防災工事」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、大多喜町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日2日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 5時21分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

( 第 2 号 )

令和4年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和4年3月2日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	麻生勇君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 議案第 1 2 号 令和 3 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 議案第 1 3 号 令和 3 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 1 4 号 令和 3 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 1 5 号 令和 3 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 1 6 号 令和 3 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 議案第 1 7 号 令和 3 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 1 8 号 令和 4 年度大多喜町一般会計予算（提案説明）
- 日程第 8 議案第 1 9 号 令和 4 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）
- 日程第 9 議案第 2 0 号 令和 4 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 0 議案第 2 1 号 令和 4 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 1 議案第 2 2 号 令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）
- 日程第 1 2 議案第 2 3 号 令和 4 年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）
- 日程第 1 3 議案第 2 4 号 令和 4 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案説明）

---

◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（麻生 勇君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいります。よろしくお祈いします。

これから日程に入ります。

なお、事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いいたします。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第1、議案第12号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第12号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

議案つづり25ページをお開きください。

令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,516万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,069万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○議長（麻生 勇君） 財政課長、座って。

○財政課長（君塚恭夫君） 議長のお許しをいただきましたので、座って説明をさせていただきます。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、第2表、繰越明許費補正から順次ご説明させていただきますので、31ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正。

追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、事業名、公有財産管理事業1,358万円は、みやこ跡地町有地周辺の土地の購入で、用地交渉や農地法に関する申請に時間を要し、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳ネットワークシステム事業55万円は、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化に係る法改正のためのシステム改修で、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

その次、款4 衛生費、項1 保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,282万8,000円と、その下、新型コロナウイルスワクチン追加接種対策事業1,533万8,000円は、1月から始まった3回目のワクチン接種で、翌年度にわたり実施するため繰り越すものでございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、事業名、農業委員会運営事業20万円は、国が進める新たな経済対策の一つで、農業委員会が農地の集積・集約化の情報収集を進めるための全国的なシステム活用に必要なタブレットの購入で、年度内に完了しないため翌年度に繰り越すものでございます。

款項同じく、事業名、基幹農道整備事業4,863万4,000円は、基幹農道平沢田代線ののり面の被覆、川畑平沢線の土石流対策として実施する災害防除工事で、緊急自然災害防止対策として実施するもので、年度内に完了しないため翌年度に繰り越すものでございます。

次も、款項同じく、事業名、都市交流センター管理事業1,250万円は、現在実施している都市交流センターの外壁等の塗装工事で、新たに防水処理や屋根の改修が必要となり、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款7土木費、項1土木管理費、事業名、登記推進事業21万7,000円は、弓木地先の水路用地の購入で、地権者との交渉や所有権移転手続に日数がかかり、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、事業名、農業施設災害復旧事業1,251万5,000円は、平塚地先の農業施設災害復旧で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で人員及び資材等の入手に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となり翌年度に繰り越すものでございます。

合計5億6,480万8,000円は、既に設定済みの繰越明許費4億3,844万6,000円に、今回の追加額1億2,636万2,000円を加算した額でございます。

次の第3表は、地方債補正でございます。

#### 1、変更。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債は、限度額3,630万円を80万円減額し、3,550万円に補正するもので、過疎対策事業のソフト分として充当するもので、今年度ソフト分の配分額へ減額するものでございます。

次の道路整備事業債は、限度額1億1,120万円を1,000万円減額し、1億120万円に補正するもので、道路改良工事の実績による減額でございます。

次の消防施設整備事業債は、限度額5,530万円を1,350万円減額し、4,180万円に補正するもので、事業の実績により減額するものでございます。

次の農林水産施設災害復旧事業債は、限度額50万円を620万円増額し、670万円に補正するもので、平沢、石神、下大多喜等の補助災害復旧事業と堀之内等の単独災害復旧事業に充当するものでございます。

次の公共土木施設災害復旧事業債は、限度額3,490万円を2,480万円増額し、5,970万円に補正するもので、補助災害復旧事業の実績による100万円の減と単独災害復旧事業として実施する町道葛藤筒森線ほか3路線と大久保川、高谷川の復旧工事に充当するものでございます。

臨時財政対策債は限度額2億円を2,600万円減額し、1億7,400万円に変更するもので、普通地方交付税算定結果によるものでございます。

次の農林業施設整備事業債は、限度額840万円を4,290万円増額し、5,130万円に補正するものでございます。これは繰越明許費でも説明させていただいた基幹農道平沢田代線及び川畑平沢線の緊急自然災害防止対策として実施する事業へ充当するものでございます。



なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同様でございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、34、35ページをお開きください。

## 2、歳入。

款1町税、項1町民税、目1個人1,700万円、目2法人1,000万円の増額補正は、実績見込みによる増でございます。

項2固定資産税、目1固定資産税238万円の増額補正は、実績見込みによる固定資産税滞納繰越分の増額でございます。

次の項4たばこ税700万円と、その次、項7入湯税80万円の増額は、実績見込みによる増でございます。

次の款6法人事業税交付金、款9環境性能割交付金の増額についても、実績見込みによるものでございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税4億6,501万3,000円の増額補正は、国の令和3年度補正予算による再算定の追加交付分を含む普通交付税の増と、集落支援員関連経費の実績見込みによる特別交付税の減でございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金15万8,000円の増額補正は、実績見込みによる保育料、学童保育負担金の増減でございます。

目2衛生費負担金261万7,000円の減額補正は、いすみ市からの斎場無相苑運営費負担金の実績見込みによる減でございます。

目6災害復旧事業費負担金148万2,000円の減額補正は、農業施設災害復旧事業の実績等による負担金の減額でございます。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目6教育使用料300万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により使用が減少したスポーツ施設使用料の減でございます。

次のページをお開きください。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金98万6,000円の減額補正は、実績見込みによる国民健康保険基盤安定負担金の減でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1,164万2,000円の増額補正は、マイナンバーカード所有者の転入転出手続のワンストップ化に係る法改正のためのシステム改修の補助金及びマイナンバーカード交付に係る補助金と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、農業者支援とワクチン接種協力に対する増額でございます。

目 2 民生費国庫補助金12万5,000円の増額補正と目 3 衛生費国庫補助金 3 万6,000円の減額補正は、節欄にある事業の実績等による増減でございます。

目 6 消防費国庫補助金172万円の増額補正は、今年度作成した大多喜町防災マップに対する補助金でございます。

款16県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金784万9,000円の減額補正は、事業実績見込みによるものでございます。

目 4 土木費県負担金262万2,000円の減額補正は、地籍調査費負担金の交付決定によるものでございます。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金150万円の減額補正、目 2 民生費県補助金 6 万2,000円の増額補正は、実績等による増減でございます。

目 3 衛生費県補助金82万7,000円の減額補正は、実績による合併処理浄化槽設置促進事業補助金の減と新型コロナウイルスワクチン接種実施時の医療従事者派遣に対する県の補助金の増でございます。

目 4 農林水産業費県補助金259万6,000円の減額補正、次のページをお願いします、目 7 消防費県補助金560万の減額補正、目 8 教育費県補助金68万の減額補正、目 9 農林水産施設災害復旧費補助金840万9,000円の減額補正は、節欄記載の各補助金交付金事業の実績などによるものでございます。

項 3 県委託金、目 1 総務費委託金95万3,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地域人権啓発活動活性化事業の中止と実績による衆議院議員選挙及び工業統計調査委託金の減額でございます。

款17財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金 6 万6,000円の減額補正は、基金の運用実績による増減でございます。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金2,000万円の減額補正は、ふるさと納税の実績見込みによる減でございます。

款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金の減額補正は、当初予算において財源措置をしましたが、財政資金に不足が生じなかったため減額するものでございます。

目 2 ふるさと基金繰入金、目 3 公共施設整備基金繰入金、目 5 ふるさと創生基金繰入金は、基金充当事業の実績による減額でございます。

次のページをお開きください。

項 2 特別会計繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金 9 万7,000円の増額補正は、平成

30年度、令和元年度分の精算による償還金でございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金87万7,000円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入36万6,000円の減額補正は、説明欄記載のとおり、それぞれ実績及び実績見込みによる増減でございます。

款22町債、項1町債、合計2,360万円の増額補正は、第3表の説明と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

歳出予算につきましては、各事業の実績見込みによる補正等、一部割愛して説明をさせていただきますのであらかじめご了承ください。

### 3、歳出。

款1議会費、項1議会費、目1議会費20万3,000円の減額補正は、説明欄記載のとおり実績見込みによる減でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費48万8,000円の減額補正は、職員手当の増、会計年度任用職員人件費の実績見込みによる減、備品管理費は庁舎等で使用する掃除機などの購入でございます。

目2文書広報費22万5,000円の増額補正は、町の広報紙取材用カメラなどの購入でございます。

目5財産管理費3億111万6,000円の増額補正は、庁舎の電気料の不足分のほか後年度の財政運営や各種事業の実施に備えるため各基金へ積み立てるものでございます。

目6企画費6,494万3,000円の減額補正は、右側のページ説明欄の各事業の実績見込みなどによる増減で、定住化対策事業は実績見込みによる集落支援員の人件費の減などで、次の地域おこし協力隊事業は、次のページをお願いします、地域おこし協力隊員の起業に対する支援金でございます。以下、協働のまちづくり推進事業、ふるさと納税事業、ふるさと基金積立事業、交流促進事業は実績見込みなどによる減額でございます。

目8諸費94万7,000円の増額補正は、説明欄記載の各事業の過年度精算による国県支出金の返還金でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費184万4,000円の増額補正は、繰越明許費で説明いたしましたマイナンバーカード所有者の行政手続オンライン化のシステム改修と

マイナンバーカード等関連事務費の増及び新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった地域人権啓発活動活性化事業の減でございます。

項4 選挙費、目2 衆議院議員選挙費36万8,000円の減額補正は、実績による減でございます。

次のページをお開きください。

目3 大多喜町長選挙171万4,000円の減額補正は、実績による減でございます。

項5 統計調査費、目2 各種統計調査費5,000円の減額補正は、工業統計調査の実績による減でございます。

項6 監査委員費、目1 監査委員費6万1,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった研修関係経費の減でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費1,818万5,000円の増額補正は、実績などによる国民健康保険特別会計繰出金の増減と、福祉基金積立事業は今後の福祉関係経費の増加に対応できるよう基金に積み立てるものでございます。

目5 介護保険事業費1,051万4,000円の減額補正は、実績等による介護保険特別会計繰出金の増減でございます。

次のページをお開きください。

目6 後期高齢者医療費488万円の減額補正は、後期高齢者医療特別会計への基盤安定繰出金の決定による減でございます。

項2 児童福祉費、目4 児童福祉施設費968万5,000円の減額補正は、実績見込みによる保育園と児童クラブの運営に係る会計年度任用職員の人件費の減と、みつば保育園の施設で使用する消耗品でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費432万円の増額補正は、防疫対策事業の消耗品はペットマナー啓発看板の購入と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業はワクチン接種実施時の医療従事者派遣に対する謝礼でございます。

目3 環境衛生費267万3,000円の減額補正は、実績見込みによる合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減と、環境保全事業の消耗品はごみの不法投棄防止看板の購入、面白峡発電所管理運営事業は発電所改修工事の点検手数料でございます。

目5 火葬場費671万5,000円の減額補正は、斎場無相苑の屋根の改修工事及び火葬炉運転業務の実績による減でございます。

目6 地域し尿処理施設管理費1,500万円の増額補正は、先日議決いただきましたコミュニ

ティプラント管理基金へ積み立てるもので、積立金額は利用者が過去に負担した使用料から維持管理経費等を除いた額でございます。

項2 清掃費、目1 清掃総務費223万6,000円の減額補正は、次のページをお開きください、実績見込みによる会計年度任用職員の人件費等でございます。

目2 塵芥処理費140万7,000円の増額補正は、実績見込みによる粗大ごみ処理委託料といすみクリーンセンターのごみ処理負担金の増でございます。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費88万円の減額補正は、実績見込みによる農業委員等の報酬の減と、備品購入費は繰越明許費で説明いたしました農業委員会が農地の集積・集約化の情報収集を進めるための全国的システムの活用に必要なタブレットの購入でございます。

目2 農業総務費は、県支出金の減による財源内訳の補正でございます。

目3 農業振興費55万7,000円の増額補正は、実績等による減額と、農業次世代人材投資金の増額は対象者の増によるものでございます。

目5 農地費4,825万3,000円の増額補正は、繰越明許費と地方債補正で説明させていただいた基幹農道の災害防除工事等と、土地改良関係団体事業は平塚地先の揚水ポンプ改修に係る補助金、多面的機能支払交付金事業と環境保全型農業直接支払交付金事業は事業の実績による減でございます。

目6 農業施設費260万円の増額補正は、繰越明許費で説明させていただいた都市交流センターの改修工事に追加する防水処理や屋根の改修でございます。

次のページをお開きください。

項2 林業費、目1 林業総務費189万円の減額補正は、有害鳥獣駆除対策の実績見込みによるものでございます。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費225万円の減額補正は、実績による減でございます。

目3 観光費793万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったお城まつり実行委員会補助金の減と、実績による工事費の減及び観光施設等管理基金積立金でございます。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費9,000円の増額補正は、道路整備基金積立金でございます。

目3 国土調査費189万8,000円の減額補正は、事業の実績によるものでございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費212万3,000円の減額補正は、実績見込みによる会計年度任用職員の人件費の減でございます。

目2 道路新設改良費1,000万円の減額補正は、町道大中西線ほかの改良工事の実績による減でございます。

項3 都市計画費、目1 街路事業費292万7,000円の減額補正は、実績による減でございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費620万円の増額補正は、次のページをお開きください、公営住宅管理等基金積立金でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目2 非常備消防費249万9,000円の減額補正は、実績及び実績見込みによる減で、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で消防の操法大会など各種事業が中止となったことによるものでございます。

目3 消防施設費1,192万8,000円の減額補正は、今年度更新を予定していた消防車がベースとなる自動車の提供が延期となったため、購入できなかったことによる減でございます。

目4 災害対策費712万8,000円の減額補正は、実績による減でございます。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費2,786万1,000円の増額補正は、実績等による職員手当と校外学習時の車両借上料の減及び小中学校施設整備基金積立金でございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費66万4,000円の増額補正は、不足が見込まれる電気料と西小学校、大多喜小学校の消防施設の修繕及び大多喜小学校のネットワーク設備工事でございます。

項3 中学校費、目2 教育振興費116万3,000円の減額補正は、次のページをお願いします、実績見込みによる会計年度任用職員の報酬と、旅費は通勤に係る費用弁償でございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費43万9,000円の減額補正と、目3 図書館費68万3,000円の減額補正は、実績等による減でございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費45万5,000円の減額補正と、目2 体育施設費502万8,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業及び施設の利用中止等による減額でございます。

目3 学校給食費201万7,000円は、不足が見込まれる光熱水費、賄い材料費等と給食調理用備品の購入でございます。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 農地災害復旧費と目2 農業施設災害復旧費の減額補正は、昨年8月の台風10号により被災した農地及び農業施設の実績等による減額でございます。

次のページをお開きください。

項2 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費と目2 河川災害復旧費は、災害復旧事業に充当する地方債の変更による財源内訳の補正でございます。

次のページ以降の給与費明細書については、説明を割愛させていただきます。

以上で、議案第12号 令和3年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

それで、ちょっと気になるところが出たので質問させていただきます。

これ全般にわたってですけれども、会計年度任用職員の報酬が、軒並みと言っては申し訳ないですけれども、数多くの項目で減になっています。会計年度任用職員は、必要がある事業をやるのにこういった人が必要だよということで募集して予算に計上したものだと思っています。これが大幅というんですか、結構減が目立つということは、人が集まらなかったいろいろな理由とかあるんでしょうけれども、事業に支障も来しているのではなかろうかというところも考えられるんですけれども、この辺についていま一度説明をお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問に対しまして総務課のほうからお答えさせていただきます。

総務課のほうからは全体的な観点からお話のほうをさせていただきます。

今回、給与費明細でも大分会計年度任用職員の報酬、共済費のほうが減額とさせていただいております。総務課も実は100万ほど減額をさせていただいておりますけれども、当初、産休、育休職員に対応する形で予算のほうを計上させていただきました。その計上の内容は、先ほど議員さんおっしゃったとおり、フルタイムで、なおかつ期間も3月いっぱい、中には1年間というような形で予算措置をいただいたところもございます。

そのような中、総務課の場合は、フルタイムではなく短時間の再任用の採用をさせていただいて、何とかその時間の中で代替の部分に対応させてもらったと。当然そのほかにつきましては、職員のほうの時間外対応とか、そういうところで業務のほうを回させていただいた

というようなところでございます。

今回の中で一番大きかったのは、同じ総務費の中で集落支援員の当初予定が1年間10名で雇用する予定でございました。それがですね、やはりなかなか、先ほど議員さんおっしゃったとおり、人が集まらないというような状況がございまして、なおかつ半分の5人という形で3か月、4か月ほどの雇用という形で大幅な減額という形になっているところが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありません。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 大変苦勞なさっているということで理解いたしました。

ただ、町長の所信表明の中でも、人がなかなか集まりにくくなってきているというようなご発言もあったように思っています。やはり事業をやるには人が必要であるということですね。

それで、会計年度職員の内容を見てみると、町道維持管理費とかですね、本当に町民生活に密着しているところのそういった費用も減になっているところがあるかと思います。来年度も多くの会計年度職員の採用を見込んでいるものだと思いますけれども、今後こういった方が募集すれば多くの方が来てもらえるような、何かその辺の手だてというか、考え方も考えていかなくちゃいけないんじゃないかと思っておりますけれども、その辺は改めて必要があるのかなのか、いかがでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問に対しまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

会計年度の給料体系等につきましては、条例で定まっております。その中で、年度当初から必要な会計年度につきましては既に募集をしまして、今、決裁途中で、4月1日から町の業務、人員の足りないところを当然のように補填していただくような形で募集のほうを進めております。

今回、どうしてもこのような形で大きく減額したところは、やはり人が集まらないというような難しいところもございます。また、事業を取りかかるに当たって時間を要したというようなところがございますので、条例の定めている範囲の中で、また皆様のほうにご理解をいただきながら、必要な予算をいただきながら、足りないところ、補充をしなければいけな



いところに対応させていただければなという考えであります。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 消防器具整備事業ということで、55ページですか、すみません、備品購入費で未納車のためということで1,192万8,000円が減額になっているんですけども、これは必要で予算計上したんですけども、何でこれが繰越しするとかというところまでいかなかったのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、ただいまのご質問に対しまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

今回、この消防車両の購入につきまして、予算のほうを1,100万ほど減額をさせていただいております。当初ダブルキャブといいまして、可搬のほう、6人乗りの車両を艀装をして3.5トン未満の車両を購入する予定でございました。艀装をして3.5トン未満の車両となりますと、国内1社のみの販売になっております。

昨今、言われているとおり、車両が注文しても入らないという事実がございます。当初からこの1社しかない車両のほうの購入について、メーカー、また艀装する業者等と会っているいろいろやっていたんですけども、年内中にどうしても入らないという形になってしまいました。購入してから艀装するに当たっても半年程度かかってしまいます。そのようなことから、今回見送るような形に減額をさせていただいております。

また、充当財源であります国からの交付金等も、実は国からの交付決定がないと厳しいよというところがございます。うちのほうも、そのような形でぎりぎりまでメーカーのほうが出すか出さないかというところを聞き取りながらやっていたんですけども、やはり年内中に間に合わない。その交付金に対しては繰り越すことができないというところの交付金でございましたので、今回非常に申し訳ないんですけども、この減額という形でやらせていただきました。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） ページ数で51ページ、農林水産費の款5農地費の中の基幹農道整備費

のことについて伺いたいと思いますが、この基幹農道は、以前から田代平沢間の間でのり面の崩落が続いていると思いますので、その辺でかなり危険な状態であるというふうに私は思っております。

関係の区からも要望が上がっていると思いますが、私も崩れた跡を見たんですが、かなり大きな石が落っこちてきております。その辺でもし通行に、たまたまそこに通行した場合に車両及び人災ということが考えられることであると思いますので、その辺は早急にやってもらったほうがいいというふうに思っておりますが、その辺のところについて見解を伺いたいと思います。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 今、ご質問いただきました基幹農道の工事箇所になりますが、今お話をいただきました農道平沢田代線のせせらぎ橋より500メートルほど先ののり面について、かねてより風化により落石等があった場所に、現在防護柵の設置により経過観察を行ってまいりましたが、こちらにつきまして、今回のり面の修復工事を実施することで予算のほうを計上させていただいております。できれば3月中に入札のほうをかけさせていただいて、できるだけ早い時期に実施できればと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） ページ数が49ページ、コロナ対策です。それと、その下のほうのコミュニティプラント、昨日やったと思うんですけども、これはこれでいいかなと思うんですけども、コロナの対策は、やはりこういうふうに、前、収入額から、金の流れで一応一般会計とは別に細かく報告してくれるということで要請してあって、今まで3億2,629万9,000円、これは去年の10月までですか、細かく何に使ったと出してくれたんですけども、その後は今年度は、この新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金はまだ入っているんでしょう、国から。その金額、今分かりますか。分からないなら後でいいです。それとですね。

○議長（麻生 勇君） 吉野君、今49ページと言ったでしょう。

○6番（吉野僖一君） 49ページ。

○議長（麻生 勇君） 49ページの中で質問してもらえますか。

○6番（吉野僖一君） だから、そのコロナの関係のやつで。

○議長（麻生 勇君） コロナの関係はいいんだけど、49ページの質問してください。

○6番（吉野僖一君） では、コロナはそれでいいとして、その一番下、積立金がありますね。コミュニティプラント、昨日動議出してやったやつですけれども、それとはこれはまた別なんでしょうか。その確認です。

○議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 49ページ下のほうですね、コミュニティプラントの管理事業、コミュニティプラントの管理基金の積立金、昨日議決をいただいた基金に積立てをするものがございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊泰宣君。

○2番（渡邊泰宣君） 先ほどと同じところなんですけど、道路のたるみができちゃって、ちょうどカーブ付近なので、同じ近くなんですよね。この前もお話したところだと思いますが、あの辺もちょうど普通に走っていると、車が気がつかないで行くとバウンドしちゃってハンドルが、操作が不能になるような感じも受けるので、その辺の修復作業も早急にお願いしたいと思いますので。事故が起きてからでは遅くなると思います。これ要望になっちゃうけれどもね。

それともう一つ、次の53ページ、有害鳥獣対策事業の中でマイナス189万円ですが、実績が落ちたということなんですけど、どのような内容なのか。猪、鹿、猿、その辺がいろいろあると思いますが、どのものが減っているのかお伺いいたします。

○議長（麻生 勇君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） この減額につきましては、猪の捕獲量が減っております。令和3年1月末で1,121頭の捕獲をしておりました。それに比較しまして、令和4年1月末では697頭、令和3年4月から令和3年10月までが平均以下の捕獲数となっております。

しかしながら、令和3年の11月から、ほぼ平年並みの捕獲量になっておりまして、この1月、2月は結構頭数は捕れてはいるんですけども、前半に捕獲されたものが少なかったために実績が下がっております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 53ページ、款7 土木費で国土調査費、地籍調査ですね。これが減額と

いうことは何かすごくもったいないなと思うんですが。前々から、昔は飛び地はできないなんて言われたんですけども、結構みんなあちこちやっているんですけどもね、中野の小さな拠点づくりで皆さん一生懸命今やっています。それで、小湊鉄道が前々から、小湊鉄道の土地が、境が近隣の人とのあれがはっきりしていないので、公共的なものなら何でも使っていていいですよということで、私が議員になる前には、コミュニティセンターを中野にと思ったんですけども、町のほうからクレームが入りまして、動かないでくれということで。それができているかできないかはえらい中野の町が辺境になっちゃったんですが、今本当に人がいなくなっちゃうんですね、今やらないと。

飯島町長さんの地元だったから、中野にできるだけ早くやってくださいよって言ったら、中野は25年先ということ言われちゃって、それはちょっとおかしいなと思うので、その見直しをですね、やはり拠点拠点のところを、今後のことも、開発のことがありますので、協働のまちづくりということで町民目線、できましたら中野地先を優先的にちょっとやってほしいというのが要望でございまして。

何か2年ぐらい休んじゃうみたいなことをこの前聞いたら言っていましたので、やはり人が足りないなら採用を増やしてですね、専門の職員を増やして、地籍調査というのは重要な問題で、災害復旧なんかすぐできる。確かに大多喜は広いんですけども、やはりそれなりに拠点拠点、山の中は後でもいいと思うんですけどもね、そういうことで見直しをもう少ししてほしいということでございます。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 43ページの地域おこし協力隊事業、それで45ページにかけてある負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援事業補助金、これをもうちょっと詳細に、この支援事業補助金というのがどういった補助金であってですね、これ当初予算にはなくて初めて補正予算で出てきた項目かどうかということで、普通3年間で東京から来て大多喜に住んでもらって、4年目以降は、もし起業する、起業してもらうのが目的で来ているわけで、すぐ3年終わって起業することがなかなか難しい面も多々あると、その際には、起業する際にある程度国からの補助金でもってそれを援助することができるという補助金でいいのか。

もしそうだとしたら、これは最大どのくらいこういった補助金がもらえるものなのか。これは3年たって4年目から起業してもらってもなかなか難しいというのが実情だと思いますので、こういったものがあるのであれば、もっと活用するようにして、地域おこし協力隊の

方が起業してもらって、大多喜町の困難な問題についていろいろやってもらうというのは非常にいいことだと思いますので、今回のこの支援事業補助金というのはどういった、個人の名前まではいいですけども、林業関係なのか、そのほかの関係なのか、どういったところに事業支援金を交付したのか。あとこの補助金の内容についても、いま一度説明していただけると助かります。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまのご質問に企画課からお答えさせていただきます。

地域おこしの今回の支援金でございます。こちらは、財源のほうは特別交付税措置されるものになっておりまして、1人当たり上限100万円ということで財源措置されますので、100万円を上限に町のほうでも支援しようというものでございます。

対象になりますのは、地域おこしの1年前、やめる、終了の1年前から終了した後1年以内の方を対象に、起業支援金ということで、その隊員の方が起業するに当たって必要な経費というものを対象に、活動するための、活動場所の例えば借り上げ費だったり、物品の購入であったり消耗品であるとかそういったもの、あとは隊員の研修の経費であるとか、そういったものを申請いただいて、100万円の範囲内で交付しようというものでございます。

それで、今回、一応補正のほうで上げさせていただきましたのは、既に終了している隊員の方で、今年度1年目、終了した後1年以内ですので、新たな起業ということで、農業関係の仕事をやりたいということで、そういう機械の購入に当たる経費を計上させていただきました。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

なお、11時ジャストから再開します。

(午前10時52分)

---

○議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

---

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第2、議案第13号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(西川栄一君) それでは、議案第13号 令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

○議長(麻生 勇君) 課長、着座をお願いします。

○税務住民課長(西川栄一君) 議長のお許しをいただきましたので、着座で説明させていただきます。

議案つづり73ページをお願いいたします。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,513万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,020万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、78、79ページをお願いいたします。

款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額876万円の減額補正は、昨年6月に後期高齢者支援金分及び介護納付分の平等割を廃止する税率改正を行ったこと及び徴収実績等を考慮し、減額しようとするものでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金1億2,646万2,000円の減額補正は、県からの変更交付決定による減額でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金681万4,000円の減額補正の内訳は、79ページをご覧ください、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）492万8,000円の減額、節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）197万2,000円の減額は、いずれも交付決定によるものでございます。

節3職員給与費等繰入金8万6,000円の増額補正は、共済費の見直しによるものでございます。

款6項1繰越金、目2その他繰越金5,638万2,000円の増額補正は、補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

款8国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金51万6,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対し、国民健康保険税の減額を行った場合の減免額に対する国庫補助金でございます。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、80ページ、81ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費8万6,000円の増額補正は、国民健康保険関係職員人件費の共済費の見直しによるものでございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費8,542万6,000円の減額補正と、目3一般被保険者療養費151万6,000円の減額補正は、給付実績を考慮し計上したものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、款3国民健康保険事業納付金、項1医療給付費分及び項3介護納付金分は、財源内訳を変更しようとするものでございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目5特定健康診査等負担金償還金43万円の増額補正は、令和2年度分の特定健康診査の経費に対する国及び県負担分の精算に伴う返還金でございます。

目5その他償還金128万8,000円の増額補正は、平成30年度及び令和元年度の保険基盤安定

負担金の再算定による返還金9万8,000円と、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減額した方の国民健康保険税減免額に対し、交付された令和2年度分の災害臨時特例補助金の精算に伴う返還金119万円でございます。

以上で、令和3年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第3、議案第14号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第14号 令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議案つづり93ページをお願いいたします。



それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ772万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,975万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、98、99ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料285万4,000円の減額補正は、保険料の収入実績見込みによる減額でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金、補正額488万円の減額補正は、基盤安定繰入金の負担金の決定に伴い減額をするものでございます。

款4項1目1繰越金1万3,000円の増額補正は、前年度被保険者から納付のありました保険料で、後期広域連合に納付されていない保険料を繰り越したものでございます。

引き続き、歳出についてご説明いたします。

100ページ、101ページをお願いいたします。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金772万1,000円の減額補正は、広域連合納付金の財源であります保険料及び基盤安定繰入金の実績見込みに合わせ減額をするものでございます。

以上で、令和3年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第4、議案第15号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議案第15号 令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

○議長(麻生 勇君) 課長、着座をお願いします。

○健康福祉課長(長野国裕君) 議長にお許しをいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

議案つづり103ページをお開きください。

まず、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、保険料収入のうち、特別徴収と普通徴収の増減及び滞納繰越分普通徴収保険料収入の増額、そして各種負担金交付金の額の確定に伴う国県及び支払基金の介護給付費負担金交付金等の減額、3つ目として保険給付費の減に伴う一般会計繰入金の減額、さらに前年度繰越金の増額、職員人件費の共済費の増に伴う補正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,456万2,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,853万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。

108、109ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1,617万7,000円の増額補正は、特別徴収保険料の増、普通徴収保険料の減、滞納繰越分普通徴収保険料の増に伴う補正でございます。

次に、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金2,856万4,000円の減額補正は、介護給付費負担金交付申請に基づき補正するものであります。

項2国庫補助金、目1調整交付金880万7,000円の減額補正は、保険給付費実績減に伴うものでございます。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）5万5,000円の増額補正は、職員共済費の増に伴うものでございます。

款5項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金4,058万1,000円の減額補正は、介護給付費の減に伴うものでございます。

目2地域支援事業支援交付金91万9,000円の減額補正は、地域支援事業支援交付金変更申請に基づき補正するものでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金1,748万円の減額補正につきましては、交付金の交付申請に基づき補正するものでございます。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）2万7,000円の増額補正につきましては、共済費の増に伴うものでございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1,051万4,000円の減額は、保険給付費の減に伴う介護給付費繰入金の減額と職員共済費の増額分でございます。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金2,644万4,000円の減額は、保険給付費の減に伴うものでございます。

款9項1目1繰越金5,248万8,000円の増額補正は、年度末精算に伴う前年度繰越金の増額でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、112、113ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費8万4,000円の増額補正は、職員共済費の増に伴うものでございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費2,700万円の減額補正と、目2 地域密着型介護サービス給付費5,800万円の減額補正は、サービス利用の実績減に伴う補正でございます。

次の目3 施設介護サービス給付費から、114、115ページをお開きください、上から2段目となります、項6 特定入所者介護サービス等費、目2 特定入所者介護予防サービス費までの予算額に増減がないものにつきましては、財源内訳の変更によるものでございます。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費、目2 包括的支援事業14万2,000円の増額補正は、職員共済費の増に伴うものでございます。

項2 目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費から、項4 目1 一般介護予防事業費までの予算額に増減がないものについては、財源内訳の変更によるものでございます。

款4 諸支出金、項1 目1 償還金及び還付金1万4,000円の増額補正は、前年度交付金精算による返還金の確定によるものでございます。

次に、一番下の款6 項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金2,019万8,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い基金に積み立てるものであります。

以上で、令和3年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第5、議案第16号 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(和泉陽一君) それでは、議案第16号 令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

議案つづり129ページをお開きください。

今回の補正であります。収益的収入及び支出においては、収入では主に水道料金の収入の減、消費税還付金の減、支出では汚泥処理委託料の減、修繕費の増、資産減耗費の増額補正であります。

また、資本的収入及び支出においては、収入では企業債借入金の減、支出では入札等による工事費の減額補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町水道事業会計補正予算(第4号)。

第1条、令和3年度大多喜町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、第1項営業収益ですが、129万1,000円を減額し、補正後の営業収益の総額を2億8,429万9,000円とするものです。

第2項営業外収益ですが、630万7,000円を減額し、営業外収益の総額を2億2,079万4,000円とするものです。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、1,564万9,000円を増額し、営業費用の総額を4億6,969万円とするものです。

第2項営業外費用ですが、108万8,000円を増額し、営業外費用の総額を2,796万2,000円とするものです。

資本的収入及び支出。

第3条、次のページをお開きください。

収入。

第1款資本的収入、第2項企業債4,400万円を減額し、企業債の総額を2億2,900万円とするものです。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費6,025万7,000円を減額し、建設改良費の総額を3億3,476万3,000円とするものです。

企業債。

第4条、企業債の限度額を次のページの表のとおり2億7,300万円から2億2,900万円に変更するもので、起債の目的、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ありません。

詳細につきましては、水道事業会計補正予算基礎資料によりご説明いたしますので、134ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、目1給水収益130万9,000円の減額は、水道料金実績見込みによる減額です。

目2その他営業収益1万8,000円を増額は、貯蔵品売却収入の増額です。

項2営業外収益、目3県補助金127万円の増額補正は、県からの補助金額確定による増額です。

目6消費税還付金757万7,000円の減額補正は、当初見込んでいた消費税還付金が減額となるものです。

支出。

第1款水道事業費用、第2項営業費用、目1原水及び浄水費271万1,000円の減額補正は、委託料については面白浄水場汚泥処理委託料の減、修繕費は導水及び浄水施設修繕工事の減、動力費は電気料金の増、薬品費は薬品単価及び使用料の減によるものです。

目2 配水及び給水費193万円の増額補正は、備消耗品費については水位監視用モニターの回線をADSL回線から光回線へ切り替えるため、光回線用ルーター3台分の購入、修繕費、路面復旧費については漏水箇所の増によるものです。

目3 総係費1万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症による各種研修会中止による研修費の減、末端給水統合に係る大多喜町分の負担金が3万5,000円となっております。

目5 資産減耗費1,642万5,000円の増額補正は、施設の除却の増額によるものです。

目6 その他営業費用1万5,000円の増額補正は、貯蔵品売却に伴う原価を費用計上するものです。

項2 営業外費用、目1 支払利息108万8,000円の増額補正は、企業債利息でございます。次のページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入、第1項企業債、目1 企業債の減額補正は、配水管布設替工事等の工事費が入札等により減額となったことにより企業債借入金を減額するものです。

次に、支出ですが、第1款資本的支出、目2 浄水施設費、補正額300万円の増額は、横山浄水場のろ過機電磁弁の更新工事となります。

目3、排水施設費6,325万7,000円の減額補正は、入札等による材料費、工事請負費の減額となります。

以上で、議案第16号 大多喜町水道事業会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第6、議案第17号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(木島文佳君) 議案第17号 令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明をさせていただきます。

139ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

この補正予算は、利用者が当初見込みより減少したことに伴う営業収益の減額、介護用衛生用品の価格増や介護用品の購入による備消耗品費の増額、暖房用ボイラー燃料代の価格増による燃料費の増額及び執行実績に伴う実績減によるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款特別養護老人ホーム事業収益、第1項営業収益ですが、3,614万円を減額し、補正後の営業収益の合計額を1億6,916万7,000円とし、第2項営業外収益を6万円増額し、補正後の営業外収益の合計額を2,193万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございませう。



第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用でございますが、124万円を減額し、補正後の営業費用の合計額を2億8,664万1,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費2億1,613万9,000円を2億1,527万9,000円に改めるものでございます。

詳細につきましては、特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明させていただきますので、152ページ、153ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、項1営業収益、目1介護報酬収益、補正予定額3,215万円の減額補正及び目2介護負担金収益、補正予定額399万円の減額補正は、長期入所利用者の減少及び新型コロナウイルス感染症対策のため、短期入所利用者の受入れを控えたことによるものでございます。

項2営業外収益、目4その他営業外収益、補正予定額6万円の増額補正は、千葉県感染防止対策支援事業として、感染対策用衛生用品の購入に係る補助金によるものでございます。

続きまして、収益的収入及び支出の支出でございます。

項1営業費用、目2施設管理費、補正予定額88万円の増額補正は、介護用の尿漏れシーツの購入や消毒用アルコールの購入増、介護用手袋などの価格増による備消耗品費の増、暖房用ボイラー燃料代の価格増による燃料代の増によるものでございます。

目3居宅介護事業費、補正予定額86万円の減額補正は、会計年度任用職員1名分の実績によるものでございます。

目4施設介護事業費、補正予定額126万円の減額補正は、利用実績による賄い材料費の減でございます。

142ページから151ページまでの給与費明細書等は、記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号～議案第24号の一括上程、説明

○議長(麻生 勇君) 日程第7、議案第18号 令和4年度大多喜町一般会計予算から日程第13、議案第24号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算までの特別会計予算及び各事業会計予算まで一括議題とします。

なお、議案は、議事日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第18号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆さんには、着席にて説明することを許可します。

初めに、日程第7、議案第18号 令和4年度大多喜町一般会計予算について説明願います。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

令和4年度の大多喜町の予算書に沿って説明をさせていただきます。

今年度から予算書について、このような形でファイルのほうに作成のほうをさせていただきました。よろしくお願ひします。

1ページをお開きください。

令和4年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億3,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

債務負担行為。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

一時借入金。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、7ページをお開きください。

第2表、継続費。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定事業、総額574万8,000円。年度及び年割額は、令和4年度209万6,000円、令和5年度365万2,000円で、令和6年度から令和8年度を計画期間とする次期介護保険事業計画等を令和4年度、5年度の2か年で実施するため、継続費を設定するものでございます。

第3表、債務負担行為。

事項は、一般廃棄物収集運搬業務委託、期間は、令和5年度から令和9年度まで、年割額は、令和5年度から令和8年度までの各年度は4,497万4,000円、令和9年度は2,998万3,000円、限度額は、2億987万9,000円でございます。

第4表、地方債。

表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域自立促進特別事業債3,500万円、この起債は、

大多喜町過疎地域持続的発展計画に計上した事業のうち、ソフト事業に係るもので、内容としては、出産祝金、入学祝いポイント、子ども医療費、不妊治療費、外出支援サービス、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金に充当するものでございます。

道路整備事業債5,930万円は、辺地対策事業として町道会所弓木線に2,000万円、過疎対策事業の町道改良事業として町道新坂泉水線、紙敷南向線に1,630万円、橋梁長寿命化事業として町道紺屋横山線の白山橋、弓木西下線の前堀橋へ2,300万円を充当するものでございます。

消防施設整備事業債340万円は、小型動力ポンプ付積載車の更新に充当するものでございます。

臨時財政対策債1億2,000万円は、地方交付税の不足額に対応するために許可されている地方債を見込み計上いたしました。

起債の限度額の合計は2億1,770万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳入をご説明させていただきますので、予算書の12ページをお開きください。

歳入につきましては、科目と本年度予算額を中心に説明させていただきます。

款1町税、項1町民税の計は3億6,809万4,000円で、実績などから見込み計上しました。

次の項2固定資産税の計は6億311万2,000円で、課税対象物件の変動や実績などから見込み計上しました。

次の項3軽自動車税は、現状の推移を見込み3,638万1,000円を計上しました。

次の項4たばこ税は、実績から見込み8,411万円を計上しました。

項5鉱産税200万円、項6特別土地保有税10万円は、それぞれ前年度と同額を見込みました。

項7入湯税は、実績から見込み500万円を計上しました。

款2地方譲与税、項1地方揮発譲与税は、実績見込み、国の財政情報などから前年度同額の1,400万円を見込みました。

次のページをお開きください。

項2自動車重量譲与税4,250万円と項3森林環境譲与税806万2,000円は、実績や国の財政情報などから前年同額を見込み計上しました。

款3 利子割交付金45万円から款4 配当割交付金300万円、款5 株式等譲渡所得割交付金270万円は、実績見込み、財政情報などから見込み計上しました。

款6 法人事業税交付金1,000万円は、令和2年度から新たに地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため交付されるもので、実績や財政情報などから見込み計上しました。

款7 地方消費税交付金2億4,000万円は、実績の見込み、財政情報などから1,000万円増額を見込み計上しました。

款8 ゴルフ場利用税交付金は、実績見込みなどから前年度同額の9,800万円を見込みました。

款9 環境性能割交付金700万円は、実績や財政情報などから見込み計上しました。

款10 地方特例交付金、項1 地方特例交付金580万円は、個人住民税の住宅借入金等特別控除による減収補填と自動車税と軽自動車税として課税される環境性能割の税率が軽減されることによる減収補填でございます。

次のページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響の減収に対するもので、令和3年度限りのものでございます。

款11 地方交付税は、16億9,613万3,000円、前年度1億5,685万4,000円の増額で、国の地方財政計画や財政情報、算定の基礎となる単位費用の見直し状況及び交付税措置される起債などの増から見込み計上しました。

款12 交通安全対策特別交付金150万円は、前年度同額を見込み計上しました。

款13 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金、目2 衛生費負担金、目3 教育費負担金、目4 給食費負担金までの合計は5,859万7,000円で、内訳は節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 衛生使用料から、次のページをお願いします、目2 農林水産業使用料、目3 商工使用料、目4 観光使用料、目5 土木使用料、目6 教育使用料までの合計は5,198万2,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

項2 手数料、目1 総務手数料、目2 民生手数料、目3 衛生手数料、目4 農林水産業手数料、目5 土木手数料まで合計は3,784万3,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりでございます。

款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金と、次のページをお開きくださ

い、目2 衛生費国庫負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金7,370万1,000円は、マイナンバーに係る補助金と、令和3年度国の補正予算で措置された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

目2 民生費国庫補助金、目3 衛生費国庫補助金は、節欄記載のとおりでございます。

目4 土木費国庫補助金3,137万円は、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助と橋梁長寿命化事業で実施する橋梁補修工事等への補助でございます。

目5 教育費国庫補助金803万8,000円は、小中学生の遠距離通学補助と小中学校の情報機器整備補助金でございます。

次の項3 国庫委託金、目1 総務費委託金20万1,000円は、節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

次のページをお開きください。

目2 民生費委託金185万8,000円は、節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

款16 県支出金、項1 県負担金、目1 総務費県負担金、目2 民生費県負担金、目3 衛生費県負担金、目4 教育費県負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金256万円、目2 民生費県補助金2,483万6,000円は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

目3 衛生費県補助金、目4 農林水産業費県補助金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

目5 商工費県補助金、目6 土木費県補助金、目7 消防費県補助金も、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

項3 県委託金、目1 総務費委託金、目2 民生費委託金、目3 土木費委託金、目4 消防費委託金、目5 教育費委託金は、それぞれ節欄に記載のとおりでございます。

款17 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入4,493万1,000円は、節及び説明欄記載のとおり公有財産の土地や建物の貸付収入でございます。

次のページをお開きください。

目2 利子及び配当金13万円は、説明欄記載の基金利子などがございます。

項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入2,821万1,000円は、城見ヶ丘団地2区画、大戸分

譲地1区画の分譲を見込み計上しました。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1億円は、ふるさと納税現状の推移を見込み計上しました。

次の款19繰入金、項1基金繰入金の計は3億8,477万2,000円で、対前年度4,611万2,000円の増額でございます。

目1財政調整基金繰入金2億4,943万1,000円は、財源不足を補うための繰入れと特別養護老人ホームの貸付金の財源として繰り入れるものでございます。

目2ふるさと基金繰入金は、ふるさと納税返礼品等と面白峡遊歩道整備事業への繰り出しが主なものでございます。

目3ふるさと創生基金繰入金から目6環境基金繰入金までは、各基金の設置目的に応じた事業に充当するために繰り入れるものでございます。

項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金と目2後期高齢者医療特別会計繰入金、合計117万5,000円は、各特別会計から節欄及び説明欄に該当する場合に繰り入れるものでございます。

次のページをお開きください。

款20繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として1億円を計上しました。

款21諸収入、項1延滞金、加算金及び過料100万円は、町税の延滞金収入でございます。

次の項2町預金利子8,000円は、歳計金の預金利子を見込み計上しました。

次の項3貸付金元利収入100万円は、高額療養費貸付償還金を計上しました。

次の項4受託事業収入、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入394万3,000円は、後期高齢者の健康診査委託金でございます。

次の項5雑入、目1滞納処分費1万6,000円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。

目2雑入3億3,968万3,000円は、説明欄記載のとおりでございます。対前年度2億8,997万7,000円の増額でございますが、右側のページ説明欄の中ほどよりやや下の地域通貨チャージ分と、その下のマイナポイント関係各項目が増額の主なものとなっております。

次のページをお開きください。

款22町債、項1町債は、節の区分ごとに第2表の説明と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

目1総務債から目4臨時財政対策債の計は2億1,770万円でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、次の34、35ページをお開きください。

○議長（麻生 勇君） 財政課長、ストップしてください。

説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午前 11時53分）

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（麻生 勇君） 提案説明を続けます。お願いします。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは引き続き、令和4年度大多喜町一般会計予算の説明をさせていただきます。

予算書の34ページ、35ページをお願いします。

3、歳出。

款1 議会費、項1 議会費7,728万5,000円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録の作成、政務活動費補助金、議会関係団体の負担金が主なものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は3億5,894万3,000円で、この目は特別職及び総務企画関係職員人件費、次のページをお願いします、財政、会計関係職員の人件費と、一般事務費の総務管理費では、共済費は追加費用負担金、行政連絡員報酬、宿日直業務委託料、その他関係団体への負担金や補助金でございます。

次のページをお開きください。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、ほかに職員研修事業、入札関係である電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費などがございます。

目2 文書広報費1,398万4,000円は、文書管理事業では、次のページをお願いします、個人情報保護制度の見直しに伴う既存システムや町例規の見直しなどの経費が増額となっております。広報おたき発行事業は、広報おたきの発行関連経費、ホームページ管理業務は、ホームページ管理システムの使用料でございます。

次の目3 財政管理費665万2,000円は、財務関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主な経費でございます。



目4 会計管理費173万6,000円は、会計関係の事務経費でございます。節11 役務費の手数料は、指定金融機関の派遣手数料でございます。

次のページをお開きください。

目5 財産管理費2,788万5,000円のうち、公有財産管理事業は、町有車両、町有建物の保険料に係る経費などがございます。庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種設備の維持管理経費や使用料、借上料などがございます。町有林管理事業は、町有林の保険料や管理委託料などがございます。

次のページをお願いします。

目6 企画費は5億7,408万8,000円、前年度比較1億8,093万6,000円の増額で、主なものとして、定住化対策事業は、空き家の改修やU I J ターンによる起業・就業補助金など、地域おこし協力隊事業は、林業、有害獣や観光対策など、新規の4名を含む計13人分を計上いたしました。

次のページをお開きください。

協働のまちづくり推進事業は、住民のまちづくりへの参画意識を醸成し、協働のまちづくりを推進するため実施するものがございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力やN T T 柱へのケーブルの添架料などがございます。

大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金でございます。

地域公共交通対策事業は、路線バス及び地域公共交通活性化協議会補助金とデマンド型地域交通の運行経費などがございます。

次のページをお開きください。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステム保守委託料、代理収納システム利用料などがございます。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものがございます。

地域通貨事業は、町内の加盟店で利用できる電子地域通貨の運用に係るもので、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策としてチャージ金額に10パーセントのプレミアムを付与し、総額2億2,000万円を計上いたしました。

大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校支援の助成金でございます。

結婚活動支援事業は、婚活イベントの開催等、結婚を支援するものがございます。

集落支援員事業は、令和4年度から新たに事業化し、支援員10名の活動を予定してござい

ます。

次のページをお開きください。

広域行政推進事業は、郡市広域市町村圏事務組合負担金等、企画関係団体の負担金など広域的な事業でございます。

いすみ鉄道対策事業は、いすみ鉄道の維持・存続に対するものでございます。

交流促進事業は、町との交流人口・関係人口の増加を推進するため、地域資源を生かした施策を実施するものでございます。

次の目7電子計算費8,104万8,000円は、印刷用消耗品や、次のページをお開きください、ネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借上料、行政手続オンライン化の経費などでございます。

目8諸費は、1,493万5,000円を計上しました。

総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、交通安全対策事務費は、交通安全協会補助金が主なもの、防犯対策事業は、防犯灯関連経費や特殊詐欺対応電話購入補助金など、防犯関連経費でございます。

コミュニティ育成事業は、地域のコミュニティの活性化を推進するため、地区集会施設の新築・改築等を助成するもので、令和4年度は三又区、平沢区、小谷松区の集会所の改修でございます。

外国人技能実習生受入業務は、現在受け入れている3人の外国人技能実習生経費についての繰出金を計上してございます。

次のページをお開きください。

税務事業の還付費は、前年度より50万円減の350万円を計上してございます。

次の項2、徴税费、目1税務総務費6,360万3,000円は、税務関係職員人件費と税務総務事務費で、関係団体への負担金などでございます。

目2賦課徴収費2,840万8,000円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費と、次のページをお願いします、地図情報システム管理事業は、毎年実施している地図情報データの修正でございます。令和4年度は令和5年度の固定資産評価替えのための不動産鑑定委託料が追加となっております。

項3戸籍住民基本台帳費1億5,712万5,000円は、戸籍関係職員人件費と戸籍システムの保守委託料や借上料などと、次のページをお願いします、住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料及び個人番号カード等の関連経費が主なもので、新たに住民票等

のコンビニ交付導入経費が追加となっております。

次のマイナンバーカード取得促進事業は、国の第2弾マイナポイント給付事業に、大多喜町の地域通貨を利用し、取得者等に町がさらにポイントを上乘せし、マイナンバーカード取得促進を目指すものでございます。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費61万1,000円は、選挙管理委員報酬や定時登録事務処理委託料が主なものでございます。

目2 参議院議員選挙費961万1,000円は、令和4年7月25日任期満了に伴う参議院議員選挙の執行経費でございます。

次のページをお開きください。

目3 千葉県議会議員選挙費232万2,000円は、令和5年4月29日任期満了に伴う千葉県議会議員選挙経費でございます。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費641万3,000円は、統計関係職員の人件費と統計関係の事務費でございます。

次のページをお開きください。

目2 各種統計調査費16万2,000円は、説明欄記載の各統計調査経費でございます。

項6 監査委員費、目1 監査委員費49万6,000円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

次のページをお開きください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費4億6,077万7,000円は、社会福祉関係職員の人件費と社会福祉関係の事務費、社会福祉関係団体助成事業は、町社会福祉協議会など関係団体への負担金や補助金でございます。

次の障害者福祉事業は、障害者に対する各種支援や、次のページをお願いします、介護給付費と扶助費が主なものでございます。

民生委員活動事業は、民生委員の活動に対する報償費が主なものでございます。

次の高額療養費貸付事業は、貸付金として前年度と同額を計上しました。

戦没者追悼式関係事業は、戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計への法定繰出金、少子化対策事業は、出産祝金と地域通貨による入学祝金でございます。

次の感染者等買物支援事業は、新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者等に対する食料などの買物支援でございます。

次のページをお開きください。

社会を明るくする運動事業は、令和4年度、大多喜町が夷隅地区の事務局で7月に大会を開催予定でございます。

目2 国民年金費561万7,000円は、国民年金関係職員の人件費と事務費でございます。

目3 老人福祉費2,178万6,000円は、高齢者の福祉サービス関連等の予算で、高齢者在宅生活支援事業では、緊急通報システム業務や外出支援サービスの委託料が主なものでございます。ほかに高齢者福祉等の事業として、敬老祝事業費、老人福祉団体助成事業、老人日常生活用具給付事業、地域ボランティア事業、介護予防事業、老人ホーム施設措置事業などがございます。

次のページをお開きください。

目4 青少年女性対策費116万2,000円は、青少年相談員への報酬や活動費補助、結婚支援事業でございます。

目5 介護保険事業費2億1,918万6,000円は、地域包括支援センター運営事業、社会福祉法人等利用者負担軽減事業、介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計への法定繰出金、次期介護保険事業計画等策定事業は、第2表継続費で説明させていただいた令和6年度から令和8年度を計画期間とする次期介護保険事業計画等を令和4年度、5年度の2か年で実施するものでございます。低所得者保険料軽減繰出金は、介護保険の被保険者で、低所得者の保険料軽減措置に対する繰出金、次のページをお開きください、地域包括支援センター運営協議会事業は、協議会の委員報酬でございます。

目6 後期高齢者医療費1億8,803万2,000円は、人間ドックの補助金や後期高齢者医療に係る負担金や療養給付費、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

次の項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費3,020万6,000円は、子育て支援関係職員の人件費、中学生以下の子ども医療費の助成と、子ども・子育て支援でございます。

目2 児童手当費7,759万9,000円は、児童手当の支給に係るもので、目3 母子福祉費338万3,000円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

次のページをお開きください。

目4 児童福祉施設費3億354万7,000円は、保育園関係職員の人件費と保育園2園の施設管理費のほか、賄い材料費、送迎バスの委託料が主なもので、次のページをお願いします、次の児童クラブ運営事業は、運営に係る人件費と児童のおやつなどの食糧費、電気水道料が主なものでございます。地域子育て支援センター運営事業は、関係職員人件費などで、特徴の

ある教育展開事業は、英語教室に加えサッカー教室や音楽などの情操教育、親子英語教室に係るものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費 1億1,838万6,000円は、衛生関係職員の人件費と、次のページをお願いします、保健衛生事務費は、会計年度任用職員の人件費と職員研修の負担金などで、養育医療給付事業は、発達が未熟な子供の入院費の助成で、医療体制整備事業は、国保国吉病院負担金が主なものでございます。

目2 予防費5,592万6,000円は、各種健康診査や予防接種、健康教育などで、がん検診事業は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん及び前立腺がん検診の実施、予防接種事業は、乳幼児の各種予防接種と高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌のワクチン接種、風疹ワクチン接種の実施と、令和4年度から再開される子宮頸がんワクチン接種でございます。健康増進事業は、次のページをお開きください、健康診査、健康教育、健康相談や訪問指導などでございます。

感染症予防対策事業は、消毒液などの消耗品と消毒作業用の動力噴霧器の保守経費で、防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。骨髄移植ドナー支援事業は、骨髄移植及びドナー登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーが勤める事業者に対する補助金でございます。

次の目3 環境衛生費5,536万9,000円は、環境関係職員人件費と、次の環境衛生事務費は、環境対策審議会委員の報酬と、次のページをお開きください、夷隅環境衛生組合負担金などでございます。

水道未普及地域対策事業は、上水道未普及地域等の家庭用飲用井戸等の整備に対する補助金でございます。

環境保全事業は、不法投棄監視員謝礼や住宅用太陽光発電設備導入促進補助金、合併処理浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽整備の補助金、面白峡発電所管理運営事業は、環境基金積立金が主なものでございます。

空家等対策事業は、対策協議会の開催経費でございます。

次の目4 母子保健事業費979万5,000円は、子育て世代包括支援センター運営事業では、乳幼児相談の医師報酬や報償費、次のページをお願いします、健康診査委託料などでございます。妊娠・出産包括支援事業は、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について包括的に支援する事業で、妊婦、乳児の健康診査委託料、新生児の聴覚検査や不妊治療費、子育て応援ヘルパー派遣や子育てタクシーなどでございます。

次の目5火葬場費1,723万6,000円は、斎場無相苑の燃料費等の施設運営費と火葬炉運転業務委託料、火葬炉改修工事などでございます。

次の目6地域し尿処理施設管理費439万2,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

次のページをお開きください。

項2清掃費、目1清掃総務費4,170万7,000円は、清掃関係職員人件費と環境センターの管理経費でございます。

目2塵芥処理費1億4,579万9,000円は、環境センターの運営経費で、ごみの収集や処分経費と、次のページをお願いします、いすみクリーンセンターの負担金などでございます。

次の項3上水道費、目1上水道運営費8,258万2,000円は、上水道高料金対策事業として水道事業会計の補助金で、夷隅郡市の水道事業統合に向けた経費等が前年度より増額となっております。

次の款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費1,946万7,000円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費等でございます。

目2農業総務費5,317万3,000円は、農業関係職員の人件費と、農業総務事務費は、農家組合長への報償費及び事務費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目3農業振興費1,921万2,000円は、会計年度任用職員の人件費と、農業再生協議会補助金や農業次世代人材投資資金、農業関連団体への補助金等が主なもので、新たに耕作放棄地や作付の終わった水田等の活用のため、新たな農産物の開発等の講師や協力農家の謝礼などの経費を計上してございます。

目4畜産業費43万2,000円は、畜産関係団体への補助金などでございます。

目5農地費3,810万5,000円は、農地の維持保全や土地改良及び農道整備などの予算で、鉾毒ダム対策事業は、平沢ダムと八声観測所の維持管理経費、基幹農道整備事業は、川畑から平沢、田代への基幹農道の維持管理経費、土地改良関係団体事業は、農業用施設補修用材料費や関係団体の負担金、次のページをお願いします、多面的機能支払交付金事業は、集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理を対象とするもので、実施している15団体への交付金でございます。

中山間地域等直接支払交付金事業は、中山間地域等の耕作放棄地の発生防止などに取り組む活動をしている4組織に対する交付金でございます。

目 6 農業施設費913万9,000円は、基幹集落センター、味の研修館、次のページをお開きください、及び農村コミュニティーセンターの運営経費と、都市交流センターの関係団体への負担金などで、令和4年度は基幹集落センターの防水工事を予定してございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費7,056万1,000円は、林業関係職員人件費と事務費、次のページをお開きください、猪、猿、鹿、キョンなどの有害獣の駆除等に係る報奨金や有害獣被害防止実施団体補助金などでございます。

目 2 林業振興費827万1,000円は、林業振興や森林環境の整備などでございます。

次のページをお開きください。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費7,879万5,000円は、商工関係職員人件費及び事務費でございます。

目 2 商工業振興費2,256万2,000円は、大多喜町商工会補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商い資料館の管理委託料、就職情報案内事業、空き家等を活用した起業支援事業補助金でございます。

目 3 観光費 1 億167万円は、観光施設管理事業として、次のページをお開きください、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理などの経費と、養老溪谷 5 か所の観光案内看板の改修工事、大多喜城の手前にある二の丸公園の改修工事、観光センター管理運営事業は、観光本陣の維持管理、観光振興事業は、ロケーションサービス実施に係る経費や養老溪谷観光センターの指定管理料と、次のページをお願いします、お城まつり実行委員会や町観光協会、大河ドラマ誘致実行委員会への補助及びもみじプロジェクトの補助金など、関係団体への補助金が主なものでございます。

天然瓦斯記念館管理運営事業は、施設の管理運営経費、観光推進広域連携事業は、市原市、君津市と連携し、溪谷や里山の豊かな自然環境といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするものでございます。

面白峡遊歩道整備事業は、令和2年度から4年度までの3か年で実施する遊歩道の整備で、令和4年度が計画の最終年度となります。観光施設整備事業は、小沢又地先の駐車場用地の測量調査と小田代地先の公衆トイレ新設に要する用地の測量、設計、用地取得でございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費5,817万9,000円は、土木関係職員人件費と、次のページをお開きください、土木関係事務費と道路台帳の更新業務委託料、関係団体の負担金、国県道維持補助金などでございます。

目 2 登記費1,460万1,000円は、登記関係職員人件費、登記の推進に係る用地測量や嘱託登

記委託料などがございます。

次のページをお開きください。

目3 国土調査費1,774万5,000円は、地籍調査関連経費でございます。

目4 道の駅管理費375万7,000円は、道の駅の維持管理経費でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費3,997万5,000円は、町道の維持管理に係るもので、次のページをお開きください、町道の除雪作業委託、排水整備工事、舗装打換工事、道路補修用材料などが主なものでございます。

目2 道路新設改良費6,163万3,000円は、担当職員の人件費と町道会所弓木線の用地測量と、紙敷南向線の路線測量、新坂泉水線の改良工事でございます。

目3 交通安全対策費717万8,000円は、道路区画線工事、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費などがございます。

目4 橋梁維持費5,491万4,000円は、町道紺屋横山線の白山橋の修繕設計、部田堀之内線の塩渕橋の流木の撤去、弓木西下線の前堀橋の補修工事でございます。

次のページをお開きください。

項3 都市計画費、目1 街路事業費309万2,000円は、街なみ整備助成事業補助金が主なものでございます。

項4 住宅費、目1 住宅管理費2,365万8,000円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、戸建住宅耐震診断費用補助金、横山住宅の管理等に係るものでございます。

次の目2 宅地造成費1,133万6,000円は、次のページをお願いします、城見ヶ丘団地分譲の仲介手数料、城見ヶ丘団地定住化補助金などがございます。

次の目3 住宅助成費1,300万円は、定住化対策として実施する住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費2億1,441万4,000円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目2 非常備消防費3,108万7,000円は、消防団員の報酬と健康診査委託料、退職報償金支給事務負担金などがございます。

目3 消防施設費1,080万5,000円は、消防施設機械器具の整備等の経費で、次のページをお願いします、備品購入費は、小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。

目4 災害対策費1,251万1,000円は、前年度比較で5,682万9,000円と、大きく減額となっておりますが、これは防災無線のデジタル化への更新が終了したことによる減額でございます。



地域防災対策事業は、防災会議委員等の報酬、災害時の職員手当、防災備蓄品の購入、自主防災組織への防災用資機材の購入など、排水機場管理事業は、久保排水機場八声水門、葛藤水門の管理、国民保護対策費は国民保護協議会委員報酬、防災行政無線維持管理費は、防災行政無線の維持管理に係る経費でございます。

次のページをお開きください。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費100万8,000円は、教育委員報酬、その他教育委員会関連経費でございます。

目 2 事務局費9,409万9,000円は、教育長や教育関係職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員や学校用務員の報酬、小中学校の校外学習等の移動用車両借上料、教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策として、児童・生徒等へ抗原検査キットの購入、修学旅行等のキャンセル料の補填についての予算も計上してございます。

次のページをお開きください。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費4,508万7,000円は、小学校管理事務事業は、小学校医・薬剤師の報酬、送迎バスの委託料が主なもので、小学校施設管理事業は、小学校2校の電気・水道料などとパソコンの使用料など、学校施設の管理経費で、次のページをお開きください、学校管理事業（西小・大小）は、小学校2校の学校管理事務経費や施設管理経費などでございます。右側のページ、一番下の小学校情報化整備事業は、次のページをお開きください、学校教育におけるICT化の推進のための教員用タブレットPCを整備するものでございます。

目 2 教育振興費2,974万2,000円は、小学校2校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金、英語教室業務委託料、学校給食費の無料化に係る補助金、要保護・準要保護児童学用品等補助金などでございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費2,133万3,000円は、中学校の学校医・薬剤師等の報酬、通学の送迎バス委託料、次のページをお願いします、パソコン借上料や学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費などでございます。中学校情報化整備事業は、小学校と同じく教員用のタブレットPCを整備するものでございます。

目 2 教育振興費3,159万4,000円は、次のページをお開きください、クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無料化に係る補助金などでございます。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費4,382万9,000円は、社会教育関係職員人件費、社会教育委員の報酬や事務経費、関係団体への補助金などが主なものでございます。

目2 公民館費1,510万1,000円は、次のページをお開きください、中央公民館の光熱水費や施設警備委託や清掃管理業務委託などの施設管理費などでございます。

次の目3 図書館費821万2,000円は、図書館の光熱水費や施設警備などの施設管理費と、次のページをお開きください、冊子等作成業務委託料は、「あてら」の発行、図書管理のためのパソコン借上料や図書情報データ使用料、図書の購入費などでございます。

次の目4 文化財保護費44万1,000円は、文化財審議会委員報酬や文化財関連の補助金や負担金でございます。

次の目5 視聴覚教育費28万5,000円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚センターの負担金でございます。

次の項5 保健体育費、目1 保健体育総務費2,213万9,000円は、保健体育関係職員人件費やスポーツ推進委員報酬、次のページをお願いします、町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などでございます。

次の目2 体育施設費1,866万4,000円は、海洋センター管理運営事業は、プール、体育館、武道場に係る維持管理、運営経費などでございます。海洋センター屋外施設管理運営事業は、海洋センター屋外施設の多目的広場・野球場・テニスコートなどの光熱水費や施設管理経費でございます。

次のページをお開きください。

目3 学校給食費1億408万円は、学校給食に関する経費で、学校給食センター関係職員人件費や光熱水費、給食の材料費、給食配送委託などが主なもので、新年度は、調理用設備のボイラーの改修工事を予定してございます。

次の款10 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費222万5,000円と、次のページをお開きください、目2 河川災害復旧費130万円は、災害発生時の緊急復旧費として予算計上しているものでございます。次の農業施設災害復旧費は、令和3年度で事業が完了したため廃目でございます。

款11 公債費、項1 公債費、目1 元金は4億3,308万4,000円、目2 利子は1,571万1,000円で、町債償還の元金及び利子でございます。

款12 諸支出金、項1 公営企業貸付金、目1 特別養護老人ホーム事業会計貸付金7,000万円は、大多喜町特別養護老人ホームへの貸付金でございます。

款13予備費、項1予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の138ページから149ページまでの給与費明細書は説明を割愛させていただき、150、151ページをお開きください。

この調書は、継続費に関する調書で、複数年にわたり実施する表内の事業の支出予定額や進行状況でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名一般事務費（総務管理費）、この事業は地方公務員法を改正する法律が令和3年6月11日に公布、令和5年4月1日に施行されることに伴う町の条例や規則等の整備を令和3年度、4年度の2か年で実施するため、令和3年9月議会定例会の補正予算で継続費を設定したものでございます。全体計画の年割額は、令和3年度144万2,000円、令和4年度82万5,000円、合計226万7,000円。財源は一般財源で、前年度末までの支出見込額は121万円、当該年度支出予定額は77万円、進捗率は記載のとおりでございます。

その次、款項同じく、事業名文書管理事業、この事業は、個人情報保護法を改正する法律が令和3年5月19日に公布、令和5年4月1日に施行されることに伴う町の条例の見直しを令和3年度、4年度の2か年で実施するため、令和3年9月議会定例会の補正予算で継続費を設定したものでございます。全体計画の年割額は、令和3年度144万9,000円、令和4年度110万円、合計254万9,000円。財源は一般財源で、前年度末までの支出見込額は132万円、当該年度支出予定額は88万円、進捗率は記載のとおりでございます。

その次、款6商工費、項1商工費、事業名面白峡遊歩道整備事業、全体計画の年割額は、令和2年度6,230万円、令和3年度4,480万円、令和4年度5,100万円で、合計1億5,810万円。前々年度末までの支出額が4,444万円、前年度末までの支出見込額が256万円で、当該年度支出予定額が1億1,110万円、進捗率は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

この調書は、債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお開きください。

この調書は、地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、令和4年度末現在高は、表の右端の欄の合計の一番下、42億2,009万5,000円の見込みでございます。

以上で、令和4年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご

審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

これで、議案第18号 令和4年度大多喜町一般会計予算の説明を終わります。

次に、日程第8、議案第19号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について説明願います。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 議長のお許しをいただきましたので、座ったまま説明させていただきます。

議案第19号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

予算書の157ページをお開きください。

この会計は、夷隅郡市2市2町からの拠出金や負担金等を基に設けられた基金を適正に管理するための会計で、必要に応じてすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

令和4年度予算では、基金から生ずる利息分相当分についての歳入の受入れと、基金の積立金を予定しております。

それでは、予算書に沿ってご説明させていただきます。

令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、歳入歳出の内容について、事項別明細書によりご説明させていただきますので、164ページ、165ページをお開きください。

歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金13万6,000円を基金利子として計上いたしました。

次のページをお開きください。

歳出。

款1項1鉄道経営対策事業費、目1事業費13万6,000円を計上しました。これは、歳入で

受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第19号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

これで、議案第19号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第9、議案第20号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第20号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書169ページをお願いいたします。

令和4年度の歳入歳出予算の総額は13億3,683万円となり……

○議長（麻生 勇君） 着座でいい。

○税務住民課長（西川栄一君） 議長のお許しをいただきましたので、着座のまま説明させていただきます。

令和4年度の歳入歳出予算の総額は13億3,683万円となり、前年度と比較し9,924万6,000円の減でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,683万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、176、177ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億9,188万5,000円、目2退職被保険者等国民健康保険税4,000円、合計で1億9,188万9,000円でございます。被保険者数の減及び令和3年度の保険税の算出から後期高齢者支援金分と介護納付分の平等割を廃止

したことなどにより、前年度と比較し2,151万5,000円の減でございます。

なお、現年課税分は1億8,303万8,000円、滞納繰越分は885万1,000円となり、内訳につきましては177ページに記載のとおりでございます。

款2項1目1一部負担金につきましては、前年度と同額の1,000円でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、前年度比1万5,000円増の7万円でございます。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金51万6,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免に対する補助金でございます。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金は9億9,469万8,000円で、前年度と比較し7,854万8,000円の減となりました。内訳でございますが、177ページをご覧ください。普通交付金9億7,569万7,000円、これは、出産育児一時金及び葬祭費以外の保険給付費について、県から交付されるものでございます。次に、特別交付金1,900万1,000円につきましては、特定健康診査費用、保険料の収納率、保健指導及び医療費適正化の取組状況等に対する交付金となります。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は8,562万6,000円、内訳でございますが、177ページをご覧ください、節1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）3,269万9,000円は、保険税の軽減に対する県及び町からの繰入金で、負担割合は、県が4分の3、町が4分の1でございます。

節2保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1,833万2,000円は、中間所得者層の保険税負担を軽減することに対する国、県及び町からの繰入金で、負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

節3職員給与費等繰入金2,651万5,000円は、人件費及び事務費に対する繰入れでございます。

178、179ページをお願いいたします。

節4出産育児一時金等繰入金140万円は、出産育児一時金の3分の2相当の繰入金、節5財政安定化支援事業繰入金438万2,000円は、国保財政の健全化と保険税の負担の平準化に対する繰入金でございます。

節6その他一般会計繰入金229万8,000円は、特定健康診査の法定外の健診項目に対する繰入金でございます。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1,249万3,000円は、基金からの繰入金でございます。

款7 項1 繰越金、目1 その他繰越金5,103万5,000円は、前年度繰越金を見込んでおります。

款8 諸収入、項1 延滞金及び過料、目1 一般被保険者延滞金1万円、目2 退職被保険者等延滞金1,000円につきましては、いずれも前年度と同額でございます。

次に、項2 雑入、目1 延滞処分費から、目8 雑入につきましても、前年度と同額をそれぞれ計上いたしました。

なお、目8 雑入は、179ページに説明欄記載のとおり、特定健康診査時に受診者から徴収する自己負担金等を見込んだものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

180、181ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費2,727万3,000円の内訳は181ページ説明欄をご覧ください。国民健康保険関係職員人件費は、職員3人分の人件費を、次の国民健康保険事務費は、郵便料や保険税納税通知、保険証等の作成等に係る基幹系システム大量一括処理委託料、レセプト点検業務委託料等の事務的経費を、次の国民健康保険関係団体助成事業は、県国保連合会負担金を計上したものでございます。

項2 目1 運営協議会費6万3,000円は、国民健康保険運営協議会委員9名分の報酬でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は8億3,025万1,000円で、前年度と比較し5,500万2,000円の減でございます。

目2 退職被保険者等療養給付費は5万円で、前年度と比較し5万円の減でございます。

目3 一般被保険者療養費は622万2,000円で、前年度と比較し55万4,000円の減でございます。

次のページ、182、183ページをお願いいたします。

目4 退職被保険者等療養費は2万5,000円で、前年度と同額でございます。

目5 審査及び支払手数料174万9,000円は、レセプト審査手数料でございます。

療養諸費につきましては、前年度の給付の状況等を考慮し計上したもので、合計額は、前年度と比較し5,560万6,000円減の8億3,829万7,000円でございます。

次に、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は1億3,720万円で、前年度と比較し2,371万1,000円の減でございます。

目2 退職被保険者等高額療養費、目3 一般被保険者高額介護合算療養費及び目4 退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、それぞれ前年度と同額の5万円を計上いたしました。

高額療養費につきましても、前年度の給付の状況等を考慮し計上したもので、合計額は1億3,735万円でございます。

次に、項3 移送費、目1 一般被保険者移送費及び目2 退職被保険者等移送費は、それぞれ前年度と同額の5万円でございます。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金210万円は、1件当たり42万円の5件分を見込んだもので、前年度と比較し84万円の減でございます。

目2 審査支払手数料は、前年度と同額の2,000円でございます。

次に、項1 目1 葬祭費125万円は、1件当たり5万円の25件分で、前年度と同額でございます。

184、185ページをお願いいたします。

項1 目1 傷病手当金59万5,000円は、前年度と同額で、国民健康保険加入者で、会社等に加入され、企業等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染し、勤務できなくなった場合に傷病手当金として支給するためのものがございます。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費分の合計2億988万7,000円、次の項2 後期高齢者支援金等分の合計6,669万7,000円、次の項3 介護納付金分の合計2,562万5,000円は、県への納付金で、それぞれ県から示された額を計上したものでございます。

款4 項1 目1 共同事業拠出金2,000円は、退職者医療制度対象者把握のための事務処理拠出金です。

款5 項1 目1 保健事業費451万9,000円は、185ページ説明欄に記載された国保総合健康づくり支援事業に係るもので、報償費は重複頻回受診者への訪問指導に対する謝礼、需用費は、ジェネリック医薬品啓発用消耗品、国保制度パンフレット代、役務費は、187ページをお願いいたします、ジェネリック差額通知等に係る郵便料等で、医療費の適正化に係る経費を計上いたしました。負担金補助及び交付金396万円は、人間ドック経費補助金で88件分を見込んだものでございます。

次に、項2 目1 特定健康診査等事業費1,886万8,000円は、187ページの説明欄記載のとおり、特定健康診査の実施や健診後の保健指導等に係る経費を計上いたしました。今年度は、健診会場の土足用シーツの設営経費及び個別健診50人分の経費等を新たに計上したことから、



159万5,000円の増でございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金でございますが、目1 一般被保険者保険税還付金120万円、目2 療養給付費等負担金償還金1,000円、目3 療養給付費等交付金償還金1,000円、合計120万2,000円で、前年度と比較し5万円の減でございます。

款7 項1 目1 予備費300万円は、前年度と同額でございます。

以上で、令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の提案説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

これで、議案第20号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。ここでしばらく休憩します。

なお、14時10分から再開します。

（午後 1時59分）

---

○議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

---

○議長（麻生 勇君） 次に、日程第10、議案第21号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、座ったまま説明させていただきます。

議案第21号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。予算書の201ページをお願いいたします。

令和4年度の予算は、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課される保険料等の数値と必要となる事務費を基に予算編成させていただきました。

令和4年度の歳入歳出予算の総額は1億4,818万4,000円となり、前年度と比較して70万5,000円の増でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,818万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、208、209ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料7,889万9,000円は、年金からの特別徴収による現年度分保険料でございます。

目2普通徴収保険料3,284万9,000円は、現年度分及び滞納繰越分保険料でございます。合計で1億1,174万8,000円になり、前年度と比較し331万1,000円の増額でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料2万円は、前年度と同額でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金90万9,000円は、事務費に係る繰入金、目2基盤安定繰入金3,493万2,000円は、保険料の軽減状況に応じて県が4分の3、町が4分の1を負担する繰入金で、一般会計繰入金の合計額は3,584万1,000円となり、前年度と比較し260万6,000円の減でございます。

款4項1目1繰越金10万円でございますが、前年度からの繰越金でございます。

款5諸収入、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金47万4,000円、目2還付加算金1,000円、合計で47万5,000円となり、前年度と同額でございます。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、210ページ、211ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費61万7,000円は、211ページ説明欄記載のとおりで、主なものは保険証等の送付に係る郵便料、システムの処理業務に係る基幹系システム大量一括処理委託料などの事務的経費でございます。

項2、目1徴収費31万2,000円は、説明欄記載のとおり、徴収事務に係る経費を計上したものでございます。

款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金1億4,677万9,000円は、被保険者から納付いただきました保険料と、一般会計から繰り入れた基盤安定繰入金を合わせ、広域連合に納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金47万5,000円は、前年度と

同額で、転出や所得更正等により保険料が減額となった方に対する還付金でございます。

項2繰出金、目1他会計繰出金1,000円は、前年度と同額でございます。

以上で、令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

これで、議案第21号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第11、議案第22号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） それでは、着座のまま説明させていただきます。

議案第22号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計予算案について、提案説明させていただきます。

予算書213ページをお開き願います。

令和4年度予算案につきましては、第8期介護保険事業計画に基づき算出した介護保険料、介護保険サービスに係る保険給付費及び地域支援事業費等により予算編成を行いました。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億9,888万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、220、221ページをお開きください。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、月額5,400円の保険料基準額に基づき、所得段階に応じた9段階の保険料率及び推計した第1号被保険者

3,685人を基に2億2,202万2,000円、前年度比5.5パーセントの増で計上させていただきました。

款2分担金及び負担金、項1負担金は、介護予防教室事業参加者負担金として12万円でございます。

款3使用料及び手数料、項1手数料には、事務手数料8万1,000円、督促手数料4万円を計上させていただきました。

款4国庫支出金、項1国庫負担金には、介護給付費負担金として2億1,065万4,000円を計上いたしました。

項2国庫補助金につきましては、調整交付金として8,966万8,000円、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分として385万5,000円、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分として889万2,000円を、保険者機能強化推進交付金は198万9,000円を、令和2年度からの事業であります保険者努力支援交付金については228万3,000円を計上いたしました。

款5項1支払基金交付金には、介護給付費交付金として3億2,939万4,000円、地域支援事業支援交付金として416万4,000円を計上いたしました。

款6県支出金、項1県負担金には、介護給付費県負担金として1億8,583万9,000円を計上させていただきました。

222ページ、223ページをお開きください。

項2県補助金には、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分として192万7,000円を、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）分として444万5,000円を計上いたしました。

款7繰入金、項1他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として2億1,153万6,000円でございます。内訳として、介護給付費繰入金が1億5,249万8,000円、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）分が475万2,000円、同じく地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分が444万5,000円となっております。低所得者保険料軽減繰入金が1,325万円、職員給与費等繰入金が2,310万9,000円、事務費繰入金が1,348万2,000円でございます。

項2基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として2,175万2,000円を計上いたしました。

款8繰越金は、前年度からの繰越金として1,000円を計上いたしました。

款 9 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料には延滞金1,000円、項 2 雑入には22万4,000円を計上させていただきました。内訳として、第三者納付金及び介護給付費返還金をそれぞれ1,000円、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金として22万2,000円となっております。

歳入については以上でございます。

引き続き、歳出の説明をさせていただきます。

224ページ、225ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、介護保険関係職員分の人件費2,074万5,000円、介護保険業務に係る事務費338万2,000円を、目 2 連合会負担金に、第三者行為求償事務負担金として2万2,000円を計上いたしました。

項 2 徴収費でございますが、介護保険料の賦課徴収に係る事務費として112万1,000円。

項 3 介護認定審査会費でございますが、目 1 介護認定調査等費に、調査員の報酬及び主治医意見書作成手数料などで610万6,000円、226、227ページをお開きください… 目 2 介護認定審査会共同設置負担金は、夷隅郡市 2 市 2 町で設置する介護認定審査会の設置運営に係る負担金として283万1,000円を計上いたしました。

項 4 運営協議会費でございます。介護保険運営協議会の開催に係る委員11名分の報酬として3万9,000円を計上いたしました。

項 5 選定委員会費でございます。介護老人福祉施設等の募集に係る審査を行う公的介護施設等整備事業者選定委員会委員4名分の報酬として1万4,000円を計上いたしました。

款 2 保険給付費でございますが、第 8 期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上させていただいております。

項 1 介護サービス等諸費でございます。要介護 1 から要介護 5 の認定を受けた方の居宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具の購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として、合計で11億1,436万3,000円を計上いたしました。

項 2 介護予防サービス等諸費でございます。

228、229ページをお開きください。

要支援 1、2 の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具の購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費として2,566万1,000円を計上いたしました。

項 3 その他諸費については、介護報酬の審査支払いに係る手数料として69万2,000円を、次の項 4 高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の上限額を超えた場合に支給す

るもので、高額介護サービス費と高額介護予防サービス費を合わせて2,416万3,000円を計上いたしました。

項5 高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と高額医療合算介護予防サービス費を合わせて217万円を計上いたしました。

項6 特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担を軽減するために支給されるもので、特定入所者介護サービス費と特定入所者介護予防サービス費を合わせて、230、231ページをお開きください、5,293万1,000円を計上いたしました。

款3 地域支援事業費でございますが、保険給付費と同様に、第8期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき計上させていただいております。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては1,491万6,000円、内訳としまして、要支援者等に係る訪問介護、通所介護の経費として1,320万円、ケアプラン作成経費として161万6,000円、総合事業高額介護予防サービス費として10万円を計上しております。

項2 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費につきましては340万7,000円、内訳として、介護予防普及啓発事業に脳トレ教室やいきいき塾等による介護予防の普及啓発に係る経費として97万3,000円を、地域介護予防活動支援事業には、住民主体の介護予防活動の育成や支援などを行う経費として213万4,000円を、地域リハビリテーション活動支援事業には、地域における介護予防の取組を強化するため、住民主体の介護予防活動へリハビリ専門職を派遣するための経費として30万円を計上させていただいております。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目1 包括的支援事業では、地域包括支援センター職員2名分の人件費、232、233ページをお開きください、目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で、地域包括支援センター職員1名分の人件費を計上しております。

目3 任意事業でございますが、介護給付費等費用の適正化に係る経費、寝たきりの高齢者等へのおむつの支給及び成年後見人制度の利用者支援などに係る経費として290万3,000円を計上させていただきました。

目4 包括的支援事業（社会保障充実分）は122万1,000円を計上いたしました。内訳として、生活支援体制整備事業に地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターの報酬及び手当、認知症初期集中支援推進事業では、認知症初期集中支援チームの医師に係る相談業務委託料として2万2,000円を計上いたしました。

項4その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援サービスの報酬の審査支払いに係る手数料として4万5,000円を計上いたしました。

款4基金積立金でございます。介護給付費準備基金への積立金として1,000円を、款5予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただいております。

234、235ページをお開きください。

款6諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金及び保険給付費や地域支援事業費に係る国県支払基金等の法定負担金の精算に伴う返還金として50万3,000円を計上いたしました。

以上で、令和4年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

これで、議案第22号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第12、議案第23号 令和4年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、着座にてご説明させていただきます。

議案第23号 令和4年度大多喜町水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

別冊の水道事業会計予算書、1ページをお開きください。

第1条、令和4年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量としまして、給水戸数3,800戸、年間総給水量98万6,600立方メートル、1日平均給水量2,703立方メートルを予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、第1款水道事業収益で、第1項営業収益、第2項営業外収益を合わせまして総額4億8,493万2,000円を予定しています。

続きまして、支出ですが、第1款水道事業費用で、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項予備費を合わせまして、総額4億9,463万6,000円を見込んでいます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、第1款資本的収入で、第1項負担金、第2項企業債、次のページの、第3項固定資産売却代を合わせまして、総額5,485万9,000円を見込んでいます。

2ページをお開きください。

支出ですが、第1款資本的支出としまして、第1項建設改良費、第2項企業債償還金を合わせまして総額2億1,075万円を予定しています。

第5条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めたもので、限度額は5,300万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費で8,006万6,000円と定めるものです。

第7条、一般会計からの補助金ですが、金額を8,258万2,000円と定めました。

第8条、たな卸資産購入限度額ですが、270万9,000円と定めました。

続きまして、9ページをお開きください。

令和4年度大多喜町水道事業会計予定キャッシュ・フローになりますが、令和4年度中の業務活動、投資活動、財務活動の現金預金の流れを記載したもので、資金の期末残高は2億3,750万1,000円となる見込みです。

次の10ページから19ページにつきましては、職員給与費明細書で、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

次に、20、21ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書で、水道料金システムの賃借料の限度額を1,092万3,000円、当該年度以降の支払義務発生予定額の期間を令和4年度、会計システム賃借料の限度額を591万1,000円、当該年度以降の支払義務発生予定の期間を令和4年度から6年度まで定めたものでございます。

次に、23ページをお願いします。

令和3年度大多喜町水道事業予定損益計算書となり、令和3年度の水道事業所活動の経営成績の見込みを表したもので、経常損失346万6,000円を見込み、当該年度未処分利益剰余金が4,652万4,000円となる見込みです。

次に、24、25ページの令和3年度大多喜町水道事業貸借対照表（前年度分）、次の26、27ページの令和4年度大多喜町水道事業貸借対照表（本年度分）につきましては、それぞれの年度末現在の財政状況を表したものです。

28、29ページは、注記としまして、重要な会計方針についての記載となります。

30ページをお開きください。

令和4年度大多喜町水道事業会計予算積算基礎資料についてご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入ですが、款1水道事業収益、項1営業収益の予定額3



億464万7,000円は、前年度比76万2,000円の減で、目1給水収益の水道料金収入が主な内容です。

項2営業外収益の予定額1億8,028万5,000円は、前年度比2,584万4,000円の減で、目2他会計補助金の一般会計補助金、目3県補助金の県水道総合対策事業補助金、目6の消費税還付金が主な内容となっております。

次のページをお開きください。

続きまして、支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用の予定額4億6,707万1,000円は、前年度比1,771万3,000円の増で、目1原水及び浄水費の職員給料、パートタイム雇用の会計年度任用職員報酬、水質検査等委託料、浄水場に係る動力費、南房総広域水道企業団受水費、目2配水及び給水費の職員給料、フルタイム雇用の会計年度任用職員の給料、次のページになりますが、給水管等に係る漏水修繕費、舗装本復旧に係る路面復旧費、各加圧所の動力費、目3総係費の職員給料、各システム等の委託料及び各賃借料、次のページになりますが、目4減価償却費の建物等の有形固定資産減価償却費、目5資産減耗費の構築物等の資産除却費が主な内容となっております。

項2営業外費用の予定額2,716万5,000円は、前年度比29万1,000円の増で、目1支払利息の地方公共団体金融機構等の企業債利息が主な内容です。

項3予備費の予定額40万円は、前年度と同額になります。

次に、38ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入ですが、款1資本的収入、項1負担金の予定額184万8,000円は、前年度と同額で、目1加入負担金の水道加入者負担金が主な内容です。

項2企業債の予定額は5,300万円で、配水管布設替事業の財源として充当するもので、前年度比2億2,000万円の減となります。

次のページをお願いします。

続きまして、支出ですけれども、款1資本的支出、項1建設改良費の予定額1億1,060万3,000円は、前年度比2億7,858万2,000円の減となり、目2浄水施設費の横山浄水場水位計更新工事、目3配水施設費の職員給料、布設替工事材料費、舗装本復旧工事、配水管布設替工事などの工事請負費、目4固定資産取得費の量水器交換に伴う量水器費が主な内容です。

項2企業債償還金の予定額1億14万7,000円は、前年度比171万5,000円の増となり、目1企業債償還金で、財務省17件、地方公共団体金融機構48件分の企業債償還となります。

以上で、令和4年度大多喜町水道事業会計の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお

願いたします。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

これで、議案第23号 令和4年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

次に、日程第13、議案第24号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 初めに、予算書に誤りがありましたので、訂正のご報告をさせていただきます。皆様方には、正誤表をお配りさせていただきましたが、予算書22ページ、令和3年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予定貸借対照表をご覧いただきたいと存じます。

表の下から4行目、利益剰余金合計と、下から3行目、剰余金合計の金額ですが、それぞれマイナス表記が漏れてございまして、利益剰余金合計及び剰余金合計、それぞれマイナス3億5,551万2,000円ということで訂正をお願いしたいと存じます。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第24号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についてご説明させていただきます。

予算書の1ページ目をお開きくださいませ。

総則。

第1条、令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条の業務の予定量は、利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス4人、年間利用予定者数、施設介護サービス1万6,425人、居宅介護サービス240人。

収益的収入及び支出。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入は、営業収益と営業外収益と特別利益の合計した特別養護老人ホーム事業収益1億9,716万4,000円で、支出、特別養護老人ホーム事業費用は2億7,296万9,000円を見込みました。

資本的収入及び支出。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額102万円は過年度分損益勘定留保資金で

補填するものいたします。

次に、資本的収入及び支出予定額の資本的収入については見込んでございません。資本的支出は、建設改良費の102万円となります。

2ページをご覧ください。

一時借入金。

第5条の一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

こちらにつきましては、一般会計からの借入金を見込んでございます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条の予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項営業費用と第2項営業外費用との相互とします。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費2億175万8,000円でございます。

5ページから7ページは、令和4年度予算実施計画書で、目別の昨年度との比較になります。

続きまして、9ページをお開きください。

9ページは、令和4年度予定キャッシュ・フロー計算書で、業務、投資活動による1年間の現金、預金の流れを表しており、資金増加額は99万9,000円の減、資金期首残高3,088万9,000円、資金期末残高2,989万円となる見込みでございます。

続きまして、10ページから19ページは給与費明細書となります。

21ページをご覧くださいと思います。

21ページは、令和3年度予定損益計算書で、業務、投資活動による1年間の資金の流れを表しており、経常損失は9,553万9,000円となり、当年度未処理欠損金は3億5,551万2,000円となる見込みでございます。

22ページは、令和3年度予定の貸借対照表、23、24ページは、令和4年度予定貸借対照表になりますが、こちらにつきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、予算の明細につきましては、予算積算基礎資料により説明させていただきます。

26ページ、27ページをご覧くださいと思います。

初めに、収入でございますが、特別養護老人ホーム事業収益のうち、営業収益は、施設利用者の介護報酬となり、前年度比82.3パーセントの1億6,899万7,000円を見込みました。

次に、営業外収益の予定額は、前年度比64.2パーセントの1,404万2,000円で、前年との相違点としまして、外国人技能実習生の滞在資格の変更に伴う一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

次に、特別利益の予定額は1,412万5,000円で、過年度介護報酬の増額、再請求を行いますので、その再請求による増額を見込みました。

次のページをご覧ください。

支出になります。

項1 営業費用、目1 総務管理費の予定額1億5,522万2,000円は、職員24名分の給与、各種手当、法定福利費、健康診断等の委託料、各種システム類の使用料となり、前年度比91パーセントとなります。

次のページをご覧くださいと思います。

目2 施設管理費の予定額2,080万8,000円は、前年度比102パーセントとなり、内容は、介護用消耗品や医薬材料費、給湯・暖房用のボイラー燃料費、エレベーターや浄化槽等の点検委託料、電気、ガス、水道の光熱水費等でございます。

目3 居宅介護事業費の予定額269万円は、前年度比90.2パーセントで、会計年度任用職員1名分の報酬、手当、法定福利費でございます。

次に、目4 施設介護事業費の予定額6,356万5,000円は、前年度比98.8パーセントで、主なものとして、会計年度任用職員18名分の報酬及び給料と法定福利費、嘱託医の報酬、協力医委託料等の委託料、給食等の賄い材料費となります。

次のページをご覧くださいと思います。

目5 減価償却費の予定額1,741万7,000円は、前年度比97.1パーセントの減額となります。

目7 外国人技能実習生受入事業費1,135万1,000円については、外国人技能実習生の賃金、法定福利費や受入れに関連する経費でございます。昨年度比108.3パーセントで、技能実習生の報酬、監理団体への負担金の増による増額となります。

項2 営業外費用の予定額は、前年度と同額でございます。

項3 特別損失、目1 過年度損益修正損141万5,000円につきましては、過年度介護報酬再請求に係る返還金となります。

項4予備費の予定額は前年度と同額でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、令和4年度は見込んでございません。

続いて、支出でございますが、施設整備費102万円でございます。工事請負費50万円は、施設の修繕等に係る工事請負費、備品購入費52万円は、居室のエアコン等備品の更新費となります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（麻生 勇君） ご苦労さまでした。

これで、議案第24号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の説明を終わります。

以上で、一括議題とした議案第18号から議案第24号までの令和4年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算の提案説明を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週8日及び9日の午前9時から、合同での常任委員会協議会がこの場所で開催されますので、よろしくお願ひします。

3月8日は、総務文教常任委員会が所管する事務について、また3月9日は、福祉経済常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月15日は、午前10時から本会議を開きますので、ご参集願ひします。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会とします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

（午後 2時55分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

( 第 3 号 )

令和4年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和4年3月15日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	渡辺善男君	2番	渡邊泰宣君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	7番	山田久子君
8番	渡辺八寿雄君	9番	山口定夫君
10番	森久君	11番	吉野一男君
12番	麻生勇君		

欠席議員(1名)

6番 吉野僖一君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	多賀由紀夫君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

### 議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第18号 令和4年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第19号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第20号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第21号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第22号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第23号 令和4年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第24号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 8 発議第 1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 夷隅環境衛生組合議会議員の選挙
- 追加日程第 1 発議第 3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議について



---

### ◎開議の宣告

○議長（麻生 勇君） おはようございます。

町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

なお、滝口代表監査委員におかれましては、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告いたします。

本日は、審議期間の最終日となりますが、よろしく願いいたします。

本日、6番吉野僖一議員から、所用のため欠席する旨の通告がありましたので報告します。ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

(午前10時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（麻生 勇君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） おはようございます。

今日は議会最終日ということで、出されております議題につきまして無事採決させていただきますよう、よろしくご配慮のほどお願い申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきたいと思えます。

第1回議会定例会3月会議行政報告。令和4年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議長をはじめ議員の皆様方には、年度末のお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のもので、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承をいただきたいと存じます。

さて、本日の会議は、令和4年度当初予算に係る質疑と採決になっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針を説明させていただき、先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の説明をさせていただいたところでございます。

令和4年度一般会計予算は、第3次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略の計画の期間の2年目であり、計画に位置づけた各事業を着実に推進するための予算とさせていただいております。

また、介護保険特別会計予算は、第8期介護保険事業計画の2年目であり、計画に基づいた予算とするなど、特別会計及び企業会計におきましても目的に沿った予算とさせていただいております。

議員各位におかれましては、ご審議の上、可決くださいますよう改めてお願い申し上げ、行政報告に代えさせていただきたいと思っております。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（麻生 勇君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（麻生 勇君） 次に、諸般の報告であります。3月3日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思っております。

なお、このうち、3月4日に第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきましては、私、麻生から報告いたします。

令和4年3月4日、午前10時から夷隅環境衛生組合において、令和4年第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開かれました。

議案4件の審議と副管理者の選挙が行われました。

議案第1号 夷隅環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、当該職員またはその配偶者が妊娠または出産等についての申出があった場合における措置及び勤務環境の整備に関する措置を加えるもの。

議案第2号 令和3年度夷隅環境衛生組合関係補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2,213万6,000円を追加する補正予算で、主な内容は給与改定に伴う人件費の減額及び施設改修基金への積立てです。

議案第3号 令和4年度夷隅環境衛生組合会計予算は、歳入歳出予算総額4億3,503万5,000円とするもので、前年度と比較して5,452万3,000円、率にして14.3パーセントの増額となり、議案第1号から第3号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 夷隅環境衛生組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、御宿町の吉野健夫が識見を有する監査委員に選任されました。

次に、夷隅環境衛生組合副管理者の選挙が行われ、指名推選により大多喜町の平林町長が選出されました。なお、議案の詳細についてはお手元に配付の議案のとおりでありますので、ご確認をいただければと思います。

以上で報告を終わります。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（麻生 勇君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第3号）により進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

---

### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第1、議案第18号から日程第7、議案第24号までの令和4年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月2日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、令和4年度の各歳入歳出予算書から質疑され、質疑の際は必ず予算書のページを示していただくとともに、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意願います。

また、質疑については、過日新年度予算に係る合同による常任委員会協議会で詳細な説明と質疑がされておりますので、会議規則どおり、各会計の議題について1人3回までとし、あわせて1回の質問で多岐にわたることがないように、1つずつ簡明に質疑されるようお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

議案第18号 令和4年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとします。また、歳出については款ごとに行います。

初めに、歳入及び款1 議会費、款2 総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 予算書51ページの交流促進事業、これの委託料の中にワーケーション推進業務委託料と、当初予算の概要書のほうに同じ交流促進事業で、シティプロモーション動画コンテストとあります。これは、どのような内容の違いがあるのでしょうか。

予算の中ではこれは分けて予算計上してあるのか、それともワーケーション推進業務委託料の中にこの予算も入っているのか、お聞かせください。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まず、この両事業でございますけれども、ワーケーションの事業につきましては、交流促進事業のほうに予算要求させていただいております。また、定住促進化事業のほうには、すみません。失礼しました。この事業については別々の事業になりますけれども、目的については、両事業とも町のPRや定住化につながる事業でございます。

それぞれの事業についての内容でございますけれども、まず、ワーケーションの事業でございますけれども、コロナ禍で働き方が変わり、会社の出勤などしなくても地方で働けることが広まりつつある中で、都心等で暮らす方を対象に、10名程度町の観光施設等に滞在していただいて、体験してもらうような事業を考えております。

それと動画コンテストにつきましては、シティプロモーションの関係でございますけれども、これにつきましては動画コンテストというような形で考えております。多方面からの視点により、大多喜町の新たな魅力を掘り起こして、ユーチューブなどにアップするなどし、大多喜町をPRして観光振興につなげたいと考えております。

以上になります。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） そうするとこれは、今のワーケーション推進業務も要は内外に情報発信するような推進をすると。大多喜町のよさとかをとということですかね。大多喜町が働きやすい職場だよというようなことを内外に発信すると。シティプロモーションも内外に情報発信するようなことということ。

それと、町長が公約の中でも言っていましたユーチューブですか、ユーチューブも動画とか、いろいろ大多喜町のよさをつくってもらって、内外に大多喜町のよさを発信して、多くの人に関心を持ってもらって大多喜町に遊びに来たり、定住化してもらったりということだと思っておりますけれども、さっき言ったユーチューブとかシティプロモーションとかワーケーションとか、情報発信するということは非常に関連性があるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はどのような施策で、似ているんじゃないかと思っておりますけれども、非常に。予算の執行に当たっては、関連性を持たせてやるということによろしいんですか。それとも全然別個に、もう別の行動でやるのか、関連して予算を執行するのかお聞かせください。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 先ほどもご説明したとおり、お答えさせていただいたとおり、両事業とも目的は町のPR、それから定住化等につながる事業でございますので、幅広く発信するような目的で事業を考えておりますので、予算的には別々の事業に予算計上してありますけれども、目的は同じ事業と認識しております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

歳入及び款1議会費、款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費、款4衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 77ページはここでいいんでしたっけ。児童クラブ運営事業。ここで質問していいんでしたっけ。すいません、児童クラブ運営事業。

今度児童クラブが新しく大多喜小学校の敷地内にできまして、運営事業そのものもかなり、運営自体が少し違ってくるのかなと思っていましたけれども、車の借上料が減ったということなんですかね。それ以外はほとんど似通っているという状況なんですけれども、新しい施設ができると、運営事業自体が新しいこととか見直しが行われて運営するのかなと思っていましたけれども、これはほとんど運営自体は変わらないということでしょうか。

それと、せんだって現場も見させていただいたんですけれども、まだ環境整備が不十分なところがあるやにちょっと感じました。建物は立派にできたんですけれども、周壁とか進入路とかです。ね樹木の関係とか……

○議長（麻生 勇君） 根本君、お願いします。マイク向けて。

○5番（根本年生君） 環境整備の予算等もこの運営事業の中に来年度計上してあるのか。それとも、この運営事業の中にそういった予算が計上していないとしたら、どこかでそれが見えるのか、教えてください。

○議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの根本議員からのご質問なんですけれども、まず児童クラブの運営事業、場所が変わってどのような運営の仕方をしているか。運営の費用のほうに

ついてということなんですけれども、こちら例年、昨年度と予算と比較しますと130万ほど減額しております。これにつきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり借上げのバス、あと委託につきましても浄化槽とか、それから今まで小学校の浄化槽をやっていました。それが規模が小さくなって、委託料とか減った部分が主なものとなっております。その分で減額というふうになっています。

続きまして環境整備、こちらにつきましては、ほぼ今のところで柵とかそういうものは整備しております。入るところには全て碎石を敷いて、敷きならしてございまして、取りあえず今のままで運営していきたいというふうに考えています。

ただし、今回、先ほど言った来年度の予算につきましては、そういう環境整備の予算は計上しておりません。今後周りのビオトープもしくは石垣、あとはまた周辺にも空いている土地がございます。こちらのほう平行して、今後大きなエリアで整備できたらいいなというふうに考えております。また、その際には予算に計上しまして、議員の皆様の方に審議していただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

款3 民生費、款4 衛生費の質疑を終わります。

次に、款5 農林水産業費、款6 商工費、款7 土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 103ページの観光協会の補助金の件でお伺いします。

前年度、前々年度は補助金が534万円だったのが今年度1,060万円補助をして、それで今年また830万ということで、結構浮き沈みが大きいんじゃないかと思っています。前回のときには、コロナの影響で観光協会さんが大変厳しい状況に置かれたので、補助金をちょっとプラスしたようなことじゃなかったかなと思うんですけれども、今回またコロナの状況もずっと長く続いていてですね、観光協会さん自体も大変厳しい経営状況というか、運営じゃなかろうかと思うんですけれども、これがなぜまた800万、200万ほど減額されてしまったのか。観光協会さん、これから大多喜町も観光には力を入れていくということですので、主軸となる観光協会さんの予算が削られたのはなぜでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの根本議員のご質問にお答えさせていただきます。

前年度と200万円ほど減額ということでございますけれども、人件費については5万円ほど減になっておりますけれども、前年度と比較すると、それほど変わっていないという状況でございます。大きな減額の部分につきましては、地域巡りバスについて委託していたものを今年度はしなくなったというところでございます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 地域巡りバスの事業をやめたということですかね。このバスの事業、大多喜町は、どこを観光するに当たっても2次交通が大変不便だよという声は多く聞かれた中で、このバスの運行を始めたものだと思うんです。やはりこれ多くの観光客さんとかに聞いても、いすみ鉄道で来たけれども、高速バスで来たけれども、足がなくて非常に困っているというような状況はいろいろな方面から聞くんですけれども、バスの運行をやめたということなんですけれども、改めて2次交通に対する予算を計上して、何とか2次交通の確保をすべきではないかと思っておりますけれども、なぜ今年度そのような予算が削られてしまったんでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの根本議員のほうのご質問ですが、観光協会のほうに昨年度委託して実施しようとしていた巡りバス、この事業ですけれども、もともと企業等から協賛金を頂いたりして、無料のバスということで運行していたバスだと思います。今年度予算のほうを計上させていただいて、運行させられればということで考えてはおったんですけれども、観光客等もコロナの影響もありまして減っていた状況、また利用者の方などの状況を見て、観光協会のほうもたけゆらさんとも共同して運行させるような方向性で考えてはおったんですが、来年度以降そういったものを走らせられないというようなことから、来年度の補助金のほうは、減額したようなふうになったんだというように、私のほうでは承知しております。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 今年度ですかね、必要があるからバスの運行、経費を計上してやっぱり2次交通というのが大事だから、何とかしたいという思いで予算計上したけれども、様々

な理由があってそれが実施できなかったということはいいんですけれども、ただ、これはやっぱり非常に大切なものであると認識していますので、来年度何らかの形で予算計上して、やっぱり2次交通をやっていくんだというようなこと、今観光客が減ってしまったので、利用客がそんなに見込めないということの説明だったと思うんですけれども、最近ではぼちぼち、去年くらいから最近町なかも、結構観光客の方がちょっと前よりは訪れているような気がします。やっぱり2次交通は非常に大事です。それを何とか予算に計上してもらいたかったんですけれども、していないということであれば、今後2次交通の予算についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） これは、今まで課長さんのほうからお答えのあったとおりでございます。予算のほうは減額しております。

一つは、無償バスということで走らせていたものでございます。これについては、もう既に車両のほうもないということで、運行のしようがないというような現状でございます。それと、このコロナの関係で、やはり走らせても乗らないというような場合も非常に多くて、小さくしても逆に密になってしまいます。そういう問題があって、なかなか仮に有償で走らせたとしても、乗られる方はあまりいないのかなというような現状になっております。

ただ、おっしゃるとおり、いろいろな面で足を確保するというのは観光客だけに限らずに、町民の方の足を確保するというのは、非常に大切なことだと思っております。そういう中で、今いろいろなバス運行なんかも現実実施しておりますけれども、タクシーなんかも利用できるようになっておりますので、そういったもので当面活用していただいて、コロナがもう少ししっかりとした対応ができるような形になれば、その段階でまた町としても考えていければというふうに思っております。

ですから、今年の当初予算には計上しておりませんが、当然のようにいろいろなところからのニーズ、あるいはそういったものがあれば、それは町としても考えていっておりますので、どういう形がいいのか、それをしっかりと見極めながら対応していきたいというふうに考えています。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。



次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 129ページの図書館管理運営事業。今年度、町史編さん事業というのが予算計上されていましたが、いろいろな理由があって実行されていないようです。町史編さんというと、図書館が主体となってやるべきものだと思いますけれども、やはり前回、町史編さんのあれが終わって、今、大多喜町町史ができたのがもうかなり、もう30年以上前のやつで、必要があって町史編さん事業をやろうよということでやったと思うんです。今回この図書館管理運営事業の中には、その町史編さんの費用は入っているのか、入っていないのか。その町史編さんの事業自体はどうなっちゃったのか。

やはりこれから大多喜町に誇りと愛着を持つには、やっぱり過去の歴史をよく知って、大多喜町はこんなに素晴らしい町だったんだよと、先人たちはこういった苦勞をして、一生懸命町を支えてきたんだよというような、そういったものがあるのとないのとでは、やっぱり町民が町に対する愛着というような面も、かなり違ってくるんじゃないかなろうかと思っています。町史編さん事業については、この図書館管理運営事業の中で予算計上してあるのか。もししていないとしたら、今後どのように考えていくのかお聞かせください。

○議長（麻生 勇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） 町史編さん事業についてですが、令和4年当初での予算要求はございません。

まず、既存の町史についてですが、大多喜町の原始時代に遡って昭和期までについて作成されたもので、当時、大多喜町の歴史を研究された専門的な方に執筆いただいております。また、現在進めております町史につきましては、平成期を対象に作成していくものですが、今年度では、平成期の町史作成に実績のある事業者に大多喜町の規模や特性を踏まえて、構成内容や作業手順について相談をさせていただいてきたところです。しかしながら、8月の緊急事態宣言以降のコロナ禍の影響で、進捗が遅れている状況になっておりますが、引き続き業務を進める中で、必要な予算が具体的になりましたら、予算要求させていただきたいということで考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） そうしますと、諸々の事情により、今年度は町史編さん事業は行わなかったけれども、来年度以降必要があるとすれば、補正予算なりなんなりで組んで、町史編さん事業は行うということでよろしいでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） そうですね、今検討しております構成内容や作業手順につきまして具体化が図れたところで、予算のほうをまた要求させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 133ページの海洋センター屋外施設管理運営事業。この中で、シルバー人材の委託料か何かが増えているんですかね。それで、今度あそこに遊園地が恐らく5月頃、6月頃に完成して運営すると思うんですけれども、やっぱり物ができるといろんな面で管理、維持管理とか費用が発生してくると思います。その費用は、この海洋センター屋外施設管理運営事業の中にどの程度組み込まれているのか。

それと、やっぱり物ができると維持管理、特に遊び場ということであれば子供たちが遊ぶわけですから、十分な管理体制は整えていかなくちゃいけないと思っていますけれども、その辺の管理維持に関する予算は、どのようになっていますでしょうか。

○議長（麻生 勇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米本敏克君） 根本議員からのご質問ですが、133ページ、海洋センター屋外施設管理運営事業、おっしゃるとおり、12委託料のシルバー人材センター委託料の中に、公園の除草作業を予算計上させていただいております。

例年ですと、この委託料のところ60万強の予算をいただいております。公園の除草作業ということで、20万円ほど上乗せして要求させていただいております。

また、管理の中でその他かかってくる費用としましては、令和4年度当初で予算要求はしていないんですが、公園の点検業務ですね、遊具の。それにつきましては、国交省のほうで示されています都市公園における遊具の安全確保に関する指針、こちらに順じまして、点検業務のほうを進めてまいりたいということで考えております。

点検業務としましては、我々職員が月1で行う日常点検、それから資格者が年1回行う定期点検がございますが、定期点検につきましては、おおよそ10万円ぐらい予算がかかってく

るんですが、これにつきましては設置事業者のほうで、3年間無償で提供いただくことになっておりますので、そちらの点検費につきましては予算のほう、計上してございません。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで令和4年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生 勇君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 私、賛成の立場から討論させていただきます。

令和4年度一般会計予算の総額は、昨年度より6.5パーセント、3億2,100万円の増の52億3,000万円と積極的な予算編成となっております。依然として続く新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、第3次総合計画後期基本計画及び第2次総合戦略をはじめとする各種の計画との整合性を図り、重点事業を中心に予算が編成されております。

本町の重要課題であります人口減少については、早急に取り組みなければならない課題で、子育て世代への支援は大変重要であり、出産祝い金及び入学祝いポイントの支給、子ども医療費の助成、学校給食費の無償化など、子育て世代に寄り添った事業が展開される内容となっております。限られた財政の中で、子育て世代へ手厚い事業が展開される本予算は、非常に評価され、今後人口減少に歯止めをかけることにつながるよう、期待するところでございます。

また、集落の課題解決に向けた取組などを実施する集落支援員事業や深刻化している鳥獣被害に対する有害鳥獣駆除対策、荒廃農地の解消に向けた農地の活用の取組、また、アフターコロナを見据えた面白峡遊歩道の整備や観光PR施策の充実、町道や橋梁、トンネル等の整備、維持及び補修に加え、コンビニでの各種証明書等の交付やマイナンバーカードの取得推進など、随所にバランスの取れた予算編成となっております。

このようなことから、福祉や医療、生活支援などの社会保障費はますます増大するなど、財政状況が厳しい中でよく工夫して編成された、令和4年度大多喜町一般会計予算について、私はこれに賛成するものであります。

最後に、令和4年度一般会計予算の執行に当たり、何事も町民目線で行われることをお願い申し上げます、賛成討論といたします。

終わります。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号 令和4年度大多喜町一般会計予算について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号 令和4年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第2、議案第19号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第19号 令和4年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第3、議案第20号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 次に、賛成者の発言を許します。

7番山田久子君。

○7番(山田久子君) 私は、令和4年度大多喜町国民健康保険歳入歳出予算に賛成の立場から討論させていただきます。

大多喜町国民健康保険加入者の方々から、保険料が高いとの声を長年いただいておりますが、昨年度は平等割を廃止し、本年度も引き続き実施をしてくださっております。また、国の制度改正により、令和4年4月からは、未就学児均等割分がそれぞれの均等割額に対し、その5割が公費により軽減されることとなりました。本町でも26世帯、30人のお子様が子育て世帯の経済的負担軽減が図られる見込みとなっております。保険料の軽減が図られておりますことや特定健康診断事業での個別健診の新たな取組、また、若い世代を含めた運動の推

進の取組なども検討され、コロナ禍における問題点にも取り組んでおりますことなど、各種事業の見直しと改善を続けていられる姿勢などから、簡単ではありますが、私は賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第20号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第4、議案第21号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第21号 令和4年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(麻生 勇君) 日程第5、議案第22号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(麻生 勇君) 次に、賛成者の発言を許します。

7番山田久子君。

○7番(山田久子君) 私は、令和4年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出予算について賛成の立場から討論させていただきます。

大多喜町では、包括支援センターをはじめ、各事業所様やボランティアの皆様のお力添えをいただき、高齢者の日常生活の維持、向上、見守りに力をいただいておりますが、長引くコロナの影響で、つながりの難しさと体力をはじめ健康を維持することの難しさ、また事業を継続していただいていることの難しさを感じております。また、個々の細かい対応が求められるケースも増えてきているようにも感じております。

被保険者さんへの制度内容の周知なども、今まで以上に行っていただくことを希望しながら、コロナの状況が見えない中ではありますが、それぞれの立場における感染対策に気をつ

けていただき、各種事業の実施にご努力をいただきたいことをお願いして、私は簡単ではございますが、賛成討論とさせていただきます。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第22号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第6、議案第23号 令和4年度大多喜町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（麻生 勇君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 私は、令和4年度大多喜町水道事業会計歳入歳出予算について賛成の立場から討論させていただきます。

水道事業会計の限られた予算の中で、配水管布設替え工事や給水鉛管の布設替え工事が予



定されておりますが、縦割り行政ではなく、県や建設課さんとの道路改良工事に合わせるなど、舗装復旧費の軽減を図る対策が取られ、経費削減に努められていることが見て取られます。

今後、統合に向けた準備も始まるようですが、町民の日常生活に欠かすことのできないライフラインの一つですので、それまでも気を抜くことのない事業推進をお願いし、簡単ではございますが、私の賛成討論とさせていただきたいと思います。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 令和4年度大多喜町水道事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号 令和4年度大多喜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第7、議案第24号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、初めに反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番吉野一男君。

○11番（吉野一男君） それでは、令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について賛成の立場から討論をさせていただきます。

特別養護老人ホームにつきましては、大多喜町特別養護老人ホームに関する方針に基づいて、令和5年3月に町内に開設予定の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と連携して民営化を図るということとなっております。

そのような中で、令和4年度におきましては、これまでの赤字決算により運営費に充当できる資金が不足し、町一般会計より運営費の貸付けを受けないと運営ができない状況であるということ踏まえ、より一層の経費削減を努めるとともに、歳入確保に取り組んで、少しでも経常損失を減らせるようお願いいたします。

施設の運営自体も残りの期間が限られていますが、これまで同様に、入所者に寄り添った介護の提供を心がけるとともに、入所者や職員の今後の処遇について、十分配慮して進められるようお願いしまして、令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（麻生 勇君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第24号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

なお、11時5分から再開します。

（午前10時53分）

○議長（麻生 勇君） 皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 04 分）

---

◎発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 日程第 8、発議第 1 号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 発議第 1 号の説明をさせていただきます。

それでは、発議第 1 号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

3 月議会初日、議案第 2 号として、行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の議案が上程され、可決、成立しました。

この条例の内容は、国の指導により行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しが進められ、新型コロナウイルス感染防止や行政手続の効率化を図るため、大多喜町においても行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し基準を定め、洗い出し調査を行い、該当する押印等についての見直しを行ったものです。この条例により、本町議会政務活動費の交付に関する条例の申請等の押印が見直されることになりました。本町議会委員会条令第 27 条においてもこの基準に該当することから、議会運営委員会で審議し、委員の連名をもって提出するものであります。

改正の内容は、本条例第 27 条、委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならないのうち、「署名又は記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入ります。

発議第 1 号。

令和 4 年 3 月 1 日。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一、賛成者、同、渡邊泰宣議員、賛成者、同、末吉昭男議員、賛成者、同、根本年生議員、賛成者、同、山田久子議員。

大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

説明に当たり本文の朗読を割愛し、要点のみの説明とさせていただきます。

大多喜町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「署名又は記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で発議第1号の説明を終わります。

よろしくご審議いただき、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎夷隅環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（麻生 勇君） 日程第9、夷隅環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員の数は1人であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選によることに決定しました。

それでは、夷隅環境衛生組合議会議員に6番吉野僖一君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました1名を夷隅環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました1名が夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま夷隅環境衛生組合議会議員に当選された吉野僖一議員に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をしますが、吉野僖一議員が本日欠席しているため、電話により告知しますので、ここでしばらく休憩します。

(午前11時12分)

---

○議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時14分)

---

○議長(麻生 勇君) 夷隅環境衛生組合議会議員に当選されました吉野僖一議員に当選の告知をし、本人の承諾を得ましたので報告いたします。

---

◎日程の追加

○議長（麻生 勇君） お諮りします。

ただいま末吉議員ほか5名から、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に抗議する決議についての発議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員から発議案を配付いたします。

（「議案配付」）

○議長（麻生 勇君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 配付漏れなしと認めます。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生 勇君） 追加日程第1、発議第3号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議についてを議題とします。

事務局職員をして、議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（宮原幸男君） それでは、発議案を朗読いたします。

発議第3号。

令和4年3月15日。

大多喜町議会議長、麻生勇様。

提出者、大多喜町議会議員、末吉昭男、賛成者、同、野村賢一、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、山田久子。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に抗議する決議について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、ウクライナでは多くの国民が犠牲となり、負傷者も増え続け、数多くの難民が生じている。

力による現状変更の試みは、平和を希求する国際的な秩序に対する明らかな挑戦で、断じて許されるものではない。

さらにプーチン大統領による核の使用を示唆する発言に対しても、厳しく非難するものである。

大多喜町議会は、ロシアに対して一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、軍の即時撤退、国際法の遵守を強く求める。

政府においては、国際社会と緊密に連携し、あらゆる外交手段を駆使して、毅然たる態度でロシアに対する制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件での完全撤退と速やかな平和の実現に全力を尽くすとともに、在留邦人の安全確保や国民生活にもたらす影響を最小限に抑えることに万全を尽くされるよう強く要請する。

以上決議する。

令和4年3月15日。

大多喜町議会。

以上でございます。

○議長（麻生 勇君） 次に、提案理由について提案者の説明を求めます。

4番末吉昭男君。

○4番（末吉昭男君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始し、子供を含む民間人など多くの尊い命が奪われています。このことは、国際社会の平和と秩序を脅かすものであり、人道的にも断じて容認できるものではありません。

ロシアに対してウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止し、国際法の遵守を強く求めるとともに、政府に対して現地在留邦人の安全を図り、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でロシア軍のウクライナからの撤退を求めるため、野村賢一議員、渡邊泰宣議員、根本年生議員、山田久子議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、決議の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりでございます。

よろしくご審議をいただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（麻生 勇君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、明日16日から本年6月30日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

よって、明日16日から本年6月30日まで休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（麻生 勇君） 本日はこれをもって散会とします。



お疲れさまでした。

(午前 11時24分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 渡 辺 善 男

署 名 議 員 吉 野 一 男